

第四章 近代

第一節 新しい世の中

(一) 明治政府のもとで

1 新しい世の中への動き

慶応三年（一八六七）十月十四日、徳川幕府の第五代将軍徳川慶喜によって大政の奉還の上表が行われた。ついで同年十二月には王政復古の大号令が出され、摂政・関白・将軍職が廃止された。薩長を中心にした討幕派と、幕府側との間に鳥羽・伏見の戦いがはじまり、以後、官軍による東北遠征、箱館戦争にいたる戊辰戦争を経て、実質的に明治二年（一八六九）五月、天皇を中心にした新しい統一国家が誕生した。

その大部分が旗本領であった東庄地域では、徳川幕府の崩壊と共に、戦場にこそならなかったが、一大変革の時に遭遇し、不安な世情の一端をものがたる史料がみられる。

すなわち、東今泉村では、慶応四年八月、どこか誰ともわからない二人の武士とその下僕一人との三人により、三〇〇両余の金子を強奪され、一〇〇両を強奪された。そして、金町村近辺の者ではないかということ、その探索と取返しを願った、組頭と百姓惣代の歎願書が水戸の御役所に出されている（青柳富家文書）。また、大政奉還後も、旗本領には天朝料の榜示杭の設置が命ぜられ、官軍の奥州筋進攻のため人馬の助郷の廻状が順達されている。一

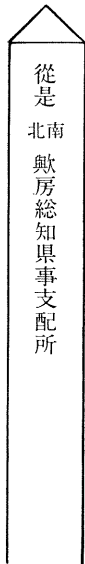
方、官軍の名をかたつて金穀を強要するものに対しては、印鑑の提示を求め、あらかじめ布達した印鑑と異なるものに対しては、用捨なく処置するように、民政裁判所より次のような回章（上代和男家文書）が出され、騒然とした状態がうかがわれる。

当月中旬

天朝御料相成榜示杭打改等相達申候処、認方区々ニ相成候分茂有之、不都合ニ候間、以来左之雛形之通り書替可申候、尤月附之義ハ辰七月与相認可申候事

但本領安堵旧旗下知行処分分茂同様相心得可申事

雛形



御達御回章之写書

今般官軍奥州筋江出張ニ付、右通行繼立ニ限り、左之通り村々水戸道中小金町当七月朔日より勤埋之積を以、当分助郷申付候間、右宿役共より相触次第、人馬無滞り差出し、宿助郷平等之割合可相動もの也

辰八月十日 民政^(ママ) 戴判所 印

右は御官軍其外諸家様方御通り多く、御繼立ニ付前書之通り御印状頂戴被仰付候間、右御本紙廻達可仕候処、万一墨附汚等出来候而ハ、曾而村々難義ニモ相成候ニ付、則写ヲ以御達申候間、右拝見承知為御受印、来廿一日当所年寄藤十郎方江三判御持参御出張可被成、此廻章村下より被成請印、刻付ヲ以順達留村より御返可被候、以上

辰八月十五日

水戸道中

午上刻 小金町

年寄 藤十郎 印

同 惣吉 印

同 邦造 印

下総国香取郡

須賀山村始

窪野谷村

小貝野村

和田村

神田村

櫻井村

船戸村

近来在々所々ニ賊徒共、官軍之姿ニ仕成押入盜、又は金穀強談等致シ候族も有之哉之趣不届ニ付、右体之所業候もの有之ニおゐてハ、於其所速ニ搦捕、其筋江可訴は勿論之事ニ候得共、今般格別嚴重之御取締筋被仰出候ニ付而ハ、別紙印鑑壹枚宛一村毎ニ下渡遣候間、以来官軍出役之由申唱来り、金穀人馬等之儀ニ付強談ニおよぶもの有之候節ハ、右印鑑を以て引合真偽可相糺、若其者引合印鑑取持不致ニおゐてハ、無用捨差押置、其筋に可訴候、若手ニ余候ハ、何様嚴重之所置および候而不苦候事、右之通り被 仰出候間、関八州万石以上領分相除、御領并社寺領万石以下知行所村々江、別紙印鑑壹枚宛下渡もの也

民政裁判所（旧幕府領や旗本領に一時的に設けられた政府の優先機関）

またごく一部ではあるが、維新の争乱に身を投じた郷土の人もあり、次の史料（多田庄兵衛家文書）にみられるように家を出て行方知れずになって脱籍されていた人が、実は官軍に加わっており、後に復籍を願ひ出した例がある。

乍恐以書附奉願上候

第四大区小十区

香取郡須賀山村

戸長 土屋吉郎兵衛

長男 土屋幸太郎

同 充智

当戊二十五才

右之者義、去明治元年辰年九月無罪ニ而風与脱籍仕候ニ附、前処相尋候得共、行衛相分り不申候ニ附、尚尋中之処此度帰郷仕候間始末相尋候処、同年 王政御一新ニ付、屢勤王之志願ニ候得共、嗣子之事故親戚之異見難固辭、無余儀脱籍仕、元尾張従一位様御附属帰順正気隊江御加入相成、奥羽追討之役、彼地出兵御平定後、尾州へ御取連ニ相成、翌明治二戊巳年二月、前書奮戦戮力之廉ヲ以、給禄六石御扶持式人口江外ニ為御賞典、高六石を終身下賜り、明治四年辛未十月迄奉仕罷在候処、同月東京鎮台江被徴、第十四大隊ニ奉職罷在候内、脱籍之者ハ復籍無之候而は不相濟、御規則拜承仕、依之度々暇願差上候得共、隊中之御規則敵爾ニ而何分除隊難相成、去癸酉六月迄勤務罷在候得共、不得止、尚再三出願仕候処、漸く同月七日願之通御聞届相成、一ト先尾州江立戻り、去十一月三十日、別紙之通り復籍御聞届ニ相成、尤前書賞典禄高六石ハ終身可被下置旨被御申渡、今般帰郷之上右之趣申聞候、右奉職之段本人帰郷無之内は更ニ治定不相分候ニ付是迄御届も不奉上、甚タ不都合之至り奉恐入候、本人義当今ニ至り而は帰農志願之外無御座候ニ付、何卒御仁恤之御沙汰ヲ以、願之通復籍被仰付被成下置度、親類加判此段偏ニ奉願上候、以上

右村

親類

土屋助右衛門

新治県権令中山信安殿

また次の一文は、戊辰戦争に名古屋藩に編入されて奥州を転戦した穗野実通の手記（舟戸区 穗野誠家文書）の前書きであり、そのあとに当時のことをよんだ漢詩が記されていて、その様子を物語っている。

余は故下総の国香取郡船戸村の人なり。大政復古の際、名古屋藩に属従して奥州に出兵し、以後該藩に奉職す。一旦病を以て箱根に赴き、是より故郷に帰省し、ここに日あり。畏も政体革命に当り、藩また愛智県に改正し金禄、公債証書を附与せらるるに及び、乞ひて故郷に還住するを得たり。故郷は方今千葉県の所管なり。故に該県に転族す。世務を長男菅谷五一郎に委任し、以て退老の地と為す。専ら思を文墨算数、及び風月花鳥に寄するのみ。是れ此の篇は名古屋に在る前自ら成る所、而る後増補し、以て家童をして読ましむる所なり。（原文は漢文）

これらのことから、直接戦場にはならなかったものの、さまざまな変遷と体験をへながら、新しい時代を迎える郷土の動きがうかがわれる。

副戸長
山本八右衛門

同
常世田惣右衛門

戸長
土屋吉郎兵衛

2 地方政治の変革と郷土の村々

(1) 宮谷県下の郷土の姿

天皇を中心にした新しい政府は、慶応四年（この年九月八日、明治元年となる）三月一日には五箇条の御誓文を宣布して、新政府の方針を示した。ついで政体書が出され、府藩県三治の制が定められた。藩は、従来の藩主を知藩事として管轄させ、旧代官支配地・旗本知行所は府県に統轄された。房総は二三の藩と、安房上総知県事と下総知県事の管轄地からなっていた。東庄の地域は大部分が旗本領であったため、柴山典が支配する安房上総知県事の下に統轄され、一部は小見川知藩事、安中知藩事に分治された。明治二年二月九日、安房上総知県事の支配した地域は宮谷県と改められた。庁舎を山辺郡宮谷（山武郡大網白里町）の本国寺に設け、柴山典が権知事に任命され、四月七日転職、柴原和が権知事として赴任した。

当時の東庄の村々は宮谷県、小見川藩、安中藩に分轄されていた。その状態を東大社の「氏子戸数人口調」によってみると第1表のようになる。徳川時代、大名領と旗本領に分轄されていた村は、この時も分轄されたわけである。このように一つの村でありながら、異った県の管轄に入っていることは注目すべきことである。

村に関して最初に出された法令は、明治二年九月十二日「村々名主組頭定使給米姑旧慣ニ依ラシム」という「達」であるといわれる。名主などの給米は従来どおりということである。そして年貢なども旧制によっていたことがわかる。今郡村の年貢について次のような覚書（宮口祥雄家文書）が残されている。

第1表 氏子戸数人口調

村名	戸数	人口	県名
宮本	一五〇	一〇〇〇	宮谷
青馬	八一	四三八	宮谷
今郡	二八	二〇七	宮谷
谷津	二六	一四八	宮谷
羽計	七二	四六四	宮谷
石出	一〇	五四	安中
今泉	八〇	五一八	宮谷
新宿	七八	四八五	宮谷
小南	六二	三四八	宮谷
粟野	一三七	八〇六	宮谷
夏目	一〇〇	三五七	安中
〃	二〇	一八九	宮谷
小座	四一	一四六	宮谷

八重穂	一四	八七	安中
大久保	二六	一三二	安中
〃	三一	一六七	宮谷
舟戸	四〇	二二三	宮谷
和田	四二	二三五	宮谷
神田	三二	一七七	宮谷
小貝野	二八	一四二	宮谷
窪野	五六	三二八	宮谷
〃	七	四〇	小見川
大友	二四	一四〇	宮谷
高部	三二	一九四	宮谷
平山	四五	二六三	小見川
櫻井	六三	二三八	宮谷
鹿野	五七	三三五	宮谷
須賀山	三〇	一、五七	宮谷

(より。人口調による。戸数、人口調による。)
 4年現在の戸数、人口調による。
 明治6年現在の戸数、人口調による。
 神の戸数は明治6年現在の戸数、人口調による。
 左右大社の戸数は明治6年現在の戸数、人口調による。
 東大社の戸数は明治6年現在の戸数、人口調による。
 (須賀山の人口調による。)

明治元戊辰年朝廷御料ニ相成候覚書

元御地頭所石河土佐守様義は御步行頭より
 御本丸十人目附、長崎御奉行并両丸御普請
 奉行、日光御普請京都禁裏御普請奉行、御
 勘定奉行より御公方様御側御用御取次迄、

御昇進被遊候処、三代目石河金之丞様御代
 慶応四戊辰年 朝廷御料ニ相成、五ヶ年
 平均書差出可申趣御達御座候ニ付去子年よ
 り名主役相勤候清右衛門左之通書上候

高反別取調書上帳

高式百拾壹石四斗壹升

此反別式拾八町四畝歩

内

田反別拾八町八反

畠屋敷反別拾七町五反四畝歩

取米九拾貳石九斗五升八合五夕

永三百九拾九文四分九厘九毛

米八拾八石七斗六升三夕九才

米七拾九石四斗九夕六才

子年定例村引并連作
 引御用捨差引上納仕
 差引上納仕候
 亥年定例村引米



宮城県から一般人民に出された「心得之條々」

米八拾八石四斗五升四合三勺九才 丑年定例村引米
差引上納仕候

米八拾六石八斗五升二合三勺九才 寅年定例村引米并
違作御用捨米差引上納仕候

米八拾八石四斗七升四合三勺九才 卯年定例村引米
差引上納仕候

亥年より卯年迄五ヶ年平均

米八拾六石三斗八合四勺九才

永三百九拾九文四分九厘九毛

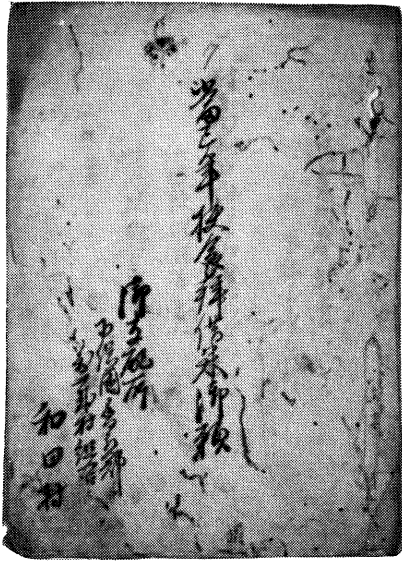
右之通高反別取調奉差上候巨細之儀は追而奉申上候、以上 (以下略)

こうした届出を基本にして、さらに冷害や旱害には従来のように御用捨願が出され、免状が下げられて貢米の上納が行なわれている。

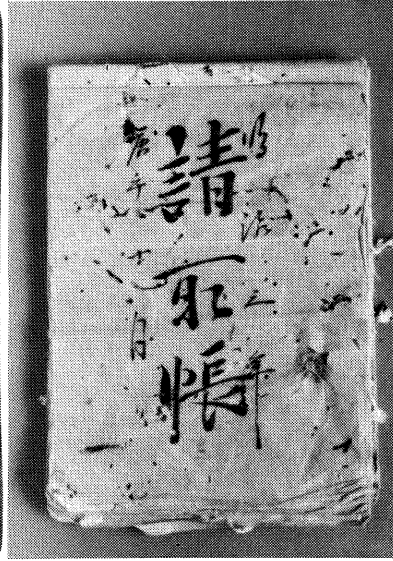
村役の名称も名主・組頭と呼ばれていたが、宮谷県の管轄下に入ると、名主は庄屋と改称され、その下に組頭・什長・伍長の村役があつて村治をつかさどっていた。村々から伍長・什長の組立の報告がなされているが、

それによると、五戸に一人の伍長、一〇戸に一人の什長、三〇戸に一人の組頭、一村に一人の庄屋が置かれたことがわかる。さらに「庄屋可心得條々」が布達され、庄屋としての心得が細かく述べられている。とくに、人心の荒廢、田畑の荒廢、村の荒廢を生じないように指示されている。また、末端機構としての命令の伝達、年貢の取り立て、勸農、土木工事、治安、衣食住の節儉、戸籍の把握、貧困者の事前の救助など、細かく心得が示されている。

また、宮谷県からは、一般人民にも「心得之條々」が配布されている。それには、神様・天子様をうやまい、勤儉



扶食拝借米御願書

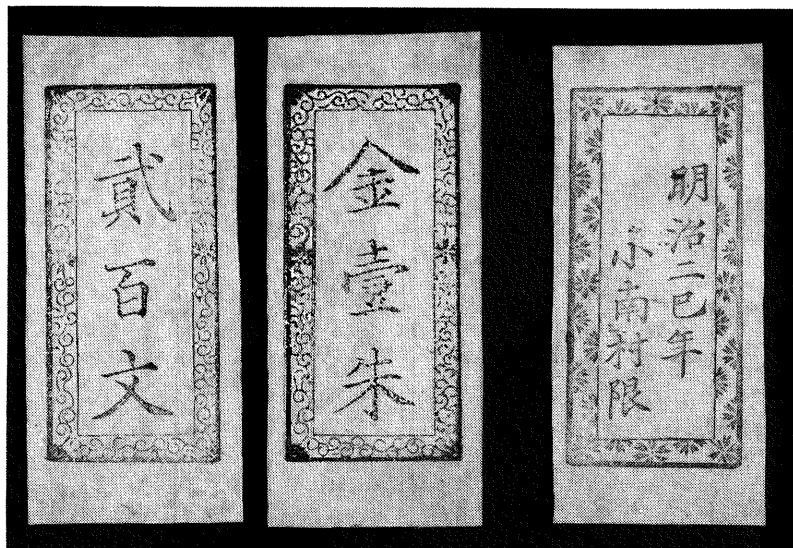


廻状の受渡しを記録した「請取帳」

に心掛け、親睦を計り、勸業にはげみ、訴訟や賭事をい
ましめる五か条が示されている。この心得書が各家庭に
もれなくわたされておられ、民政への姿勢の一端を知るこ
とができる。

この時代には組合村があり、触元が定められていた。
そこから様々な廻状が順達されている。村々では廻状の
「請取張」を作って、記録した(多田五郎右衛門家文書)。
当時の文書によると、東庄の地域は、府馬村、万才村、
それに一部野尻村の附属に入り、この三村を中心に会合
や順達がなされていたことがわかる。

戊辰戦争を経て明治の時代を迎えた郷土の村々は、農
作物の不作もあって必ずしも豊かではなかった。「扶
喰下渡願」や「扶喰下渡扣」などが見られる。東和田村
などでも二三〇人中、一九一人が扶喰を願い出ている
(宮崎雅雄家文書)。また、小南村では「明治二年巳 小
南村限」と附記された村札が発行されている。村札は同
村以外発見できないが、当時の生活の苦しさを物語るも
のであろう。



小南村限りの村札（明治2年）

（これは小南区 松本替柄家に残されている判木によって再現したものである）

また、この時代に「義倉穀書上帳」と「上農中農下農書上帳」（いずれも小南区有文書）がそれぞれの地域に残されている。義倉は、備荒貯蓄のためのもので、古くから行われたものであるが、富裕者からの義捐や徴収によってえた穀物を貯蔵して、必要時に適宜にこれを窮民に給与するものであった。各地域の書上帳によると、一割前後の人々が、義倉に金穀を提供し、半数近い人々が、一時期それを借り受けて生活している。「上農中農下農書上帳」では、前者を上農とし後者を下農として、借用もしない提供もしない農家は中農として位置づけられている。これは行政上の便宜的手段ともいえよう。

次の史料はその書上の一例である。

- 義倉穀書上帳
- 一 米貳拾八俵 但四斗入 下総国香取郡万才村組小南
- 内 出穀人
- 米貳俵 庄屋
- 与兵衛

（以下一七名略）

右之通り私共銘々出穀仕義倉ニ積置、春夏扶食払底之節窮民江貸渡、秋収ニ至元利共是ヲ返済為致猶又義倉ニ積置、年々如此仕永々村方之備ヘニ可致候、出穀高并ニ人名等ヲ奉差上候処、依而如件

明治三十年三月

右村

仕長

庄左衛門

組頭

与左衛門

庄屋

与兵衛

宮谷県御役所様

前件義倉穀之儀神妙之至ニ候、依テは春夏貸附、其秋収反済之節等夫々県ニ而も世話可致もの也

印

庚午

三月

宮谷県庁

三等農書上帳

一 高五百七拾九石貳斗七升五合

戸数百三拾七軒

人別八百七人

内

上農 (人名略)

第一節 新しい世の中

第四章 近 代

合 戸数貳拾軒

人別百四拾九人

右は金穀有余之ものニ而今般儲穀差出置、兼々不足之もの江貸渡生活之道ヲ立さす、故ニ是を上農トシ、村役人之次席、中農下農之上席タラシム

中農 (人名略)

合 戸数七拾三軒

人別四百三拾人

右は金穀有余も無之、不足も無之、不貸亦不借独立ニして生活之道相立故、是ヲ中農とし上農之次席、下農之上席タラシム
下農 (人名略)

合 戸数四拾四軒

人別貳百貳拾八人

右は金穀不^(足脱之)ニ而常々上農ニ是を借て生活之道を立、故ニ是ヲ下農トス、上中農之末席ニ而平生とも上農を敬セスンバアルベカラザルもの也

右之通私共村方、上農中農下農三等之分相定、奉差上候処、相違無御座候、然ル上は平常之事ニも各其等ヲ越而不敬之義無之様銘々堅相守可申候、依之奉差上身分書如件

明治三年三月

右村

仕長

庄左衛門

組頭

与左衛門

第2表 上農・中農・下農区分表

村名	上 農			中 農			下 農			人	戸
	人口	%	戸数	人口	%	戸数	人口	%	戸数		
窪野谷	50	15.6	7	99	31.0	16	170	53.2	32	319	55
小南	149	18.4	20	430	53.2	73	228	28.2	44	807	137
東和田	39	17.0	6	73	31.8	12	118	51.5	13	229	41
櫻井	62	19.4	10	102	32.0	17	154	48.4	33	318	60
鹿野戸	108	30.8	13	211	60.2	39	32	9.1	5	350	57
小座	34	19.1	5	62	34.8	12	83	46.6	24	178	41
須賀山	不明	15.1	45	不明	18.1	54	不明	66.6	198	不明	297
東今泉	41	8.2	6	358	72.7	54	93	18.9	18	492	78

第一節 新しい世の中

宮谷県御役所様

庄屋
与兵衛

第2表は、各村々に残されている「上農中農小農書上帳」の集計により、上中下農の様子を表にしたものである。これによると、地域によっていちじるしい違いが認められる。

そして、明治三年五月十九日、平民にも苗字が許され、次いで田畑勝手作の許可があり、職業の自由も認められた。

(2) 新治県治下の郷土の姿

藩と県との混在は、地方割拠の様相を示していた。そこで中央集権体制の強化を目ざした新政府は、明治四年七月十四日、廃藩置県を行った。したがって、実質的にそのまま支配の立場にあった旧大名は、知藩事を免官され、全国的に府・県に改められ、政府任命の府・県知事が置かれた。この廃藩置県の結果、房総地方には宮谷県と葛飾県と、そして藩から県に改められた二二県、あわせて二四の県が成立した。さらに四か月後の十一月には府県の統廃合が行われ、房総の小県も整理され木更津県と印旛県の二県が誕生した。それに下総の香取、匝瑳、海上の三郡は常陸の新治県に統合された。したが

って、東庄も明治五年二月二十一日にその管轄下に入った。土浦に県庁が置かれ、近くは小見川にも支庁が置かれて、権令には池田穂徳が任命された。

これによって、分轄されていた村々も漸く一つの村として機能するようになった。次の史料（大久保区有文書）は、二給を合併するにあたっての議定書の一つである。

儀定一札之事

一 当村之儀は、是迄二給ニ而有之候処今般両給共新治県御支配一手ニ相成候ニ付、村方大小之百性一同相談之上、二給合併致シ、組合相直御取箇之儀モ小々増減モ有之候得共、平均割付取立之儀は戸副ニ而老ケ年替り年番可致管ニ而一同熟談仕候、依而議定書連印差上申処如件

明治五壬申六月日

大根五郎兵衛[㊦]
（以下人名略）

また、政府は県を通して中央集権体制を強化していく一方では、県の統治を進めながら、地方末端の行政事務を扱う機関として存在した従来の庄屋・年寄を廃し、改めて明治四年四月、戸長・副戸長を置くことを布達した。

(4) 大区、小区制

さらに同五年、新たに大区小区制が設けられて、近世以来の町村の上に新しい地方行政の形が作られた。大区に区長一人、小区に副区長が置かれ、国、県、大区、小区、村の地方行政が公認された。こうして、石高制を主軸に置い

た近世以来の支配が終った。

大区、小区制は戸籍事務にとどまらず一般行政をも取り扱うに至った。

この時、新治県の管下にあった東庄は第四大区に属し第3表に掲げる小区にわたっていた。

そして、明治五年（一八七二）正月には徴兵令が布告され、ついで同年二月には戸籍法が実施された。さらに、同年

第3表 小区一覽表

小区名	管轄下の村名
小七区	松岸・余山・芦崎・高田・野尻・小舟木・塚本・高野・柴崎・三宅・赤塚・三門・中島・正明寺・松本台・猿田・倉橋・塙八木・常世田・親田・小濱・忍・桓根・四日市場・岡野台・富川・下森戸・東笹本・下櫻井・宮原・東今泉・石出
小八区	萬歳・関戸・米込・南堀之内・松沢・長部・諸徳寺・溝原・櫻井・神田・舟戸・東和田・小貝野・大久保・窪野谷・大友・小座・青馬・宮本・諸持・粟野・八重穂・夏目・幾世・大間手・清滝・岩井・松ヶ谷・小南・中沼・長尾
小九区	府馬・古内・志高・鳩山・長岡・高野・川上・小見・米井・神生・八本・竹ノ内・田部・平山・内野・龍谷・下飯田・和泉・五郷内・久保・山川・白井・阿玉台・貝塚・仁良・高部・岡飯田
小十区	小見川・虫幡・木内・野田・本郷・布野・羽計・川頭・八日市場・羽根川・下小川・阿玉川・今郷・新宿・谷津・鹿野戸・須賀山・南原地・新原地・北原地・分郷

（太字は東庄地域の村名）

第一節 新しい世の中

八月三日学制が發布され、つづいて明治六年以後に地租改正が行われた。こうして統一国家建設、文明開化の名のもとに矢つぎ早に行われた施策は、農村への新負担の増加をもたらす結果となった。次の壬申民費書上（東今泉区有文書）は明治八年における状況を、また第4表、第5表は明治五年における状況を表にしたものである。

壬申民費書上

第四大区小七区香取郡東今泉村

- 一 道路橋梁修繕費 金卅五十二錢
- 一 布告并布達類入費 金三円八十錢
- 一 錢差紙夫賃等ノ費

第四章 近代

- 一 管内限達而ニ付調費 金貳円五十錢
 - 一 諸御用ニ付各庁正副戸長 出頭旅入費 金六円五十錢
 - 一 区扱所諸費 金三円廿五錢
 - 一 正副戸長以下給料 金拾円也
○但支米貳石
 - 一 国幣社并ニ村社管繕費 金三円也
 - 一 祭典并遙拜式費 金老円五十錢
 - 一 貢米金石集ヨリ納済迄諸費 金拾老円五十二錢
并貢米運賃諸費共
 - 一 地券調費 金八円也
 - 一 戸籍調費 金貳円五錢也
 - 一 用悪水路費 金拾円也
 - 一 井堰守給料 金三円也
 - 一 小走給料 金六円也
- 合金七拾二円七十二錢

右明治五年四月一日ヨリ十二月三十一日迄民費書載之通相違無御座候也
明治八年四月六日

新治県権令中山信安殿

右村戸長
青柳平右衛門

第4表 明治5年 村入費帳書上写(鹿野戸 遠藤良夫家文書)より

第一節
新しい世の中

項 目	金 額	備 考
出 県 ・ 出 張 費	88,149	
地 券 調 入 用 費	59,687	
消 耗 品 費	51,659	ローソク・半紙・炭・筆・茶
貢 租 入 用 費	38,272	
村 役 人 参 会 費	30,577	
戸 籍 入 用 費	27,068	
寺 社 ・ 祭 典	26,853	
触 元 村 入 用 費	17,411	
日 待 入 用 費	11,178	
差 取 金 及 飛 脚 賃	8,410	
浪 士 足 錢	6,796	年間24回 延100人の浪士に対する足錢 中食代泊り料など
土 木 費	4,945	道路及留井普請
役 員 給	14俵と5兩	
そ の 他	14,568	
計		

第5表 明治5年 村費取調帳(東和田 上代和夫家文書)より

一九

項 目	金 額	備 考
消 耗 品 費	39,830	延58人 年間26回 泊り・食事料など
貢 租 入 用 費	31,205	
慣 行 行 事 費	28,750	村祈寿・風祭・虫供養
村 役 人 集 会 費	24,580	
触 元 及 県 入 用 割 合	21,680	
出 県 ・ 出 張	20,350	
土 木 費	18,325	
回 状 順 取 金 ・ 飛 脚 賃	14,698	
戸 籍 入 用 費	14,595	
万 才 角 屋 集 会 入 用 費	12,950	
浪 士 ・ 座 頭 ・ 旅 僧 ・ 泊 ・ 食 料	12,925	
寺 社 ・ 祭 典	6,877	
地 券 入 用 費	5,130	
役 員 給	12俵2斗	
そ の 他	8,350	

また、新治県からは「御達」が出され、次のような条項を県民に説諭するように記され、小十区、小九区の副区長および、各戸長が、連印のうえ、請書を差し出している（今郡区有文書）。

一 諸願伺届等必ズ実事ヲ申立決而虚飾リヲ有之間敷事、一 孝子寄特人之事、一 農桑ヲ勸ムル事、一 鶏之事、一 諸布告類必下民江徹底候様可致事、一 小村合併之事、一 庁下土浦江会所ヲ設ケ区戸長輪番出勤之事、一 民費ヲ省ク事、一 諸興業之事、一 徴兵之事、一 道橋普請之事、一 貢納之事、一 地券調之事、一 闘鶏之事、一 貢金之納受其他相对之貸借等ハ必規則之通り之証書ヲ取替ス事、一 浪士又ハ袖乞徘徊ヲ差留ル事、

これによれば、願書・届書を差出すさいの注意や、布達の徹底、そして農桑を勧めるとともに、県の社会的な事業である「鶏育金」（第二節 文明開化のうち「社会事業」の項参照）への協力、および地券調・徴兵・貢納をゆるがせにしないようにとある。そのため賭事や講は浪費と犯罪のもとであることをいましめ、絶えず道路橋梁の保全に努め、孝子や奇特な人は申立てるように命じている。また、浪士や袖乞に施すことを禁じている。明治五年の「村費入用帳」によると、各村々では、「浪士」や「座頭」などに対して、月に二〜三度、足銭や泊料、食事を支出している。これは当時の社会の一面を物語るものであろう。

(四) 戸 籍

徳川時代は、且那寺の宗門人別帳によって、一応戸籍が把握されていたが、新政府は国家支配のため、国民一人一人の住所・氏名・年齢・出生・死亡などを統一的に、しかも確実に掌握するために戸籍の作成を始めた。

明治四年の戸籍編成法は、全国的に地域別の戸籍の作成を規定した。これは明治初期における改革では地租改正などと共にかなり重要なものであって、各地方の区の正副戸長の大きな仕事とされていた。

そのころの文書には「現在原籍調」、「現在寄留調」、「家族職分調」、「戸籍人員取調」、「脱籍人取調書上」、「貫属華土族取調」などが多く見られる。特に明治五年以降、数年にわたって月ごとに「現在原籍調」を提出している。また、明治四年に神社では「氏子戸数人口調」も、宮谷県に提出している。

明治五年に実施された壬申戸籍は、従来の宗門帳のように身分別あるいは寺別に作成されたのとは異なり、四民平等を期したもので、その地域に住むすべての者を属地的にとらえて記入したものである。しかし、華族、士族、平民、新平民の名称は新しい戸籍にも記載されて、社会的には後々まで大きな影響を及ぼした。それには一戸ごとに屋敷番号が記され、戸主を筆頭にして、姓名・年齢・職業・続柄・寺・氏神が記入され、最後に一村の人口・世帯数・男女別・年齢別の集計が付されている。戸主は、戸長を通して把握された。

さらに、明治五年から九年にかけて多く見られる「現在原籍調」は、次のような項目で、月々戸長を通して提出されている。これは当時の社会、特に戸籍の整備に大きく役立ったものと思われる。

現在原籍調

第一則合併社之部、第二則廃寺之部、第三則戸数之部、第四則出生ノ部、第五則死去之部、第六則入籍之部、第七則送籍之部、第八則士族従平民官員兵隊羅卒登庸之部、第九則神官新任之部、第十則同免職之部、第十一則僧尼并弟子之部、第十二則同従者之部、第十三則職業ヲ異ニシ新ニ開業スル者之部、第十四則雇人之部、第十五則廃疾之部、第十六則囚獄流刑之部、第十七則同赦免之部

調による集計表（その1）

戸主数と家族数													
農 業				工 業			商 業			雑 業			その他
戸主数		家族数		戸主数	家族数		戸主数	家族数		戸主数	家族数		
男	女	男	女	男	男	女	男	男	女	男	男	女	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
289	2	510	756	2	1	0	4	0	2	2	4	2	徴兵 1
51	1	111	151	1	0	1				3	6	10	
51	2	107	160	3	4	7	1	3	2	4	5	8	
74	2	183	240	5	6	5				1	1	1	
22		37	73	4	7	6							
27	1	86	109							1	5	1	
36	2	59	117	1	1	4	2	4	4				
38	2	62	104										
15		31	41										
48		157	193	3			3			10			

第四章 近代

第7表 現在原籍調による集計表（その2）

	祠宮家族		医家族		工家族		商家族		雑家族		農 家 族	
	男 (職)	女 (職)	男 (職)	女 (職)	男 ()	女 ()	男 ()	女 ()	男 ()	女 ()	男 ()	女 ()
須賀山	1 (農)	2 (農)		2 (農)	1 (工)			2 (商)	4 (雑)	2 (雑)	290(農)	525(農)
鹿野戸	/	/		4 (農)		1 (農)	/	/	3 (農)	2 (農)	60(農)	100(農)
新 宿	/	/	1 (医)	2 (農)	2 (農)	5 (農)	2 (農)	2 (農)	4 (農)	5 (農)	57(農)1(工) 1(廃失) 1(脱籍)	97(農) 1(廃失)
羽 計	/	/	2 (医)	3 (農)	6 (農)	5 (農)	/	/	1 (農)	1 (農)	1(兵隊) 93 (農) 6(商) 3(脱籍)	170(農) 2 (商) 1(廃失)
谷 津	/	/	/	/		3 (農)	/	/	/	/	25(農)	42(農)
今 郡	/	/	/	/	/	/	/	/	2 (農)	1 (雑)	50(農)	69(農)
東和田	/	/	1 (農)	1 (雑)		2 (農)	1 (農)	3 (農)			23(農)3(工) 2(商)	70(農) 2(雑)
小 座	/	/	1 (農)	1 (農)	/	/	/	/	/	/	28(農)	60(農) 2(雑)
八重穂	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	12(農)1(工) 1(雑)	28(農) 1(雑)
窪野谷	/	/	1 (無)	1 (無)	1 (工)		2 (雑)		10 (雑)		110(農) 47(無)	131(農) 63(無)

三二

第6表 明治7年現在原籍

項目 村名	戸数 戸	社	寺	職 業 別								
				僧	祠 宮			医 業				
					戸主数	家族数		戸主数	家族数			
						男 人	男 人		女 人	男 人	男 人	女 人
須賀山	301	6	4	4	1	1	2	1	1	2		
鹿野戸	57	1	3	1				1	2	4		
新宿	62	1	1					1	1	4		
羽計	83	1	1					1	3	5		
谷津	26	1										
今郡	29	1	1									
東和田	42	1						1	1	1		
小座	41	1	1	1				1	1	1		
八重穂	15	1		1								
窪野谷	66	1	3	1				1	1	1		

第8表 現在原籍調による集計表(その3)

村名	戸数 (戸)	人員合計 (人)	男						女			
			~14歳	15歳~	20歳~	40歳~	60歳~	80歳~	~14歳	15歳~	40歳~	80歳~
			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
須賀山	301	1,586	225	74	282	159	76	4	227	316	213	10
鹿野戸	57	344	51	18	46	38	18	0	51	61	46	2
新宿	62	363	51	29	48	39	12	1	69	65	47	2
羽計	83	527	84	38	67	61	23	1	69	106	77	1
谷津	26	149	19	9	26	11	4	1	34	29	16	0
今郡	29	225	37	17	33	25	8	0	37	40	28	3
東和田	42	233										
小座	41	209	29	16	27	21	9	0	32	43	32	0
八重穂	15	88	17	5	8	10	7	0	11	17	13	0
窪野谷	66	371	48	23	51	29	23	0	66	75	54	2

最後に、当月の増減差引、職業別、男女別、年齢別など職分調が附加されている。第6表は職分調を集計して表にしたものであり、当時の様子がかがえる。なお、第9表は、東大社、左右大神の産子戸数人口取調書による、明治四年

第9表 東庄地域明治4年の推定人口

村名	戸数 (戸)	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	(備考)
宮本	15	100	38	62	宮本村の場合、 明治5年の戸籍 では他に神官4 戸18人< ⁶ / ₁₂ 人が 認められる。
青馬	81	438	231	207	
郡津	28	207	108	99	
今谷	26	148	73	75	
羽計	82	518	263	255	
石出	80	518	281	237	
今泉	78	485	254	231	
新宿	62	348	175	173	
小南	137	806	390	416	
栗野	64	357	174	183	
夏目	123	735	378	357	
小座	41	189	92	97	
八重穂	14	87	45	42	
大久保	57	299	150	149	
舟戸	40	223	111	112	
和田	42	235	110	125	
神田	32	177	83	94	
小具野	28	142	70	72	
窪野谷	63	368	179	189	
大友	24	120	69	51	
高部	32	194	100	94	
平山	45	263	133	130	
櫻井	63	238	158	80	
鹿野戸	57	335	177	158	
須賀山	304	1,597	828	769	

般の金納も認められるようになった。しかし、全国的に金納が行われるようになったのが地租改正であった。次の文書（高橋正雄家文書より抜粋）は、地租改正以前の租税納入の様子を示している。

（明治4年10月「社東大神、産子村戸数、人員取調書上帖」飯田真也家文書 明治4年10月「上代郷八ヶ村惣鎮守左右大神産子取調明細書」上代光祐文書 明治7年「須賀山村現在原籍調」多田庄兵衛家文書）

の東庄町における戸数、人口である。

(ハ) 租 税

明治の新政府になってからも、租税は旧例にならって納められていたことは前記のとおりである。やがて、明治四年には「田米正納」以外の金納が認められた。同五年には全

(一) 午年皆済目録

高三百八拾九石壹斗八升五合 八重穗村

一 米百六拾石五舛九合 本途

一 永三拾壹貫百八拾七文壹分 口米石代

此米四石五斗七升三合

此斗立四石八斗三升四合

一 永九百五拾六文七分 本途

一 永貳拾八文七分 口永

一 米三石八斗九升貳合 夫代

米百六拾三石九斗五升壹合

合 此斗立百七拾三石三斗貳升

永三拾貳貫百七拾貳文五分

右納次第

米五拾壹石四斗六升四合六勺 御廻米

米壹石六斗四升六合九勺 運賃

米七斗四升 御陣屋納

米貳石三斗四合 当年廿三ヶ村ニ而米千俵調達利米貳百俵相添、五ヶ年賦御下ヶ貳百四十俵之内御下ヶ

米三拾五石九斗六升 高橋清左衛門千五百兩口并月割金共御下ヶ

米三石九斗五升貳合五勺 右同人調達米六俵御借用ニ付御下ヶ

第一節 新しい世の中

米貳石九斗六升

右同人東京調達金
致候ニ付御下ケ

米四石五斗四升貳合

貳人半
右同人御扶持

米六拾九石七斗五升

右同人東京調達金御下ケ

納合 米五拾貳石貳斗四合六勺

永三拾貳貫百七拾貳文五分

明治三十年十二月

高橋清左衛門印

仙右衛門印

甚五右衛門印

(二) 癸酉租税上納割賦帳

一 反別四拾壹町壹反廿七步

八重穗村

此訳

田三拾九町五反四畝拾三步

此貢米百六拾石五升九合

畑壹町五反六畝拾四步

此貢金三円拾五錢七厘

納合 米百六拾石五升九合

金三円拾五錢七厘

右は癸酉租税書面之通候条、物百姓立会無甲乙、割賦致決算、来ル四月限急度上納可致者也

明治七甲戌年三月

新治県権令中山信安 印

(三) 明治六年癸酉租税皆済帳

一 反別四拾壹町壹反廿七步 八重穂村

米百六拾石五升九合

此貢斗立百六拾九石貳斗五合

金三円拾五錢七厘

一 金六拾貳錢五厘 質屋免許税

一 米四石五斗七升三合 口米

斗立四石八斗三升四合

一 金拾壹錢 口金

米百七拾四石三升九合 高石代

合 代金八百九拾七円四拾八錢八厘

但 米老石_{ニ付}

金五円拾五錢六厘八毛七糸

金三円八拾九錢貳厘

納合 金九百壹円三拾八錢

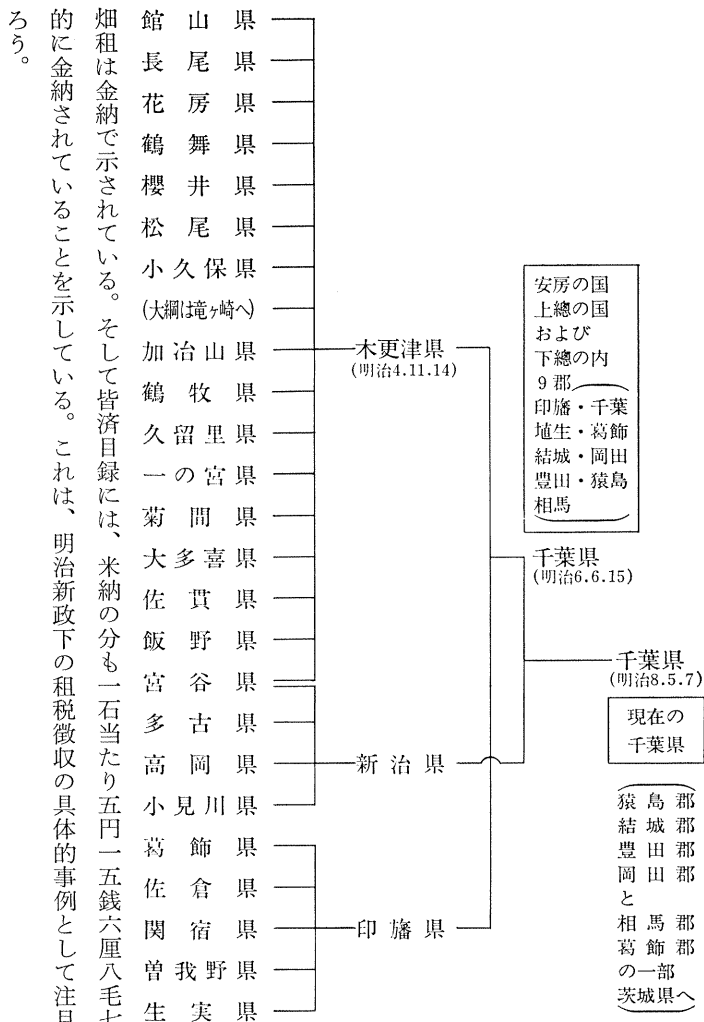
右は癸酉租税米金書面之通取納令皆済もの也

明治七年

新治県権令中山信安 印

右村 戸長

第一節 新しい世の中



第1図 県の移り変り(『千葉県の歴史』より)

右の文書に示されているように、八重穂村は明治三年には旧来どおりの方法で、租税の納入が行われている。しかし、明治六年の割賦帳には、田租は米納で、全面的に金納されていることを示している。これは、明治新政下の租税徴収の具体的事例として注目されるべきものであろう。

3 千葉県への編入と村々の変化

明治六年六月十五日、木更津県と印旛県が合併して千葉県が発足した。そして明治八年五月七日に新治県が廃されて千葉県と茨城県の両県に分れて編入された。香取郡、匝瑳郡、海上郡は千葉県の管轄となり、この時、猿島・結城・豊田・岡田の四郡と、葛飾郡、相馬郡の一部が茨城県に移り、利根川を境にして初めて現在の千葉県の区画が完成した（第1図参照）。当時の千葉県の県令は柴原和であった。

それ以後、千葉県は一六大区の区画に分けられ、東庄は、一五大区に属し、それぞれ一〇小区、一一小区、一二小区として、次のように管轄された。

十小区、田部、高野、五郷内、久保、阿玉台、貝塚、和泉、岡飯田、下飯田、須賀山

十一小区、溝原、神田、東和田、小貝野、窪野谷、大友、大久保、舟戸、櫻井、関戸、萬歳、夏目、八重穂、栗野、

小南

十二小区、平山、高部、小座、青馬、宮本、今郡、谷津、羽計、鹿野戸、新宿、石出、東今泉、諸持、宮原、下櫻

井、東笹本、下森戸、富川（太字は東庄地域内の村）

そして、大区には区長、小区にはそれぞれ戸長が置かれ、区長は官選で、戸長は入札により任命されたが、のち、戸長も官選に変わった。こうして布達の徹底、戸籍の整備、学制、徴兵、租税など、法令と政策の浸透が図られた。

明治九年八月一日の千葉県職員表によれば、戸長として十小区には多田庄兵衛が、十一小区には花香伝右衛門が、十二小区には関徳治が、それぞれ任命されている。

さらに村々には用掛を置いて大小区の下部機関としての機能を果たした。特に地租改正が大きな仕事であった。次の史料（東今泉区有文書）は当時の「民費書上」で、村が実施していた地域行政の一端がうかがえる。

明治八乙亥年 第十五大区十二小区

民費書上 香取郡東今泉村

反別四拾町七反七畝廿四歩

内反別四反四畝拾九歩五厘

但し溜敷地沼堤代引

残田反別廿壹町七反貳畝廿壹歩五厘

畑反別拾八町六反拾三歩

但し元石高三百拾七石五斗四升七合八勺

開墾地反別貳町三反壹畝歩

牡馬十七頭 牝馬四頭 総而廿一頭

一 揭示場修繕費 金三十銭

一 道路堤防橋梁修繕費 金貳円廿三銭

一 御布告并御布達類入費 金三円八拾五銭

但し布告書買入代貸及ヒ筆墨并ニ順達夫賃等ノ費

一 諸御用ニ付各所エ正副戸長出頭旅費 金拾壹円三十銭

一 村用扱所諸費 金四十七円五十銭

一 郵便税并脚夫賃錢費 金壹円二十銭

一 復籍人宿村送費	金八錢
一 正副戸長并以下ノ給料	金拾六円
一 祭典并ニ遙拝式費	金壹円
一 貢米金取集ヨリ納済迄諸費	金五円五十錢
一 里程調費	金七十五錢
一 地券調費	金七十六円五十錢
一 戸籍調費	金五円五十錢
一 徴兵下調費	金五十錢
一 学授費	金貳円
一 道路掃除費	金貳円五十錢
一 用悪水道費	金貳円三十五錢
一 井堰守給料	金拾壹円五十錢
総計	
金百九拾円五十六錢	

右明治八年一月一日より十二月三十一日迄民費、前書記載之通相違無御座候、以上
 明治九年丙子第五月二十日

右村用掛

伊藤喜右衛門
 青柳平右衛門

千葉県令柴原 和殿

第一節 新しい世の中

三一

(二) 三新法による村治の変遷

()を附してあるものは推定

戸 長 氏 名			
明治 14 年	明治 15 年	明治 16 年	明治 17 年
向後七郎兵衛			
遠藤 誠 一		(横田平左衛門)	
関 周 助	羽 計 利 柄	関 亮 柄 岩瀬七左衛門	岩瀬七左衛門
遠藤平右衛門	柳堀六左衛門	柳堀六左衛門	
多田彦次郎	多田彦次郎	多田彦次郎 山本米松	山本米松
(高木佐右衛門)	高木佐右衛門	宇井兵作 高木佐右衛門	宇井兵作
(菅谷元春)	菅谷元春 上代謙三郎	上代謙三郎	上代謙三郎

1 連合村の誕生

大区・小区制は、それまでの歴史や、地域的な生活共同体の伝統を軽視した傾向があり、必ずしも実情にそうものではなかった。

そして、明治十一年七月二十二日、郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則による三新法が公布された。これは、明治政府による最初の統一的な地方制度と言われ、これによって集落共同体が生かされた町村が認められ、住民の地方自治への参加の道が開かれた。

大区小区制が廃止され、郡区町村編制法が公布されるに及んで、始めて郡は郡長の支配する行政区域となった。香取郡では、明治十一年十一月佐原に郡役所が置かれ、吉田謹爾が初代郡長にな

第10表 明治11年郡区町村編制法によって生れた連合村

連 合 村	管 下 村 名	連 合 村	
		明 治 12 年	明 治 13 年
小南村ほか三か村	小南村, 粟野村, 夏目村, 八重穂村	向後 七郎兵衛	向後 七郎兵衛
青馬村ほか三か村	青馬村, 宮本村, 小座村, 高部村	遠 藤 誠 一	遠 藤 誠 一
羽計村ほか二か村	羽計村, 谷津村, 今郡村	(関 周 助)	関 周 助
東今泉村ほか一か村	東今泉村, 石 出 村	高島 儀 右 衛 門	
鹿野戸村ほか一か村	鹿野戸村, 新 宿 村		遠藤平右衛門
須 賀 山 村	須賀山村	五十嵐庄右衛門	五十嵐庄右衛門 多田彦次郎
窪野谷村ほか三か村	窪野谷村, 小貝野村, 平 山 村, 大 友 村	高木 佐 右 衛 門	高木 佐 右 衛 門
東和田村ほか四か村	東和田村, 舟戸村, 大久保村, 櫻井村, 神田村	菅 谷 元 春	(菅 谷 元 春)

り、これまでの大区小区制の事務は、郡役所と戸長役場にひきつがれた。

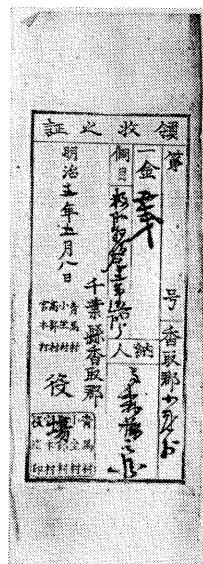
戸長役場は、今までの村が数か村連合して一つの戸長役場を作り、村々はその管下に入って行政が進められた。東庄では次の八つの連合村が誕生した。

すなわち青馬村ほか三か村、羽計村ほか二か村、小南村ほか三か村、東今泉村ほか一か村、鹿野戸村ほか一か村、須賀山村、窪野谷村ほか三か村、東和田村ほか四か村の連合村がそれである。そして、それぞれの連合した村々や戸長を示すのが第10表である。

しかし、明治十七年には、さらに、自治体としての財政能力を高めるためなどもあって、戸長管理区域の拡大が行われて、青馬村ほか六か村、小南村ほか四か村、須賀山村ほか二か村、東和田村ほか九か村の四つの戸長役場に管轄されることになった。引継文書(上代和男家文書)などによると、

域の変更拡大された連合村

連 合 戸 長 氏 名				
明治 18 年	明治 19 年	明治 20 年	明治 21 年	明治 22 年
遠藤誠一	遠藤誠一	遠藤誠一	羽計利柄	清水太三郎
稲田惣助	稲田惣助		鎌形四郎左衛門	鎌形四郎左衛門
	石毛彦右衛門	石毛彦右衛門	石毛彦右衛門	石毛彦右衛門
上代謙三郎	向後昇 上代謙三	向後昇	向後昇	向後昇



青馬村ほか3か村聯合戸長役場の領収之証

明治十七年八月二十四日に、それぞれの旧戸長から、東和田村ほか九か村の新戸長に、書類の引きつぎが行われている。

四つの連合村の管轄や戸長を示すのが第11表である。これらの連合村は、それぞれ戸長役場を持ち、戸長が選任され、その下の各村々には用掛が置かれた。また、戸長役場は個人の家を借りあげて使用している例が多かったように伝えられている。明治十三年に定められた区町村会法によって、村会を設け、村会規則を定め、議員、議長の選出を行い、村治に関する協議もおこなわれた。これによって、村々はようやく地域にそくした自治が認められるようになったのである。

第11表 明治17年の管轄区

連 合 村	管 下 村 名	明 治 17 年
		青馬村ほか六か村
小南村ほか四か村	小南村, 夏目村, 八重穂村 粟野村, 小座村	稲田惣助
須賀山村ほか二か村	須賀山村, 鹿野戸村 新宿村	
東和田村ほか九か村	東和田村, 大久保村, 舟戸村, 神田村, 櫻井村, 窪野谷村, 平山村, 大友村, 高部村, 小貝野	上代謙三郎

2 戸長役場時代

戸長の名称は明治四年にはじまる。徳川時代は「名主」が村方をつかさどっていたが、明治になって（宮谷県の時）庄屋と改められ、その下に組頭・什長・伍長が置かれた。明治四年には庄屋に代って戸長が置かれた。明治五年、大区小区制によって新治県では区長（大区の長）―副区長（小区の長）―戸長（村の長）の行政形態が設けられた。さらに明治八年に千葉県に編入されるにおよんで、区長（大区の長）―戸長（小区の長）―用掛（村役）の形に変わった。明治十一年に郡区町村編制法によって、大区小区が廃止されて、各町村（小村は連合する）に戸長が任命された。ここでは、郡区町村編制法により戸長役場が設けられた明治十一年以降のことをとりあげる。

郡区町村編制法により、旧来からの地域性をもとに、戸長役場の編成がおこなわれたことは、前述のとおりである。

戸長は任人が選ぶ民選制となり、当選者を県令が任命する形がとられ、俸給は地方税支弁とされた。選挙は各府県まちまちであったが、土地所有者に選挙権があたえられ、その投票が記名であるという二点は、共通した特徴であったといわれる。

戸長は、行政事務に従事することと、町村の理事者の性質を兼ねていた。中央からの伝達・租税・戸籍・徴兵・地券台帳整備・教育関係など、大区小区制の区長・戸長と同じ役割があった。そのほかに、戸長は町村の道路・橋梁の修繕、小学校の設置、勸業、水利、衛生、それに町村の請願、神仏の祭典などを、町村という公共団体の理事者として自治的に処理することを許された。

しかし、同時に郡長が設けられ、町村の自治は郡長の監督のもとに行われた。

さらに、明治十七年の管理区域の拡大とともに、戸長は官選に変わり、自から村会の議長となり、その権限も強化されていった。

当時の戸長役場の予算が、どの程度のものであったかを示すのが次の史料（上代和男家文書）である。これは、戸長役場の管轄区域が拡大された直後の予算書である。

明治十八年度香取郡大久保村外九ヶ村々費予算議案

支出ノ部

一 金百拾円十三銭二厘 戸長役場費

内 訳

一 金三拾七円七拾五銭 需用品費

但 金七円八十銭 備品費
金廿九円九十五銭 消耗品費

二 金四円九拾五銭貳厘 郵便電信費

但 金三円九十五銭二厘 管内約束郵便税配当額
金七円 約束外一周年度分

三 金三円七拾五銭 脚夫運搬費

但臨時雇脚夫等人分

四 金拾九円拾八銭 賄 費

但夜勤弁当料壹度ニ付金三銭五厘ツ、

五百四十八度分

五 金拾八円 小使給料

但小使壹人分一ヶ月式円ツ、ノ積算

六 金拾三円五拾銭 借 家 料

但一ヶ月金壹円五拾銭ツ、九ヶ月分積算

七 金一円 掲 示 費

但掲示場壹ヶ所新築ノコト

八 金四円五拾銭 戸長以下筆墨料

但部長以下筆墨料

但部長ハ一ヶ月金拾銭ツ、筆生ハ一ヶ月拾銭ツ、

九 金七円五拾銭 諸 雜 費

但名寄帳筆工料及時計椅子テーブル等

但ノ營繕其ノ他器具新調費ニ充ツ

一 金七拾五銭 会 議 費

内 訳 一 金四拾五銭 需 用 品 費

但半紙^鉛沿筆 炭茶買入費

第一節 新しい世の中

第四章 近代

二 金參拾錢

小使給料

但老人一月 拾五錢ツ、二月分ノ精算

一 金四百九拾三円五十錢 教育費

内 訳

金貳百三拾三円四十錢 上代小学校費

内

一 金百六拾貳円 校長訓導月給

但二人平均一人一ヶ月九円ツ、九ヶ月分

貳 金廿七円

補助員月給

但老人平均一人一ヶ月金三円ツ、九ヶ月分

三 金五円

校長訓導旅費

四 金三円

恩賞

五 金貳円

生徒賞与費

六 金四円五拾錢

諸雇費

七 金拾八円五拾錢

需用品費

但 金貳円五十錢
金拾三円

備品費
消耗品費

八 金拾壹円廿五錢

借家料

金二百三十三円二十五錢 窪谷小学校費

内

一 百六拾二円

校長訓導月給

但二人平均一人一ヶ月金九円ツ、九ヶ月分
金廿七円
補助員月給

但老人平均一人一ヶ月金三円ツ、九ヶ月分

三 金五円
校長訓導旅費

四 金三円
恩 賞

五 金貳円
生徒賞与旅費

六 金四円五拾錢
諸 雇 費

七 金拾八円五十錢
需用品費

但し金貳円五十錢備品費
金拾參円也消耗品費

八 金拾老円廿五錢
校舍營繕費

一 金貳拾老円
学務委員諸費

内

金 七円五十錢
学務委員手当金

但一ヶ月八十三錢三厘三毛九ヶ月分

金四円五拾錢
同職務取扱費

但十ヶ月金五十錢ツ、九ヶ月分

金四円
同旅費日当

但支給方ハ部長旅費支給法ト同ジ

金五円
教育会費

一 金貳拾七円
衛生費

第一節 新しい世の中

第四章 近代

内訳

一 金拾八円 衛生委員給料

但一人一ヶ月金貳円ツ、九ヶ月分

二 金四円五拾銭 同職務取扱費

但 金壹円
金五十銭 備品費
通信費

金三円 消耗品費

三 金四円五十銭 同旅費日当

但支給方へ部長旅費支給法ト同ジ

一 金拾貳円廿銭 勸業費

内訳

一 金五円四拾銭 勸業委員給料

但一人一ヶ月五十銭ツ、九ヶ月分

二 金四円五十銭 同職務取扱費

但 金壹円 備品費
金五十銭 通信費
金三円 消耗品費

三 金貳円三拾銭 同旅費日当

但支給方へ戸長旅費支給法ト同ジ

学務委員増員俸給額は職務取扱費日当

3 村会の開設

三新法の公布にもとづき、戸長役場が設けられると同時に、いままでの総代会にかわって村会の設置が許され、明治十三年の区町村会法によって、その大綱が定められた。

明治十三年十月八日付で、羽計村ほか二か村の戸長と各三か村惣代の連名で、戸長管理村々联合会規則伺が千葉県令船越衛に提出され、同十二月四日付で、ほぼ原案どおり認可されている。同時に、管轄下の羽計・谷津・今郡の個々の村会規則も提出され、これも原案どおり認可されている。これと同様の文書が東和田にも残されており、ほかの村々でも同じようなことが行われていたことがわかる。

これによると、村会議員となるもの、また、議員を選挙できるものは当村に本籍と住居を定め、当村内に土地を所有する者に限られた。議員は無給であった。そして、戸長管理村々联合会の議員は、個々の村会議員の中から互選された。個々の村会も聯合会の議会も、ほぼ同じような趣旨の規約からなっていて、議長・副議長は議員の互選で選任され、戸長には議決権はなかった。

村会には、町村の公共に関する事件や、その経費の支出・徴収方法の審議などの自治が認められた。

しかし、第三条には「本会の議決は、戸長より郡長に報告し戸長之を施行するものとす、但し戸長に於て議決を不適當と認むるときは、其施行を止め郡長を経て県令の指揮を乞う事を得」と規定され、県令や郡長によって、監督・指導の条件が付けられていた。

町村の公共事業には、町村の請願、神仏祭典、小学校設置、勸業、衛生などがあつた。そのほかにも国家行政事務

に属するものにも、村の予算を占める部分が多かつた。たとえば、戸長役場の新築・修繕および借家料、戸長以下の手当、旅費、掲示布達費、諸税取扱費、地租改正費、徴兵費、戸籍費、教育費、治水費などの費用も義務づけられていた。それらの賦課徴収も行わなければならなかつた。

明治十七年五月、区町村会法が改正され、戸長は官選となり、戸長自らその議長となり権限の強化が行われた。

それと同時に、前述のように管轄区の拡大が実施され、連合村の数はほぼ半減し、明治二十二年の町村制による新村誕生の母体としてのまとまりを作った。次の史料は羽計区有文書に残されている。当時の村会規則である。

戸長管理村々聯合会規則伺

本年第十八号御布告ニ依り、香取郡羽計村外二ヶ村聯合会規則、別紙之通相定施行致度、聯合村々一同協議仕候間、御裁定被成下度村々惣代人連署此段奉伺候也、

香取郡羽計村

惣代人山内貞助 ㊟

同 岩瀬七左衛門 ㊟

谷津村

同 谷本甚兵衛

同 高橋藤助 ㊟

今郡村

同 石毛助左衛門 ㊟

同 吉田利右衛門 ㊟

明治十三年十月八日

千葉県令船越衛殿

□第九百七拾三号

書面決議申出之通

明治十三年十二月四日

千葉県

戸長関周輔 ㊟

戸長管理村々聯合会規則

第壹条 本会ハ羽計村外ニケ村聯合戸長以下給料又ハ役場事務取扱費等ノ補助スベキモノアレバ之ヲ議シ、其他聯合村々公共ニ
關スル事件及經費ノ支出徴収方法ヲ議定ス

第二条 本會議案ハ戸長ヨリ之ヲ発ス

但シ議員ヨリ意見書ヲ出ストキ戸長之ヲ取捨シ、当ニ議スヘキ意見ハ認ムルニ於テハ直ニ之ヲ會議之議案ト為ス事ヲ得
第三条 本会ノ議決ハ戸長ヨリ郡長ニ報告シ、戸長之施行スルモノトス

但シ戸長ニ於テ議決ヲ不適當ト認ムルトキハ其施行ヲ止メ、郡長ヲ經テ県令ノ指揮ヲ乞フ事ヲ得

(以下略)

香取郡羽計村々會規則伺

本年第十八号御布告ニ依リ当羽計村々會規則別紙之通相定メ施行致度、村内一同協議仕候間御裁定被成下度、総代人連署此段奉
伺候也

香取郡羽計村

第一節 新しい世の中

四三

第四章 近 代

明治十三年十月

四四

人民総代山内貞助 ㊦

同 岩瀬七左衛門 ㊦

戸長 関周輔 ㊦

千葉県令船越衛殿

就第九百七拾四号

書面第十八条弁ノ下明ノ一字ヲ加フベシ其他申出之通

明治十三年十二月四日

千葉県

羽計村々会規則

第一章 総則

第一条 本会ハ当羽計村之公共ニ関スル事件及其経費ノ支出徴収法ヲ議定ス

第二条 本会ノ議案ハ戸長ヨリ之ヲ発ス

但議員ヨリ意見書ヲ出ス時、戸長之ヲ取捨シ当ニ議スベキ意見ハ認ムルニ於テハ直ニ之ヲ会議之議案ト為ス事ヲ得

(中略)

第二章 撰挙

第七条 本会ノ議員ハ邑規組合規則ニ依リ定メタル一組合毎ニ耆員ツ、ヲ撰フ

(中略)

第三章 議則

第十六条 議員半数以上出席セサレハ当日ノ会議ヲ開ク事ヲ得ス

第十七条 會議ハ過半数ニ依リテ決ス、可否同数ナル時ハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第十八条 戸長若クハ其ノ代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁ズルヲ得ルト雖モ、決議ノ数ニ入ルコトヲ得ズ

但第二条但書ニ掲グル議案ノ旨趣ハ、意見書ヲ出セル議員之ヲ弁明スルヲ得

第十九条 會議ハ傍聴ヲ許ス

但戸長ノ要メニ依リ又ハ議長ノ意見ヲ以テ傍聴ヲ禁ズルヲ得

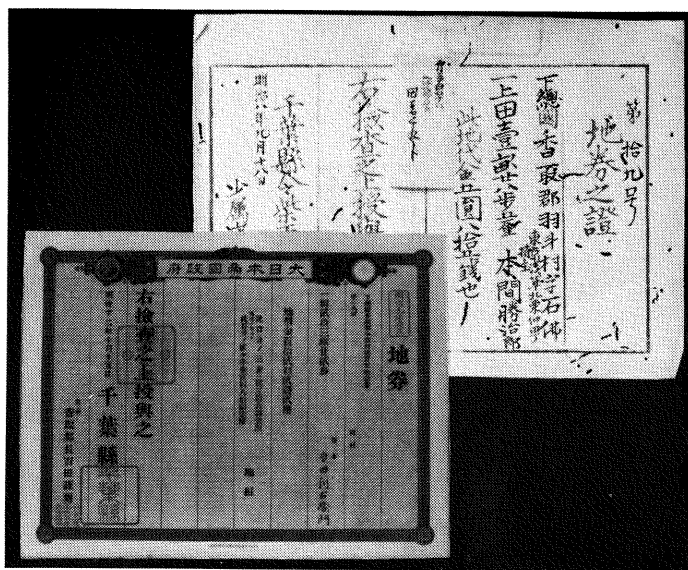
第二十条 議員ノ會議ニ方リ充分討論權ヲ有ス然レドモ人身上ニ付テ褻貶毀譽ニ渉ル事ヲ得ス

(以下略)

(三) 地租改正

全国統一の近代国家として発足した明治政府も、その財政の大きな部分を占める租税は依然として物納によってその大部分が納められていた。国の支出は現金であり、年々の豊凶に左右され、米価の変動に悩まされ、予算も立てがたい状況であった。また年貢の取立や輸送にも不合理を生じていた。そこで明治四年には、田米正納以外の金納を認め、さらに明治五年には全般の金納も認めた。その間政府内部で「税法改革の議」が審議されていた。

ところで近世を通じて農民は土地に対して耕作権を持つに過ぎなかったともいえる。しかし、明治五年二月、田畑永代売買の自由を認め、その際地券を交付し、これに地価を記入し、租税の対象と考えたが、それも徹底しなかったようである。これを全国的におこなうようにしたのが地租改正であった。明治六年七月二十八日、一連の地租改正法が公布された。その内容は、上諭、太政官布告、地租改正施行規則、地方官心得書からなっている。



地 券（右は明治9年改正前のもの）

それによって、今まで現物納であったのが、新地租では地価を基準にして、豊凶にかかわらず、その一〇〇分の三（明治十年一月、一〇〇分の二・五に改正）を地租として、地租の三分の一以内を村入費とし、金納によって付加することになった。今迄の年貢は持高に応じて村を単位にかけられ、村全体の連帯で納めたが、新地租は土地所有者個人が納税するもので、連帯責任はなくなった。さらに地価は改正後五年たてば時価によって改定することが付け加えられた。

しかし、この改正事業は、国をあげての大事業であって長い期間と労力が傾けられた。千葉県でも全国にさきがけ明治六年には早速着手したが、県庁の罹災で中断したと言われ、東庄では、「東和田村沿革誌」（上代和男家文書）によると、「明治五年二月地券令、八年十一月地引帳成る、十三年六月地価地租一筆限帳調制、地券証御下与、十五年五月山林原野其他諸事務整頓」と記されている。また各地に

残されている地券も、田畑は十三年、山林は十六年までの日付けで交付されていて、この地域の地租改正の進捗状態がうかがわれる。

地租改正事業を進める上で第一に実行しなければならぬことは、官有地、民有地、村々の境を確認して、実地丈量地図を作成することであった。その間、今迄は秣場として入会地であったところが官有地となったり、あるいは利用をめぐっての変化もあった。実地丈量作業も、地元の村々の労力と費用と、長い年月を費やして行われ、丈量や地図作成も、官庁の指導を受けた地元の人々によってほとんど実施された。さらに、その進捗を義務づけるために、丈量についての「日記日(しめ)メ野帳」(大友区有文書)を、雛形に準じて記入することを義務づけられた。そして官員の出張



の際にはそれを提示した。こうして理由なく作業の遅れることの無いような方策も取られていた。しかし、こうした努力にもかかわらず思うように作業は進まず、しばしば促進の布達がなされ、丈量者などの二村を兼務することを禁じたりもしている。

こうして田畑山林などに、一村を通じて一筆ごとに一連番号をつけて、所有者・縦横の間数、地目、面積、周囲の条件などが図面をつけて記入された。現地にはそれぞれ畝杭が立てられ、官員による、一村内数か所の検査が行われ、その誤差の多いときには再調査も行われて地引帳の基礎が作られた。

そして、さらに収穫調査を基に、地位等級の調査が行われた。それに先立ち、地位等級調査心得書が布達されて、地主総代人の選挙、組合村の設置、模範村の選定、一等地比較調査、組合各村等級調査が雛形をつけて示されている。

七等	八等	十等	十一等	合計
拾町六反式畝廿七歩	拾五町六反式畝拾歩	九町四反拾七歩	六拾七町貳反七畝十七歩	
三町貳反式拾歩	壹町五畝貳歩			
		貳拾六町三反一畝八歩		六町七反壹畝九歩

右ハ当村耕宅地一筆限地位等級実地ニ就キ取調合計候処書面ノ通ニテ聊相違無御座候以上

明治九年十一月

右邨

地主総代

青柳権左衛門

同兼用掛

関 周助

右邨総代連署

并 区役員連印

地位等級決定の要因の一つである収穫等級帳が各地に残されているが、その主なものを一覽にしたのが第12・13表であり、その各最上段の数字がその村の一等地の面積とその収穫見積りである。村によって、同じ一等地でも収穫が違っていることを示している。

こうして地位等級にしても、なかなか順調には仕事が進まないばかりでなく、各地の公平と官員の了解を期するのに大変な労力を要した。それに関しての等級調整の歎願書（上代和男家文書）も見られる。等級決定の作業にあたっては、組合総代を設け、戸長、改租総代人および老農の意見を徴したりしている。窪野谷村の耕宅地等級合計表（窪野谷区有文書）の表紙の次のような説明書もそれを物語っている。

明治十一年二月八日、府馬村地租改正係御出役先宿石田屋ニテ、地主惣代、事務係、用係立会等級再調査仕候、全書上ノ扣少モ

第12表 水田収穫取調簿（米）

村名 收穫高	大久保	窪野谷	粟野	大友	神田村	小貝野村
	畝	畝	畝	畝	畝	畝
石斗升合						
1957	50.25				8.15	
1882	67.19				—	
1807	43.19				11.29	
1732	102.20	178.04			40.26	
1657	176.11	218.17	73.13	20.04	90.05	
1582	116.19	584.22	33.04	39.22	184.05	28.21
1507	166.00	144.28	125.02	24.29	173.10	17.23
1432	50.02	292.24	161.04	208.21	182.11	38.16
1357	146.28	258.16	270.07	85.18	57.18	60.16
1282	35□.08	502.19	290.19	214.04	64.10	116.11
1207	19□.□□	1340.17	372.23	260.06	236.12	183.08
1132	145.10	722.13	535.00	163.27	308.02	417.15
1057	1□□.15	628.26	768.05	279.07	454.02	291.05
982	117.03	1022.22	445.02	278.11	259.13	759.08
907	31.18	547.16	859.27	352.10	441.16	299.05
832	9.11	82.18	647.15	350.08	37.15	191.09
757	7.02	268.19	430.22	51.06	30.23	70.09
682	3.17	12.22	106.24	—	115.10	4.13
608	6.06	9.14	1.16	34.17	7.25	2.27
532		3.12	1.01	—	—	2.14
457			25	40.3	4.07	—

相違無之候也

さらに困難をきわめたものは地価の決定であった。それには米麦価の算定が必要で、地方によって、そして時期によって変動があった。そこで、米麦価の算定は明治三年以降五カ年の時価の平均にもとづき、香取郡においては一石につき、米が四円六〇銭、麦が一円四七銭とされた（『千葉県史』明治編）。そして収穫等級表に基づいて、その収穫量から、肥料、種子代および地租、村入費を差引いて年間収益を出し、この収益を利子率六％で資本還元したものが地価とされた（その中には労力はみられなかった）。

東庄の村々では、地価がどのように算出されたかを物語るの確な資料は乏しいが、当時地方官心得書の中の算出

第13表 陸田収穫取調簿（表）

村名 収穫高	粟	野	大	友	大	久	保	神	田	村	小	貝	野
	合	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝
1820	89.05												
1745	40.21												
1670	51.08												
1595	18.21		6.27		2.16		3.04					11.26	
1520	33.14		10.26		12.19		—					5.06	
1445	50.02		8.22		9.12		3.29					79.19	
1370	83.12		13.12		3.15		12.15					29.06	
1295	245.22		87.15		30.09		56.28					27.07	
1220	209.04		12.00		51.19		48.13					63.09	
1145	525.24		47.07		213.20		61.13					75.22	
1070	131.15		127.26		57.19		111.26					63.09	
995	367.18		101.07		71.25		51.27					50.12	
920	239.19		130.22		177.16		91.09					82.11	
845	130.05		67.06		145.07		162.20					74.28	
770	208.20		43.15		13.22		13.09					9.24	
695	10.12		56.18		86.02		60.06					21.11	
620	2.26		4.07		89.20		47.20					7.21	
545	3.16		4.17		38.20		29.00					9.20	
470	4.05		3.18		32.05		8.03					0.17	
395	2.06		2.18		7.26		2.01					3.06	
320	1.16		1.10		6.03		—					1.29	
245							4.25						

例を、当時の関係者であった有尾敬重の次の説明からみよう。

田一反の収穫が一石六斗で、其内肥料代が一割五歩で二斗四升、一石六斗から二斗四升引くと残りが一石三斗六升となる。米価が三円であるから其代金は四円八錢である。それから一面地租の百分の三と地方税の百分の一と、又、利率の六歩(六歩)と言うものを加へますると総てで百分の十即ち一割となる。それで此一割を以って収穫の四円八錢を割りますと、地価が四〇円八〇錢となる。詰り全国の地価の平均と言ふものが四〇円八〇錢となると言ふ目安で掛つたもので、其四〇円八〇錢に三分を掛ければ地租、又一分を掛ければ地方税が出る。

前記の香取郡の米価、麦価で、各々算定された収穫表に基づき、右の

説明のように計算すると、窪野谷村の「田畑地価収穫調簿」や、鹿野戸村の「一筆限取調簿」などは、完全に一致して、この線に沿って行われたものであることが確認できる。次の史料は右の窪野谷村のものからの抜粋である。

田方一等甲之部

ノ式反壹畝十七歩

収穫米三石四斗壹升二合

地価金百三十三円四十銭

分三税金 四円三厘

分二半税金 三円三十三銭八厘

壹等乙之部

ノ式反壹畝七歩

収穫米三石貳斗

地価金百廿五円十二銭

分三税金 三円七十五銭四厘

分二半税金 三円十二銭八厘

(中略)

畑方壹等甲之部

一 反別壹反八畝十八歩

此収穫麥貳石九斗六升七合

地価金三十七円七銭貳厘

分三税金 壹円拾壹錢貳厘
分二半税金 九十貳錢七厘

耆等乙之部

一 反別三反三畝十一歩

此收穫麥五石七升二合

地価金六十三円卅七錢四厘

分三税金 壹円九十錢壹厘

分二半税金 壹円五十八錢四厘

(以下略) (明治十一年)

以上のような作業を経て地価・地租が決定されて、作柄の豊凶・米価の如何に関係なく一定額の地租の金納が定められた。

次の史料(神田 江鳩左門家文書)は、その時まとめられた、各村々の地租地価合計帳の一部である。

(表紙)
〔明治拾老年七月〕

地価地租合計簿

第十五大区拾壹小区

神田村

第拾五大区十一小区

下総国香取郡神田村

第一節 新しい世の中

地価地租合計簿

耕宅地反別三拾六町貳反四畝廿歩

此訳

田反別貳拾七町八畝拾四歩

内三畝廿四歩 堀上田之分畑方より入

九畝七歩 堀上畑之分畑方入

此収穫米三百拾四石壹斗八升六合

此地価金壹万貳千貳百八拾四円
六拾七錢七厘

分反別貳拾八歩一筆内ニ籠ル草地
芝地分

此地価金五錢五厘

但シ壹反歩ニ付平均地価

合反別貳拾七町九畝拾貳歩

此地価金壹万貳千貳百八拾四円
七拾貳錢八厘

此百分三税金 三百六拾八円五拾四錢貳厘

百分二ヶ半税金 貳百七円拾壹錢八厘

畑反別七町六反九畝八歩

内九畝七歩 堀上畑之分田方より入

外三畝貳拾四歩 堀上田之分田方江入

此収穫売麦七拾貳石七斗四合

此地価 金九百八円四拾三銭六厘

反別耆畝貳拾九歩一筆内ニ籠ル
草地芝地

此地価金拾耆銭六厘

但シ 耆反歩ニ付平均

地価

合畑反別七町七反耆畝七歩

此地価金九百八円五拾五銭貳厘

此百分三税金貳拾七円貳拾五銭七厘

百分二ヶ半税金貳拾貳円七拾耆銭四厘

宅地反別耆町七反四畝耆歩

此地価金三百三拾五円八拾八銭四厘

此百分三税金拾円七銭七厘

百分二ヶ半税金八円三拾九銭七厘

百分三税金(四)百五円八拾七銭六厘

田税金、三百六拾八円五拾四銭貳厘

畑税金、貳拾七円貳拾五銭七厘

宅地税金拾円七銭七厘

地租合計

百分二ヶ半税金三百三拾八円貳拾銭九厘

田税金三百七円拾耆銭八厘

第一節 新しい世の中

畑税金貳拾貳円七拾壹錢四厘

宅地税金八円三拾九錢七厘

一 種井敷反別三步但シ田方一筆ニ籠ル潰地之分

一 墓地反別壹反六畝五步

外

官有地

一 畑反別壹畝拾六步

一 神社境内、壹畝拾六步

一 堂宇敷、反別拾四步

過般製之上差上候宅地之価平均之儀、通常ノ村平均每価格ニ付、更ニ金七拾錢減額取調可申旨、（ノトヒ） 仮令ハ

平均

一 金貳拾六円之額ハ

一 金貳拾五円三拾錢

一 金貳拾四円之額ハ

一 金貳拾三円三拾錢

以下右ニ可倣事

右之通改租掛御派出官分御達ニ相成候ニ付、右之振合ニ取調御差出シ被成、此段及御達候也

明治十一年七月廿二日

このようにして、山林原野にいたるまで、多くの労力と民費をついやして地租改正事業が完了したのは明治十六年

と推定される。

その間、改正事業が遅れていたために、明治九年以後は改租の標準で仮に納税され、完成後、すべて明治九年にさかのぼって納入させられた。改正地租が旧租に較べて減額した地方はよいが、逆に増徴になったところでは、その年のほかに数年分の不足分を追納しなければならなかった。そのため政府もやむを得ず追納金の年賦延納を認めた。鹿野戸村に残されている「明治九、十年鹿野戸村延納金一筆限取調書」（鹿野戸区有文書）の中には、九年分追納金は一〇か年賦、一〇年分の追納金は五か年賦に納めるように記録されている。また、高部村では九年分不足額三一六円二二銭三厘を、明治十四年から同三十三年まで二〇年賦で納入し、一〇年分は二〇六円二五銭二厘を、十四年から十五年賦で納入することを誓約している（宮沢和家文書）。他の羽計をはじめとする村々にも同じような書類があり、農民の負担の程が示されている。これから推測すると、明治十一年には田・畑・宅地の改正作業が終っていると思われる。改正後も、地位等級や収穫高を維持するため、竹木の伐採や道路や川幅の保全を申し合せ、連印で誓約書をかかわっている（羽計区有文書）。

この地租改正によって、租税はかならずしも安くはならなかった。それは農民の期待を裏切るものであったといえよう。そして五年ごとの地価改定も予定どおりに行われなかった。それは農民の期待を裏切るものであったといえよう。そして五年ごとの地価改定も予定どおりに行われなかった。それは農民の期待を裏切るものであったといえ

この改定事業においての丈量も、そして作成された地図も必ずしも正確なものではなかったもので、その誤差を改めるために地押調査が行われた。また、個人からの申出を義務づけられた。それらはその後の土地台帳や土地公図の基礎となっていた。

地押調査を経て土地台帳が作られ、明治二十二年三月、勅令三十九号土地台帳規則が公布された。それと同時に同年同月、法律第十三号は「地券ヲ廃シ地租ハ土地台帳ニ登録シタル地価ニヨリ其記名者ヨリ之ヲ徴収ス」と定め、地

第14表 地引帳による土地所有

村名	所有面積													合計				
	0 1	1 2	2 3	3 4	4 5	5 6	6 7	7 8	8 9	9 10	10 15	15 20	20 25		25 30	30 50	50 70	70 100
大友村	11	5	4	3	0	3	0	1	0	1	5	5	1	0	3	1	0	43
宮本村	3	10	4	3	1	0	1	0	0	2	6	3	1	0	2	2	1	41
小貝野村	12	10	6	8	5	9	4	2	1	1	6	6	0	0	2	2	0	74
谷津村	12	5	4	7	5	0	3	3	1	3	2	1	2	2	1	1	0	60
東今泉村	10	14	12	10	10	2	6	5	0	4	6	1	6	6	6	3	0	110
今郡村	5	4	4	2	4	1	3	2	0	1	9	4	3	0	1	0	0	43
粟野村	20	33	12	11	6	1	2	4	1	5	11	4	4	4	1	1	2	129
東和田村	34	17	8	3	4	4	4	2	1	1	4	3	0	0	1	1	0	87

第15表 地租区分表

地租 円	人
0 ~ 1	45
1 ~ 2	22
2 ~ 3	9
3 ~ 4	10
4 ~ 5	0
5 ~ 6	2
6 ~ 7	2
7 ~ 8	2
8 ~ 9	2
9 ~ 10	2
10 ~ 15	6
15 ~ 20	7
20 ~ 30	5
30 ~ 40	5
40 ~ 50	2
50 ~ 70	0
70 ~ 100	0
100 ~	1
不明	4
計	126

(明治15年「毎戸地租合計帳」羽計区有文書)

券は実質上廃止された。
地租改正は、租税の近代化と共に新しい土地所有権の確認をしたものと言われる。試みに当時の地引帳の集計により土地所有の状態を見ると第14表のような結果が示されている。

これは、一村のみの所有状況である。他村の土地を所有したり、他村からの所有者もあるから、正しく一人一人の全所有高を示しているものではないが、その傾向は知ることが出来る。

また、第15表は、一村内における地租の納入額別の表である。これも第14表と同じことがいえる。これを見ると、地租二円未満の者が半数を示している。

(四) 徴兵制度

明治政府が戸籍・地租改正・学制と共に確立を急いだのは徴兵制度であった。

維新後、各藩の常備兵は一萬石につき六〇名を備えさせることにし、政府直轄地で兵員を取立てることを禁止した。次いで明治三年十一月徴兵規則が制定されて、士族、平民にかかわらず、兵役に堪え得る者を、一萬石につき五人ずつ差し出すことを命じた。東庄地域でも、小座村にこのことと関連した次のような文書（小座区有文書）が残されており、全国隅々まで徴兵が行われていたことがうかがわれる。

乍恐以書附御届奉申上候

今般徴兵役高老万石ニ付五人宛可差出旨御達承知仕候得は、徴兵役人撰取調候処、右兵役ニ相動リ候ものは一切無御座候、依之賃銀ニ而相動申度奉存候ニ付恐入候次第ニは御座候得共、何卒格別之以御仁政御聞濟被成下置候様御届ケ奉申上候、以上

明治四年辛未二月十三日

御支配所

下総国香取郡

小座村

伍長新 兵衛^印

仕長 清右衛門^印

兼庄屋 七兵衛^印

宮谷県
御役所様

第一節 新しい世の中

五九

また、廃藩置県に際しては、薩・長・土三藩の兵約一万人を東京に送らせたりして事態に備えた。廃藩置県が終り、翌五年には、いままでの兵部省を陸軍省と海軍省として、十一月二十八日に「徴兵の詔」が下った。ついで翌六年一月十日に徴兵令が發布された。東京、仙台、大阪、広島、熊本を各鎮台として全国に六軍管区をおき、千葉県は東京鎮台の管下に入った。こうして、士農工商の四民の区別なく、平等に兵役に服することが定められた。告諭の文面の一部をあげれば、「我 朝上古ノ制、海内拳テ兵ナラザルハナシ、有事ノ日 天子、之カ元帥トナリ、丁壯兵役ニ堪ユル者ヲ募リ、以テ不服ヲ征ス、役ヲ解キ家ニ帰レハ農タリ工タリ又商買タリ、固ヨリ後世ノ双刀ヲ帯ヒ、武士ト称シ抗顔坐食シ、甚シキニ至テハ人ヲ殺シ官其罪ヲ問ハザル者の如キニ非ズ」と、武士を批判し、さらに中世における兵農分離以降の弊害をあげ、此に維新をむかえ、郡県の古に復し、その四民平等を基礎とすると述べている。

これによつて、男子は二〇歳になると徴兵検査を受けた。合格者は三年間の兵役勤めをした。兵役を終つたものは第一後備軍として家業に従事しながら、一朝事ある場合は直ちに常備軍に加わらなければならなかつた。そのため、常にその在住の場所を明らかにすること、年に一回復習のため屯営に集合を命ぜられている。明治九年一月九日には、東庄地域で十小区に管轄された地域からは、須賀山村の高橋善助と羽計村の田谷茂八の二人が、一週間佐倉新町駐在官出張所に出頭している(多田庄兵衛家文書)。さらに、第二後備軍はそこ二か年間、戦時においては第一後備軍に継ぐため兵役の義務を負わされた。また合格者として入営した者のほかにも、欠員に備えて補充兵の制度も設けられていた。

また、徴兵令の中に次のような条文が記されている。「国民軍ハ常備軍ノ外ニ全国の男兒十七歳ヨリ四十歳迄ノ人員ヲ兵籍ニ載セ置キ第二後備軍召集ノ後ハ時機ニ從ヒ隊伍ニ編入シ其指麾ヲ待チテ進退セシムル者ナリ」。そのため、



多く残されている徴兵関係の文書類

一七歳になると戸主から戸長を通して届出を義務づけられた。村からは一七歳から四〇歳までの国民軍の増減を毎月報告させられていたことが史料などからうかがえる。

しかし、この徴兵令には、次のような免役条項があった。

- 第一条 身ノ丈五尺一寸曲尺未滿ノ者
- 第二条 羸弱ニシテ宿痼及ヒ不具等ニテ兵役ニ堪ヘザル者
- 第三条 官省府県ニ奉職ノ者但シ等外モ此例ニ准ス
- 第四条 海、陸軍ノ生徒トナリ兵学寮ニ在ル者
- 第五条 文部工部開拓其他ノ公塾ニ学ビタル専門生徒及ビ洋行修業ノ者、并ニ医術馬医術ヲ学フ者、教導職試補ノ者、但シ教官ノ証書并ニ何等科目ノ免許書アル者、科目ノ等未定
- 第六条 一家ノ主人タル者
- 第七条 嗣子并ニ承祖ノ孫
- 第八条 独子独孫

第九条 罪科アル者但徒以上ノ刑ヲ蒙リタル者

第十条 父兄存スレ共病氣若クハ事故アリテ父兄ニ代リ家ヲ治ル者

第十一条 養子、但約束ノミニテ未タ実家ニアル者ハ此例ニアラス

第十二条 徴兵在役中ノ兄弟タル者

したがって、官吏・戸主・後嗣の息子・独孫・養子は免役となり、他の条項には代人料二七〇円を払えば免役され
ると言う代人規定もあり、国民皆兵と言つても実質的には庶民の二三男がそれに目されていた。

東庄に残された徴兵免役願が高橋正雄家や土屋利夫家、小座区有文書などに残されている。次の史料は高橋正雄家
に残されていたものである。

香取郡八重穂村

相馬治五右衛門長男

相馬周平

右村

戸長

高橋清左衛門[㊦]

右之者儀徴兵令第三章免役御規則第七条嗣子之者ニ御座候間、此段奉申上候、以上

明治六年十一月廿日

第四大区小八区

副区長

高木長兵衛殿

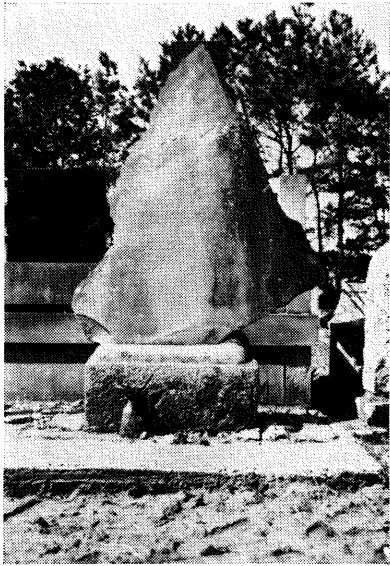
そのほかにも、病気を理由に免役を願ひ出ているものもある(土屋利夫家文書)。いずれにしても当然免役規則に該当するものでも届出がなされている。ほかにも徴兵免役のために故意に、養子や分家など条件をととのえ兵役を逃れようとしたことも伝えられている。

さまざまの問題を抱えた徴兵制度であったが、富国強兵への政府の努力が重ねられ、西南の役には、徴兵によって訓練された軍隊が真価を發揮した。

明治十年の西南の役には東庄からも従軍者があり、その時、石出村の保立富吉、栗野村の辺田富造の二人が戦死している。石出村の保立富吉の墓碑には、大要次のように記されている。

保立三右衛門弟也

明治五年十一月兵制大変更徴兵令頒布ス、明治六年六月一日東京鎮分営字都宮へ入営ス、後奉台へ転シ三年後、役満テ明治九年四月帰郷ス、明治十年二月鹿児島県賊徒暴発ス、軍令アツテ同年三月五日郷里出立、同月二十六日横浜港発、船神戸ニ寄港シ肥前長崎港ヲ経テ肥後ノ国綱田、宇土、八代等ニテ数回戦闘ス、又同国人吉城ニ賊屯集ス、官軍日夜攻撃、遂ニ六月二日賊軍敗走ス、富吉モ亦隊伍中ニ在リ奮戦ス、同七月二日肥後国玖摩郡地藏平ニ於テ戦没ス、于時齡二十三年五ヶ月也(抜すい)



西南の役に戦死した保立富吉の墓碑(石出区 林福寺)

西南の役を最後に、新政府に武力で対抗しようとする動きはなくなった。明治二十二年、徴兵令の免役規定も無くなり「国民皆兵」が実現され、以来、昭和二十年の終戦までこの制度が続いた。

(五) 新政府の宗教政策と郷土の動向

第16表 明治元年八月改号の諸社

大字	旧社号	新社号
新宿	牛頭天王	八坂神社
石出	妙見宮	星宮大神
東今泉	金毘羅大権現	琴毘羅大神
粟野	妙見宮	星宮大神
小南	牛頭天王	津島神社 <small>※1</small>
神田	稲荷大明神	園神社
舟戸	稲荷大明神	宇賀大神
窪野谷	妙見宮	星宮大神
大友	山王大権現	日枝神社 <small>※2</small>
〃	妙見宮	平台神社
〃	金毘羅大権現	琴平大神
〃	弁財天	岐嶋大神

〔東大神及氏子村々支社明細取調帳簿〕(明治九年十二月千葉県宛提出) 飯田真也家文書による

明治維新の激動の中で、寺院神社など宗教界も激変を余儀なくされた。

再興された神祇官の下に平田派の国学者神官ら復古神道家が登用され、彼らの意見にもとづく祭政一致の神道国教主義の宗教政策が推進された。

明治元年三月二十八日・太政官から神仏分離令が発令された。その中で権現とか牛頭天王ごづてんのうなど仏教的神号を問題視し、また仏像の神体を改めさせ、あるいは社前に掛けた仏像、鰐口、梵鐘、仏具類を取除かせることなどが命令された。これは平安時代以来千年以上もの間常習化していた神仏習合の風の廃止を意味するものであった。こうした神仏分離の推進にともない、各地にいわゆる排仏毀釈の運動がまきおこるが、さらに政府は同三年大教宣布を行い、神道国教化の方針を一層強化した。

小見川町	干潟町	銚子市
久保※3 下飯田 (字根小屋) 〃 (字小屋之内) 〃 (字根舞) 阿玉川 (字向地) 〃 (字宿)	桜井 関戸 〃 万歳	諸持 下桜井 下森戸
石尊大権現 妙見宮 妙見宮 妙見宮 牛頭天王 牛頭天王	弁財天 金毘羅大権現 金毘羅大権現 弁財天	山王大権現 天満宮 妙見宮
阿夫利神社 星宮大神 星宮大神 星宮大神 八坂神社 八坂神社	琴平神社 関戸大神 琴平大神	日枝神社 菅原大神 星宮大神

注 ※1 大正十五年十二月二三日現小野神社に再

改号

※2 明治六年十二月現窪谷神社に再改号

※3 同地区の第六天王は明治二年正月葦芽神

社に改号、同七年八月現久保大神に再改

号

このような動きは当地にも直ぐに及んだ。いわゆる排仏毀釈の
ような激しい動きはなかったものの、従来用いられてきた仏教的
神号を改める動きは明治元年八月の段階で広範囲に展開している
(第16表参照)。

これによると、明治維新時の東大神の氏子圏は現在の銚子市、
東庄町、干潟町、小見川町にまたがっていた。ただし現東庄町の
須賀山村、現小見川町の貝塚村、阿玉台村は独自に取調書を提出
し、これに含まれていない。この広範囲の各地域に東大社を総社
とする支社が合計七七社祀られていた。現東庄町域に四〇社、銚
子市域に一二社、干潟町域に一二社、小見川町域に一三社であ
る。さてこれらの中で明治元年八月社号を変えたもの二五社、翌
二年正月改号の注3の例を加えると二六社を数えるが、旧社号が
仏教的なものとは考えられない異例の三社(下桜井天満宮、小南お
よび神田の稲荷大明神)を除くと、二三社(支社合計の三〇%)が神
仏分離の一環として社号を変えたと考えられる。二六社の旧社号
をみると、妙見宮八社、牛頭天王社および金毘羅大権現社各四
社、弁財天三社、山王大権現二社、石尊大権現および第六天王社各
一社となる。これらの数字は、この地域の神仏分離の一端を示す

とともにそれ以前の神仏習合の状況を物語っていよう。

ついで明治元年十一月新宿村にあった東大社の神宮寺真言宗秀藏院をめぐって、神宮寺として受けていた寺領（御配当地）の返上および同社所属の「観王堂」（観音堂カ）の分離と村方への引取りが定められ、村方から同社に一札が入れられた（『東大社史』所収「差上申一札之事」）。

明治四年、神社の社格が制定され、神社に対する中央集権的な国家統制がさらに強化された。これにより全国的神社は官社（官幣社、国幣社）、府県社、郷社、村社および無格社の五段階のどれかに位置付けられるにいたった。本町域では郷社に東大社（後に県社）、村社に須賀山諏方大神（後に郷社）があてられたほかは、無格社であった。

同年四月宗門改めとそれに基づく寺請制度（第三章第八節参照）が廃止され、七月の太政官布告「大小神社氏子取調ノ件」により、神社が寺院に代って戸籍の作成と管理に関与することとなった。これは二年足らずで中止された。明治四年十月左右大神神主上代光資が取りまとめた「左右大神産子取調明細書（控）」（干潟町桜井 上代光祐家文書）が残っている。これは上代郷八ヶ村各々の惣人数、男女の数を各村庄屋が書上げ、宮谷県など支配の役所宛に報告する様式になっている。

その後、政府は、祭祀と宗教を分離し、神社を一般の宗教と切りはなし、国家神道の担い手とする政策を展開して行った。ここに神社神道と教派神道との別が形づくられてゆく。教派神道とは広義の神道系諸宗教で、幕末維新期の深刻な行きづまり状況の中で救済の道を独自に説いた様々な民間宗教の流れを汲む。幕末期に出現をみた黒住教・天理教・金光教・山岳信仰の流れに立つ実行教・扶桑教・御岳教、惟神道系の禊教・神理教・神道修成派・大成教・神習教・大社教・神宮教・神道本局などが明治九年以降政府の公認を得て、いわゆる教派神道として活動をくり広げて行った。本町域では不二道孝心講、天理教、禊教、御岳教の活動が活発であった。

不二道孝心譜

不二道は、富士信仰にもとづく宗派で、十八世紀後半、富士講身祿派の伊藤参行いとうさんぎょうの高弟武藏国鳩ヶ谷の商人小谷祿行こたにうきぎょうさんし三志(一七六五—一八四一)によって創始された。比較的呪術性が少なく、個々の民衆の心的生活のうちに内面化し、道徳的なものを重んじていた。教義の第一義として、国の豊安と尊皇、それに孝道を説き、さらに信者による道路、堤防、橋などの修理に労力奉仕をしたり、災難の救済事業をすすめた。

東庄地域では、明治に入っては東和田の木内東行がこの活動の中心的な役割をはたしていた。そのご、平山の吉田清左衛門に、さらに窪野谷の宇井兵作にひきつがれ、この人たちを中心に町内一円の信者によって活動が進められていた。

明治十七年皇居造営の勤勞奉仕に参加した。そして近辺の道路修築數十か所におよび同二十四年岐阜県下震災、二十九年三陸津波に、また・日清・日露の兩役に義金をそれぞれ献納している。

明治四十二年吉田清左衛門より宇井兵作にこの地方の主任が変った。それ以後も道路の改修に奉仕を重ね、明治四十三年の暴風雪による船舶遭難に際し、義捐金を送り、同年の大洪水にも、種籾の贈与など献身的な奉仕活動がつづけられている。

文書の中から拾い出すと、信者は神代、東城の兩村を中心に七〇人から一〇〇人余りあったと推定される。尊皇、孝道の教理をわかり易く、孝行和讃、千代保久礼ちよぼくれ、子守歌、手鞠歌の中にうたい込み、その民衆性がうかがわれる。以後大正・昭和にわたっても、地域への貢献を続けている。

天理教

笹川宣教所は初代所長土屋平左衛門によって、須賀山(笹川い勢古八七七番地)に建設された。土屋平左衛門は、明治二十七年天理教信徒となり、三十二年教導職、三十四年笹川宣教所長として大正十一年八月没するまで奉職した。信者は近隣をあわせて数十人を教えたと伝えられる。そのご宣教所は渡辺茂作(静岡県佐野原

分教会)の指導でつづけられ、昭和十六年三月火災で焼失した。現在は東京世田谷に移り、三代目会長佐藤清治郎に継承されている。

禊 教

禊教は、江戸末期井上正鉄(一七九〇—一八四九)を開祖とする新興の神道系民間宗教の一派であった。

正鉄は館林藩士安藤真鉄の次男として生まれ、のち富田氏(本姓井上)の養子となった。一八歳ごろから卜占・医術をもって諸国を遍歴し、かたわら白川流の禊祓および調息の法をうけ、神道の一派をたてた。天保七年(あるいは十一年)武蔵国足立郡梅田村神明社の神主として活発な布教をはじめた。

当初この教派は吐菩とほ加美講かみとよばれ、「吐菩加美依身多女」などとひたすら口唱し、その極にいたって、息も絶えんとし忘我の境地において、天照大神と合一し、身心ともに救われると説いた。町人・豪農や一部の武士・大名間に信者を獲得したが、幕府からは異端の教説として弾圧された。天保十二年寺社奉行に拘引され、同十四年再拘引、三宅島へ流され、嘉永二年六十歳で同地で没した。

明治維新後門弟らが講社をつくり、教派神道の一つとして明治二十七年独立した。この間正鉄自らの布教の及んだ武蔵秩父地方の信者が秩父困民党の蜂起に積極的に参加するなど注目すべき行跡を示している(井出孫六『秩父困民党』)。

さて、本町小南方面に吐菩加美講が伝わったのは、一つに小南・青馬を知行所としていた旗本佐野欽六郎包教が一家中を挙げて同講の信者となったことによる。家中の一人武内時鉄は師正鉄の長女の婿となり、また同じ家中の大隅瓶三(後に改名して板橋薩雄)は明治十三年神道禊教小南分院を開いている。この地方で最初に同講に従って修行を受けたのは小見川の在の野田住の某、また青馬の遠藤誠一、小南の渡辺豊兵衛らであった。遠藤・渡辺両人は共にそれぞれの名主役として、両村共通の領主の佐野氏に接する中で入信したものと考えられる。当初小南では江戸より野沢兼

教、千村正實ほか計四名を教師にむかえ、蔵福寺で二座、また滝郷村龍福寺で一座の修行の座が立てられた。地元では宇井孫右衛門、青野孝三郎、宇井良忠、青野孝二郎、島田市兵衛らがこれに加わり、また蔵福寺住職大空和尚は同講の修行を行ったあげく、僧侶をやめ、国学を研鑽し、神官（元佐倉八幡宮神主）となり、一生を終えたという。

禊教は一時期常陸下総方面に七〇〇戸の信者がいたといい、現在も小南に「禊教小南分院教会」が続いている（町史編さん委員会編「民俗慣行基礎資料」その1）。

なお本町谷津秋山神社に明治二十八年十二月吉日附の神道禊教信徒の手になる「奉修大祓一万度碑」がある。また佐原市筭^{こがしま}島の水神社境内には大正三年九月の日附をもつ禊教信伝組頌徳碑が残っている。

御岳教

御岳教なども、東今泉、笹川、夏目を中心に信者がみられそれに関した石碑なども各所に見られる。また、講などを結んで代参をした名残りも伝えられている。

第二節 文明開化

(一) 寺子屋の教育とその普及

1 庶民教育のおこり

江戸時代後半期から明治の初期にかけて、庶民教育の場として寺子屋や私塾がある。これは武士階級の子弟が幕府の学問所や藩の学校(藩校)で教育をうけたのに対し、農・工・商の庶民の子弟は地域の寺の僧侶や、浪人などについて、主として、読み・書き・そろばん、の教授を受けた。

庶民の子弟が寺子屋へ行き、読み・書き・そろばんを習うようになったのは、時代の進展とともに文化水準が向上し、文字のよめないものは「文盲」といわれるほどになってきたためである。農民・職人・商人いずれをとってみても、読み、書き、そろばんができなくてすむ階級は存在しなくなっていた。したがって、寺子屋とか私塾は生活に必要な「実用の学」のレッスンをうける場として発展した。

下総国香取郡の当町周辺も例外ではなく、多くの子弟が地域の寺子屋・私塾で学んだ。

さらに、明治維新をむかえ、時代が改まり新政府のもとで「学制」が施行されると各地に小学校ができるのであるが、村内に大きな財産家でもあり、土地や建築費の寄付でも受けない限り当時の「学制」の定める小学校などは、な

かなか建築できるものではなかった。

このころ、新治県(県庁・土浦)管下にあった当地域では、となりの千葉県が、寺子屋・私塾に小学校の肩代りをすることを許さなかったのに対し、移行措置として併設が認められたため、東庄地域でも明治に入っても寺子屋・私塾が存在した。

2 寺子屋・私塾の普及とその実情

当地方にあった寺子屋・私塾に関しては、資料の遺存するものが少なく、つまびらかにすることは困難である。

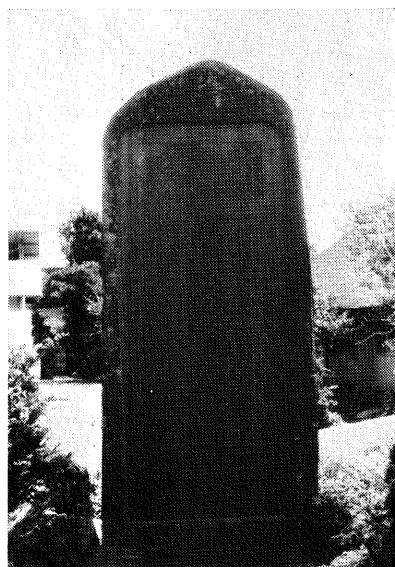
一般に寺子屋は、社寺や自宅の一部を解放した一教室一教師の小規模のもので、寺子(教え子)は二〇人から三〇人くらい、年齢は六歳から一三歳くらいまでであった。

修業年限は四、五年というのが普通であった。師匠は各宗寺院の僧侶、医を業とする者や神主、浪人、名主などの有識者があつた。

教科内容は読み・書き・そろばんであるが、中心は習字であつた。そのほかに消息・実語経・庭訓往来・百姓往来・地方往来・四書・五經の素読等日常生活に必要な事柄を習得した。

授業は毎月、朔日と十五日、それに五節句、正月、盆の三日間は休むのが習わしであり、また毎月二十五日は天神講などの諸行事が行われ、特に正・五・九月は盛大に行われ、授業は休みとなつた。当時の寺子屋は師はよく子弟を愛撫し、弟子、父兄もまた師を尊信し、師弟間の情誼は厚く、教化はよく行われた。

月謝は毎月一定の額を納めることは少なく、多くは五節句、中元、歳暮、品変り物を贈つた。入門に当たっては樽



鎌形大助寿蔵碑

入として酒一升・白米三升を納めることが常であった。そのほかには畳代、炭代などを随時納めることもあった。

明治五年（一八七二）八月二日学制頒布をもって手習師匠は廃止されたが、新治県管轄下にあった当地域では直ちにこれによって小学校を設置することは不可能であったため、各所に家塾を開放して、子弟に読書、算数、習字等を教えることが続いていた。

寺子屋についての資料が少ないことが残念であるが、寺院や墓地等に、寺子屋に学んだ筆子たちが師匠の歿後、報恩の気持から建立した筆子碑、頌徳碑、そして師匠の長寿をたたえ一層の長寿を祈念した寿蔵碑、師匠や筆子たちが使い古した筆を埋めた筆塚等によって寺子屋の所在がわかる。そのうち主なものに次のような塾がある。

○有輝塾

東城村小座の有輝塾の塾主鎌形大助は、晦堂くわいどうとも号した。彼は、安政三年十一月同所に生まれた。彼の生家は農業を営み、彼もそれを継いだ。が、上代小学校、小南小学校の両校にあって教鞭を取った。また、村民に望まれて多年助役、村長を歴任し、村会議員を二十余年にもわたって勤めた。後、私塾を開いて近郷の子弟の指導にあたり、その門人は五百余人におよんだ。大正三年、門人らは寿蔵碑を邸内に立ててその徳をたたえた。てん額は三島文学博士が書き、撰びに書は北総の碩儒と言われた並木栗水が書いた。鎌形大助は漢文に精通した。現在、彼の著書の讀我書室

詩鈔、晦堂文集、西遊漫吟などが残されている。

また、鎌形志郎家文書に、その塾則は次のように定められていた。

有輝塾々則

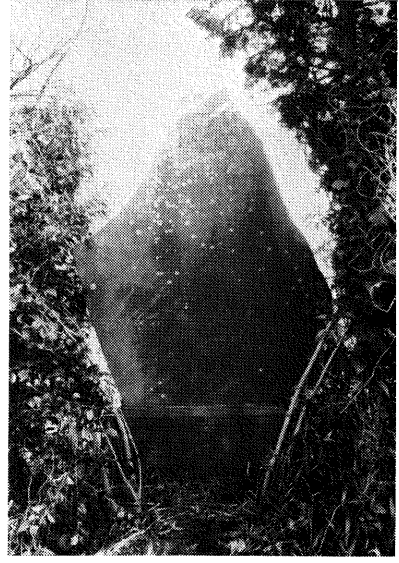
- 第一条 入塾ヲ請フ者ハ族籍姓名ヲ詳記シ其ノ旨書面ヲ以テ申出ズ可シ
退塾ノ節事由ヲ添ヘ届出ズベシ
欠席スル時モ其都度届出ズベシ
 - 第二条 在塾中ハ互ニ礼義ヲ守リ品行端正学業勉勵ニシテ苟モ遊惰放肆ノ行為有ル可ラズ
 - 第三条 在塾中ハ質素節儉ヲ主トシ浮華奢侈ニ流レ徒費スル等ノ行為有ル可ラズ
 - 第四条 濫リニ人ヲ私席ニ誘引シ他人ノ勉学ヲ妨グル等ノ挙動アル可ラズ
 - 第五条 塾舎用及他人ノ什器書類ヲ損傷シタル者ハ之ヲ償還セシムベシ
 - 第六条 塾舎建具及他人ノ器物ニ妄ニ戯書又ハ汚損スベカラズ
 - 第七条 塾生中ニ金錢ノ貸借ヲ禁ズ
 - 第八条 授業時間ハ外出ヲ禁ズ不得己事故アルトキハ其者届出テ許可ヲ受クベシ
 - 第九条 通学生ハ塾費トシテ毎月二十日迄ニ金二十錢宛納ムベシ
 - 第十条 寄宿生ハ賄料トシテ一ケ月白米一斗五升、塩醬油料金金三十錢宛ヲ領収ス、飲食ノ分ハ控除スベシ
- 明治二十七年十一月 有輝塾

○平台大学塾

窪野谷村平台の平台大学塾は、塾長が飯田平左衛門であった。飯田平左衛門については、明治十八年、五十二歳のとき門弟たちが建立した寿藏碑がある。それを要約すると、名は胤正、また、東軒と号した。窪野谷村に生まれ、千



鎌形三木寿蔵碑



飯田平左衛門寿蔵碑

葉常胤二八世の子孫とつたえられている。家が貧しかったので、少年のころから勤労に励むとともに学問を好み、親によく仕えた。

やがて江戸に出て安井息軒のもとに学び、五年にして四書五経の経義に通じ、数理を極めた。

性格は寛大で、勇気があり、義に厚かった。勤皇の志があり、水戸の義党と交わりを結び、大いに活躍しようとした。

明治維新をむかえて、郷里に帰り、家業にはげみ家は大きに栄えた。

そして、私塾を開いて近郷の子弟を教育した。学制頒布のとき、家の財産を傾けて小学校の創建につくし、あげられて校長となり、よくその職をつくし、門下に学んだ人たちは六百余人にのぼった。

この碑文によって、飯田平左衛門は明治二十五年、五十九歳で没するまで、私塾や学校を通して、子弟の教育に尽したことがわかる。

○鎌形三木壽藏碑

鎌形三木ハ北総香取郡小座ノ人ナリ、家世々農タリ、人性活潑ニシテ俠氣アリ 青年時ニ諸州ヲ漫遊シ古跡逸事等ヲ搜索シ帰后三十歳ノ年讀書ノ必要ナルコトヲ感シ海上郡岩井村遠藤邸齊ニ從テ漢学ヲ修ル事四年而シテ日常儉徳ヲ養ヒ絶テ酒、煙草等ヲ不用 夙愛國敬神ノ道ヲ遵守シテ痛ク仏説ヲ排斥 是確乎タル卓見古賢ノ行為ト符合スル処豈又敬服ナラズヤ

曾テ村塾ヲ開設シ隣里ノ子弟ヲ教育シ暇勉不忘 蕙陶ノ功其宜ヲ得今ヤ門弟子弟等如斯美挙ヲ企図スル所以ナリ

細君ハ荒木代生子皆女同郡宮原村菅谷儀兵衛弟ヲ養フ四郎左衛門ト云 三木氏今年齡七十有四 尚孳纒タリ所謂老テ益壯ナル者ナリ履歴大ナルモノヲ記シテ壽藏ノ碑文トス

岩田廉堂撰並書

明治二十年十月建之 塾生中

戒名 徳彰軒徳敬道恕居士位

明治廿六癸年八月三日（木曜日）歿

七十九歳六ヶ月

○北山塾

須賀山村（後の笹川）では明治期、諏訪大明神の神官五十嵐光貞によって北山塾が開かれている。次の文書は同家に残されていた認可状である。

北山塾認可状

内三取第二九八号

香取郡笹川村

五十嵐光貞

明治二十七年一月八日付伺北山塾設置ノ件認可ス

明治二十七年二月三日

千葉県知事 兵頭正懿

五十嵐光貞履歴

千葉県平民 五十嵐光貞

嘉永五年九月九日生

本籍 千葉県香取郡笹川村六七二番地

現住所 右同

一 学業

文久元年二月ヨリ香取郡良文村医師新廉夫ニ付八ヶ年間漢学修業明治二年四月ヨリ同郡府馬村布施竹園ニ付経学修業同四年七月ヨリ同郡木内村木内保旧ニ就キ国学修業、同六年四月新治県ニ於テ學術試験ノ上香取郡笹川村六七二番地ニ於テ家塾開設、在学生徒一百名(中略)同年八月、新治県師範学校入学、同七年三月卒業、須賀山小学校教員拝命

一 職務

明治六年ヨリ八年ニ至ルマデ引続き其筋ヨリ御指令ヲ受ク左ノ如シ 追テ学校設立迄ノ間家塾開業許可候事(以下略)

(五十嵐貞光家文書)

○秀弘会

窪野谷区にある秀弘会は、その昔(天保以前)、天福寺の住職であつた秀弘僧都について、学問(手習など)を学んだ人々が集つて会を作つたものといわれている。その後、さらに子孫によつて受けつがれ現在にいたり、毎年二月五日に会がもよおされている。

これは江戸時代の私塾の存在を今に伝えるものである。なお、この会には弘法大師の直筆といわれる書が残されている。

○その他の筆子碑

- 土屋吉郎兵衛墓石 明治二十四年 根方区東福寺
- 多田金兵衛墓石 文化二年 根方区西福院
- 越川五郎兵衛墓石 明治二年 大木戸区坊内墓
- 石毛嘉右衛門壽藏碑 明治二十八年 鹿野戸区石毛紀一郎家
- 佐久間仲右衛門墓石 嘉永四年 青馬区向台
- 多田治右衛門墓石 明治二十年 今郡区薬師堂
- 東谷先生墓石 天保七年 右 同
- 保立忠右衛門墓石 嘉永三年 石出区林福寺
- 保立翁頌德碑 明治十四年 同 右
- 柳堀東堅翁之壽碑 明治十二年 新宿区浜
- 小和瀬韓助先生墓石 昭和十二年 小座区駒崎
- 岡野茂兵衛先生墓石 明治三十二年 同 右
- 往古光孝君碑 明治三十八年 夏目区八幡神社
- 菅谷先生墓石 明治二十九年 小貝野区迎地
- 高橋要右衛門墓石 慶応四年 高部区
- 前永手当寺十七世春山洞墓石 大正二年 東徳寺
- 龍大和尚禪師墓石 同 右
- 菅谷信行翁壽碑 明治二十一年 神田区臼毛
- 宇井弥左衛門墓 明治二十四年八木山



吉田清左衛門墓石

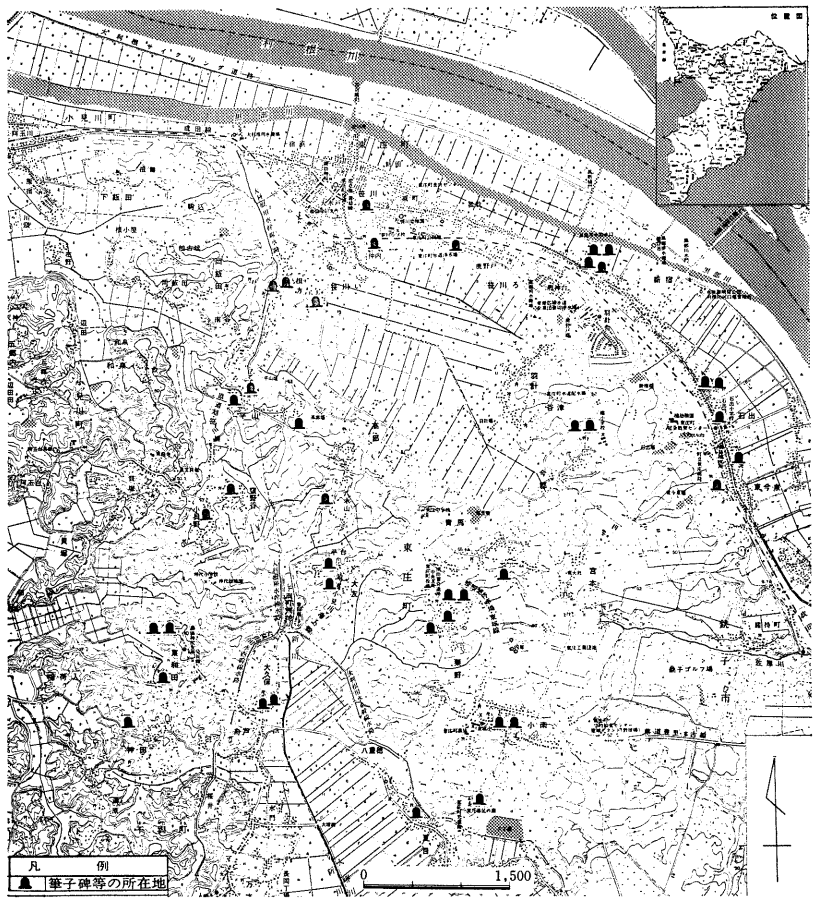


渡辺佐左衛門墓石



土屋吉郎兵衛墓石

- 藤木周之墓碑 明治十六年 東和田区東開
 - 渡辺佐左衛門墓石 天保七年 同 右
 - 致堂渡辺君碑 明治十四年 舟戸区夏方墓地
 - 吉田清左衛門墓石 明治三十三年 平山区
 - 法印長建(筆子中)天保十一年 東泉寺
 - 飯田作右衛門墓石 大友区
 - 青野氏墓石(義和塾)明治八年 小南区藏福寺
 - 竹内翁寿藏碑 明治三十年 東今泉区琴平山
- (その他は民俗慣行編を参照)



第2図 東庄町筆子碑(塚)・寺子屋師匠寿蔵碑所在地

(二) 学制頒布と近代教育

1 学制頒布

明治五年（一八七二）八月三日太政官布告第二百十四号をもって、わが国文教史上に画期的な学制が発布されたのである。

それには「邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメンコトヲ期ス」とあるように、政府が学校を設けて教育の普及を理想としている点、また「幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメザルモノハ其父兄ノ越度せんどタルベキ事」のように国民全部が就学し、すべての人が教育を受け無学者を無くするという方針が示されたのである。こどもを就学させる責任は父兄にあるとして、教育の機会均等、四民平等、教育の義務等の国民教育の大方針が明示されたのである。

これによると全国を八大学区に分け、一大学区に大学校一か所、さらに一大学区を三二中学区に分けて、一中学校区は二一〇の小学校区にわけて区ごとに一小学校をおくことにした。

しかし、このように、各地区とも学校の設置を計画したものの、経済的な事由からなかなか進展せず、この間の教育は依然として、寺子屋、私塾によって、その筋の指導監督のもとに教育の仕事が進められたのである。

明治六年（一八七三）六月十五日、木更津・印旛の兩県は廃止され、千葉県となったが、東総地方はまだ新治県の管轄であった。

その後、同八年五月、府県の廃合によって、新治県を廢して、香取、海上、匝瑳の三郡を千葉県に編入、当時木更津県の権令であった柴原和が千葉県の権令となり、県庁を千葉町に移し、教育行政が一途に行われるようになった。しかし、前記のような事情から私立の小学校が多く、東庄地域ではそれらの私塾を公立小学校の代用としていた。

「文部省第一年報」によれば第17表のようになる。

これによって寺子屋型の教育機関を私立小学校と認めていたことがわかる。また東庄地域の就学状況を見ると女子の生徒数が極めて少ないことがわかる。この当時の農村の女子教育に対する見解を如実に反映しているといつて良いだろう。

教科内容は一概にはいえませんが、だいたい認可をとって開校したものであるから学則による教科をとり扱ったようである。

学舎の教科目は修身、読書、習字、算術等で、教育の方法としては、生徒の平常の生活に密着した方法を取り、天神講や五節句の行事を子供とともにに行った。

第17表 小学校設立状況

名称	地名	設立年	教室	教員	男生徒	女生徒	校主
小南学校	小南村	七年	寺院	男一	五七	三	木内喜兵衛
石出学校	石出村	七年	〃	男三	二二八	一九	
須賀山	須賀山村	七年	〃	男三	一二三	七	
窪谷	窪谷村	七年	新築	男二	八〇	一	
大窪	大窪村	八年	借用	男一	四九	一	

このほかに神社の清掃をさせて敬神崇祖の美風を養うことに努めた。いずれも実践躬行、子弟とは家族的にして、その

交情の深さは他に比なしといわれた。

学制の発布後、第一に力を注いだことは小学校の設置であり、先ず全国に小学校を開設して、ここに一般の子弟を通学

させることであつた。その制度は上等下等八級とし、下等は六歳から九歳まで、上等は一〇歳から一三歳までとした。最下級の八級から半年ごとに一級を進め、したがって下等四年これを義務教育としたのである。もっとも一年といても登校日数は一二〇日くらいであつた。

しかし明治六年（一八七三）の就学率は二七%であつたと文部省年報に報告されている。就学率は江戸時代からの女性に対する差別思想によって男女によりかなりの差が現われ、男子の四〇%に対して女子は一五%である。こうした状況の中で第17表にもあるとおり生徒数は五〇人前後の学校が多く、従前からの寺子屋などの師匠が教師として任命されたのであつた。

校舎も新築したものは少なく、多くは民家や寺院の一部を借用したものであつた。

教育内容もさまざまで、学制発布後、公布された「小学教則」に学科目が定められていたがまだ不十分であつた。

そこで文部省は明治十年（一八七七）ごろから新しい内容の教科書を作り、学校全体にいつせいに授業を行う近代的方法を取り入れたのである。設備や教具なども新しくなり机や椅子・黒板を備え、掛図等も使用されるようになり教授方法は一変したといわれる。

明治十二年（一八七九）九月二十九日に教育令が公布され、これによって学校の設置や経営はすべて地方長官の責任とした。

この制度は過去の経験をかえりみてわが国情とにらみ合せて適切な教育制度を確立しようとしたものであつた。

明治五年の学制はフランス式の干渉主義的なものであつたが、今度はアメリカ式の自由主義が主なものであつた。

また大、中、小の学区制度による管理方式を町村ごとに設置し、新に学校を管理させるための学務委員制度をとり入れた。

これは今の教育委員に似た性格を持ち、学校設備の改善管理にあたり、学校長の諮問機関として重要な機能を持ち、町村内に住む有識者の中から任命され、だいたい六人くらいであった。

明治十三年（一八八〇）十二月教育令を改正し学校の設置就学について強い方針で望むことになった。これによって就学率も上昇した。これを改正教育令とも称し、文教の基本法規となったものである。

明治十四年（一八八一）小学校教則綱領によって初等科三年・中等科三年・高等科二年となった。これは就学率の向上をねらいとしたものであった。

この綱領に定める初・中・高等科における教授学科は次のとおりであった。

区分	初等	中等	高等
年限	三	三	二
学科	修身（上記の外に）	（上記の外に）	
	読書	地理	化学
	習字	歴史	生理
	算術	図画	幾何
	唱歌	博物	経済の初歩
	体操	物理の初歩	
	（女子）裁縫		

これによって知育偏重、道徳閑却の傾向は一変して道徳教育に重きを置く修身を首位とした。

明治十八年（一八八五）内閣制度ができて初代の文部大臣に森有礼が就任することになった。森文相は教育制度の大改革を志し、教育はすべて国家のためにするという考え方を強調し、あらゆる教育施策はこの国家主義から発展していると思わなければならないとした。

明治十九年（一八八六）四月に小学校令、中学校令などが勅令で公布された。これは学制公布以来三回目の大改正で、いよいよ教育建設期に入ったものと見てよいだろう。

小学校令においてはこれを尋常小学校・高等小学校の二つの段階とし各々四か年とした。

そして尋常小学校を義務制としたのである。

高等小学校は四か年制であったが、中学校へ進学する生徒は二か年ここに在学し、またそのまま四か年の学業を修めて卒業し実務についたものもあった。

そして教育の質を改善するため、明治二十五年（一八九二）ごろから文部省の検定を受けた教科書が刊行され、これが統一されて後に国定教科書になるのである。

やがて明治二十三年（一八九〇）十月三十日「教育ニ関スル勅語」が出されて、「御真影」の下賜があり、祝日・大祭日などの制定によって、各学校で挙式が行われ、この時から「君ケ代」の斉唱が実施され、祝歌が歌われるようになった。

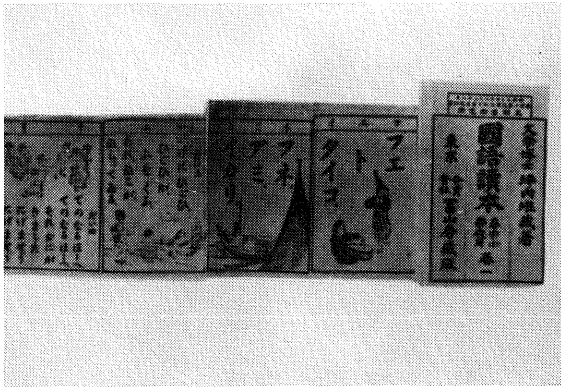
この「教育勅語」の発布は画期的なことであった。これは国民教育の大本を示したもので、日本国民不磨の大典として明治、大正、昭和の初期にかけてわが国教育の基礎となった。

明治二十年前後は思想が混乱していた時代で、欧化熱と国粹論が入り乱れて対立した。

明治二十七年（一八九四）日清戦争の前後においてわが国の産業は、急速に近代化の途をたどり著しい発展をした

が、教育界でも産業の進展に対応できる人材を育成しなければならないという要望があり、時の井上毅文相が日本における産業教育の礎石を築いたのであった。

この制度として生まれたのが明治二十六年（一八九三）十一月に公布された実業補習学校規程であり、尋常小学校四年を卒業しただけで仕事についている勤労者の教育機関として重要な役割を果たし、大正、昭和にかけて発展し、昭和十年からは青年学校制度となり、男子は義務制ともなった。



明治の教科書

これによって普通教育と職業教育の両面から近代学校としての体系が出来あがったのである。

日清戦争が終ってから後に、各般の制度が検討され、戦後の情勢に應ずる左の整備がなされた。

明治三十二年（一八九九）八月勅令によって小学校令が改正された。

その骨子は次のとおりであった。

一 尋常小学校の修業年限は四か年と限定した。

二 授業料は取らないことを本体とする。

三 試験制度は全廃する。

四 読書、作文、習字を国語科に統一した。

五 使用漢字を一二〇〇字に制限した。

六 仮名字体を一定した。

七 尋常小学校・高等小学校を一枚に併置するものを尋常高等小学校とする。

この小学校令発布以後、引続き改正が行われ、設置においても、整備の改善についても教育内容についても、ますますその充実が期されるようになった。

特に義務教育の規程を詳細にし、就学免除や猶予の規定を明らかにするとともに、不就学者を督促して就学率の向上に努力した結果、明治三十五年（一九〇二）に男女の就学率は平均九〇％を越すことになった。

また明治三十六年からは国定教科書の制度が発せられ、教科書は全国一様のものとなった。

日露戦争は日本の運命をかけての戦であっただけに、戦勝後の教育は新しい施設と発展を見せた時代であった。まず明治四十年（一九〇七）三月小学校令ならびに施行細則が次のように改正になった。

一 小学校修業年限を六か年にした（義務教育）。

二 これに伴って高等小学校の修業年限を二か年もしくは三か年とした。

これらが重要改正点であるが、これを契機として昔の名残を止めていた寺院借用の校舎は姿を消し、新装をこらした校舎がどこの町村でも建ち名実ともに教育の殿堂となったのである。

これによって従来一町村に数校の尋常小学校があり、単独に高等小学校もあるなど混とんとしていたものが、一町村一校主義となったので数の上では減少したが実質的には高等小学校の併置によって生徒数は増したのであった。

しかしまた悩みもあって小学校廃合の時、校地の位置に関する各地区の合併、通学距離などのことから分教場が出来、東庄地域でも昭和の代まで尾を引くものさえあった。

2 学校設立と村々

学制頒布によって、子弟の教育が義務づけられたことはすでに述べたとおりである。その時布達された被仰出書によると学校の設立、経営はすべて町村民の負担であり、そのうえ児童に対して月謝の納入が当然のこととして義務づけられた。しかし、自給自足の色彩の濃かった当時の村々においては、少ない現金収入の中からその費用を捻出することは容易でなかった。しかも、徴兵制度や地租改正などさまざまな変革と負担の中であって、さらに学校設立、経営資金の捻出、農作業の労働力の一部でもあった子弟を学校へ通わせることは大変なことであつたことは当時の史料が物語っている。

当時数多く残されている文書の中に「学資集積金」「学資寄附金」などに関するものが非常に多く見られる。「学資集積金」は、その地域において資産に応じて強制的に資金を集積することによって成立したようである。次の文書（高橋正雄家文書）もそれを示している。

九等、産高五石以下金拾八錢、五石以下法金拾八錢五石割三錢六厘高掛ル也

一 一等産高百石ニ付三円

第四章 近 代

- 一 二等産高七拾石以上金二円
- 一 三等産高五十石以上金一円五十銭
- 一 四等産高四十石以上金一円三十銭
- 一 五等産高三十石以上金一円十銭
- 一 六等産高二十石以上金九十銭
- 一 七等産高十石以上金六十銭
- 一 八等産高六石以上金三十銭
- 一 九等産高五石以上金拾八銭
- 一 十等産高なし金貳銭

- 一 金拾四円六拾三銭貳厘
- 内金貳円二等産一戸
- 金九拾銭六等産一戸
- 金一円八拾銭七等産三戸
- 金六拾銭八等産二戸
- 金一円二十六銭九等産七戸
- 金四銭無高二戸
- 金壹円三十銭 越石四等産二戸
- 金九拾銭 越石六等産一戸
- 金三円 越七等産五戸

金九十銭 越石八等座三戸

金壹円九十三銭二厘 越石五石以下惣計

右は昨明治七年戌学資集積金家産等級照準し取調奉差上候処相違無之候、依而は来ル七月三十一日限り期無遅滞上納可被候条
承知奉畏候、以上

明治八年亥三月日

右村

副戸長

相馬治兵衛

戸長

高橋清左衛門

新治県権令中山信安殿

これによると、石高によって十等座に区分されてその金額が割り付けられている。さらに、絞油業など農外渡世も対象とされている(多田庄兵衛家文書)。村外からの越石に対しても割付けられている。その多くの人々は七等座以下の人が大部分を占めていたことは、当時の土地所有からもうかがえる。明治七年分として第四大区十小区に管轄されていた東庄地域の村々からは、次のような金額の納入が明治八年に報告(多田庄兵衛家文書)されている。

記

学資集積金 香取郡

一 金拾七円六拾四銭 鹿野戸村

一 金貳拾五円四拾四銭七厘 羽計村

第二節 文明開化

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 一 | 金六円八拾四銭 | 谷津村 |
| 一 | 金九拾三円六拾七銭 | 須賀山 |
| 一 | 金十五円三十二銭 | 新宿村 |
| 一 | 金十円四十銭 | 今郡村 |
- 明治八年九月

また、「学資寄附金」「学資金寄附連名簿」(いずれも小南区有文書)なども散見され、一般からも学資金の寄附がつけられていることがわかる。それに対して「奇特ニ候事」として県から感謝状(小南区有文書、その他)が贈られている。その寄附金は、多くの場合そのまま寄附者に預けられる。そして寄附者は寄附金分の抵当を入れて、その利子を納入する。その利子が学校運営にあてられていたと推測される。次の文書(宮崎雅夫家文書)もそれを物語る史料である。

学資金預リ之証

香取郡東和田村

学資寄附金也

- 一 金貳百拾九円四拾銭三厘

但シ元金本人ニ於テ預リ置利子之儀ハ金壹円ニ付、壹ヶ月金八厘三毛三糸之割ヲ以テ毎月廿五日相納可申候
内訳

金六拾三円八拾八銭

右村

預人上代鎌三郎

此抵当

一 字黒部川添
下田卷反拾五歩

一 同所
下田卷反四敵拾歩

一 同所
下田卷反卷敵拾六歩

一 同所
下田九敵拾八歩

金拾七円〇四銭

此抵当

一 字伊乃入
下畑五敵拾貳歩

金拾貳円貳拾九銭

此抵当

一 字神田崎
上田卷反卷敵廿四歩

中略(三十八人)

一 金卷円貳拾七銭

此抵当

一 字寸崎
上田貳敵拾五歩

第二節 文明開化

預人 上代七兵衛

預人 上代五左衛門

預り人 原勇吉

右は私共銘々所持地之内、書面之通、抵当トシテ上代学校資本金之内、預リ置候処確實也、陳上は前書之通無滞、吃度相納可申候、万一期日ニ至リ本人差支候へ、右抵当之地所受人之者ニ而引取無相違元利共反弁可致候、為後証如件

佐藤太兵衛印

(以下人名印四十一人略)

右受人

四十二番地平民

上代謙三郎

印

三十一番地平民

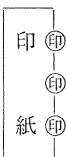
菅谷清右衛門印

第一大学区廿六番中学区内

第四百四十五番聯区

上代小学校御中

また前記集積金は一般の人にも貸しつけ、そこからあがる利子も学校運営にあてられていたものと思われる。次の「学資金借用之証」などもそれを物語る一つであろう。



学資金借用文証

一 金四拾五円也

此引当

下総国香取郡東和田村地

字六鎌[㊦]
一 下田屯反六畝七步

同所[㊦]
一 下田式畝屯歩

右之地所致書入、上代小学校校資本金之内、書面之金子借用申処確實也、返金之儀は来る明治十一年十二月廿日限り金壹円ニ付、一ヶ月金壹錢〇五毛之割ヲ以テ利金差加へ元利共吃度返済可致候、万一期日ニ至リ本人差支候ハ、右引当之地所、受人引受速ニ弁金可致ス、為後日証書如件

明治十年九月五日

第十五大区拾壹小区

下総国香取郡東和田村

四十二番地居住

平民
借主上代謙三郎[㊦]

同大区同小区

同国同郡同村

平民
請人上代七郎衛門

第廿六番中学区内

第四百四拾四番上代小学校

御中

前書之通相違無之ニ付致奥印候也

九小区

副戸長

菅谷伝右衛門[㊦]

しかし、こうした資金をもとにしての運営であったが、このような、学資金の捻出は必ずしも順調ではなく、中には「学資寄附金調印不服の者取調御届」（窪野谷区有文書）などもあり、その状況をうかがわせる。

こうして捻出された学資金や、その利子と生徒の月謝が主体となって学校の経営が行われていたことが次に記載されている当時の「学校出納簿」（上代和男家文書）の集計などからも知ることができる。

明治十六年一月

学校出納簿（上代学校）

入之部

○利子 壹百九拾六円六九銭四厘

月謝 二十八円二銭五厘

計 貳百廿四円七拾壹銭九厘

出之部

俸給 二百三十六円

教材事務五円四十四銭一厘

施設費 四円五十九銭八厘

光熱費 二円四銭四厘

通信、他二十一銭四厘

食 四円拾六銭六厘

新聞代 一円三拾二銭

旅費 六円二六銭四厘

その他 十七円八十四銭五厘五毛

計 二百七十七円八九銭二厘五毛

また、月謝も地域によって一様でなかったといわれるが、資産によって上中下に等級づけられた文書（多田庄兵衛家）もみられる。そして、貧窮による下等への減額願書や、月謝の延滞についての文書も散見することができる。

しかし、こうした経済基盤の上でおこなわれた学校の経営ではあったが、当初は寺などを借用しての運営授業などであったため、順調にはいかなかったようである。学校運営の大きな部分を占める学資金の利子も、思うように納入されず、再三の督促がおこなわれている（多田庄兵衛家文書）。さらに、そのあげく須賀山の学区内の下飯田分校では先生の欠点を言訳にして納入をこぼんでいる文書も見られる（多田庄兵衛家文書）。このような状況であるから、学校出納簿（上代和男家文書）などでも教職員の月俸が半年も遅れていることも見うけられる。そういった中で学舎の設備も思うようにはならなかったことは当然であり、ましてや校舎の新築はなかなか進まなかった。須賀山村でも西光寺で授業がおこなわれていたが、初代の校長磯山克太郎は、閉校の兆あり^{まさし}として、県令柴原和に次のような願書（多田庄兵衛家文書）を書いている。それによると、「学舎に窓戸なく、まして寒風の吹きぬける中に位置して、寒風を防ぐことも出来ず、閉校しなければならぬ」ことを訴えている。そして、「位置を選んで校舎の建設をすべきではあるが、村吏と協議しても大部分の人は作柄が思わしくないので」ということで、それも受け容れられないので、学資金を一時転用しても校舎を建設してくれるように村吏を説諭していただきたい」という願書である。これは、この地域のみの状況であったとは思われない。

<p>生徒一覽表</p> <p>明治十一年</p> <p>位置下總國香取郡佐野谷村</p>		<p>公 小</p> <p>中 學 共 蕃</p> <p>小 學 百 五 十 三 番</p>		<p>校 名</p> <p>窪谷學校</p> <p>教員 田廣 高木 佐右衛門</p> <p>事務員 高木 佐右衛門</p>	
等 級	氏 名	生 年 月	氏 名	生 年 月	氏 名
下等	高木 三郎	明治十一年一月	高木 三郎	明治十一年一月	高木 三郎
中等	高木 三郎	明治十一年一月	高木 三郎	明治十一年一月	高木 三郎
高等	高木 三郎	明治十一年一月	高木 三郎	明治十一年一月	高木 三郎

明治十一年 窪谷學校の生徒一覽表（関 亮三家文書）

一方、各家庭でも満足に登校した者のみではなかったことは既述したとおりである。掲載した窪谷小学校の生徒一覽表（写真参照）は、その状況をよく示している。特に女子の名の見えないのも前述のとおりである。さらに家族の少ないことを理由に農作業のため出された休校願（多田庄兵衛家文書）も多く残されている。これによると三か月から半年くらい休校している子どもも多く見られる。

学校設立に多くの苦難が伴っていたことは、ただ、学制頒布の当初のころのみではなく、それ以後の新校舎建設、さらに学校の統合、増築などにおける地域の寄附や納税負担が大きかったことがそれを物語っている。

町村における教育費の割合を、その予算書などから調べると、笹川村では、明治二十二年三五%、同二十七年四七%、同三十一年五四%、同三十五年六三%、東城村では、明治四十年四九%、同四十四年三八%。橋村では明治四十四年五二%の記録が見られ、いずれも高い割合を示している。笹川町では、教育費の増大が制限外課税許可稟請の理由となっている。

東城村は、明治四十二年、三か所に分散していた小学校を一か所に合併して校舎を新築したさい、「本村経済ハ別紙負担調の通り地租所得国税營業稅ハ悉ク制限外ニ戸別割の如キハ本稅壹円ニ付、七円以上に達し、此上賦課徵收スレバ到底村民ノ負担ニ堪ヘ兼候ニ付」（東城小学校文書）とし、村会は金三〇〇〇円の借入を議決して、県に許可願を出している。さらに「東城村ノ経済情況ハ明治四十一年度ニハ総額金四一九六円七九錢九厘ノトコロ、四十二年度ハ新築等ノ必要上、經常臨時ヲ合算スルト金壹万四六円六五錢九厘ニ達シ、此上賦課徵收や寄附金の募集モ覺束ナク」と説明している。『東城村誌』（稿本）によれば、明治四十四年四月一日、東城小学校は総額七五七四円で竣工している。その中には二〇八五円の村内有志者指定寄附金も含まれており、地元の人々の学校設立に果たした役割をうかがわせる。学校設立には金銭面だけでなく、直接住民に関係のある位置の選定も大きな問題となり、各地域におい

てさまざまな曲折が伝えられている。その間、暴風雨のため、神代小学校のように校舎の倒壊があったりしている。こうしたさまざまな障害を乗り越えて、新しい学校の建設が進められた。なかには、橋(東小)などのように建物の寄附などにより、その充実がはかられていったところもあった。

東庄地域の各小学校の沿革を整理して見ると、実際に東庄地域では、明治七年から九年にかけて小学校が開設されている。そして、小貝野、平山、窪野谷、大友、高部の各村が協議して、窪野谷村に窪谷小学校を明治七年に建設したのを除いては、すべて寺院の一部を借用しての開校であった。すなわち、上代小学校が大久保村東徳寺の一部を借りて、同村外舟戸、櫻井、東和田、神田の村々によって明治八年に開設された。須賀山村でも西光寺を借用して明治七年に須賀山小学校が開校している。明治九年、興成小学校が羽計村吉祥院を借用して開設され、同村外今郡、谷津、鹿野戸、新宿の各村の子弟が通学した。また、そのころ青馬村の密蔵院に学校が開設され、同村のほか宮本村などの子弟が通学したと言われる。しかし、明治十四年には興成小学校に合併された。石出小学校は、他の地域にさきがけて開校され、石出、東今泉をはじめ宮原や諸持などの村々の子弟も通学した。明治九年に、蔵福寺に、小南、粟野、小座の三か村によって小南小学校が、また、禪淨院に夏目、八重穂の二か村によって夏目小学校が開校されている。

その後、明治三十一年、窪谷、上代の両校を合併して、字夏方に校舎を建設し、神代小学校と改称した。この新築に際しても、再度にわたる暴風雨のために倒壊にあった。また敷地の選定にあたっては村内の合議が難行したことが伝えられている。須賀山小学校はその後別当内に移り、さらに、明治三十六年四月坊内原に改築移転した。小南・夏目の両校は統合、分離をくり返したが、明治四十四年、それらの二校と、福聚寺内の城山高等小学校の三校が合併されて、字上宿に竣工の東城尋常高等小学校となった。次いで大正四年、夏目分教場が開設された。興成小学校は東小學校と改称され、明治二十年には羽計字深田に新築移転した。その間、明治十四年には、新宿村と鹿野戸村は須賀山

の校区に移り、かわって、青馬村、宮本村が同じ校区に合併された。

こうして、設立当時せまい区域で学校が運営されていたものが、明治三十年以後に統合されて、ほぼ現在の形をなしていった。

また、官有地の払い下げを受けたり、有志者からの土地の寄附を受けたりして、学校の基本財産として、運営の一助にしていた学校もあった。

(三) 交通・通信の発達

1 陸上交通

(1) 陸上交通の姿

明治元年、全国各街道に設けられていた関所が廃止され、街道の往来が自由になった。明治五年には伝馬、助郷を廃止して、相对賃金をもって物資の運送が行われるようになった。

しかし、道路は依然として、そのまま、その整備は行われた様子がなく、通行も江戸時代のように馬がその主役をなしていた。明治七年各村々から新治県に「地理編輯取調書」を差し出している。現在、須賀山・窪野谷・今郡の三区に控書が残っている。そのうち道路・交通に関する部分を抜粋してみると次のようである。

須賀山村（五十嵐泰三家文書）

一 村落は支道海上郡銚子港ヨリ東京街道ニシテ四隣各地之運輸ハ馬船ヲ以テス、道幅平均三間ニシテ馬車不通、人力車通ス但 掃除場ハ銚子街道三拾七町三拾六間、上総国往還拾九町貳拾間

窪野谷村(窪野谷区有文書)

一 村落ハ銚子街道須賀山村ヨリ八日市場枝道四隣各地ニ運輸馬ヲ以テス

但シ道幅ハ二間馬車人力車不通、地先掃除場ハ五丁

一 馬二十七疋

今郡村(多田和夫家文書)

一 石出村エ拾四町宮本村エ拾三町拾八間青馬村エ拾町谷津村エ七町

一 四隣運輸は馬ニ而通ス

一 馬一六疋

と記されており、道路は銚子から須賀山、新宿、石出、今泉を通り東京へ通ずる街道が幅三間あり、他の道路は主要道路でも二間ないし二間三尺くらいである。各村々の道路関係の文書を見てもそれを裏づけていて、主要道路を除くと九尺以下の道路を利用して来た。当時の運輸は、いずれも馬車ではなく、馬によってすべての運搬が行われていた。わずかに、須賀山地先の街道筋に人力車が運行されはじめていたようで、まだまだ非近代的な姿であったことを物語っている。

道路の整備修繕も地元任せられていた。右の文中にも記されているように、道路の掃除区域がそれぞれに定められて、地先の道路保全が義務づけられていた。明治十年代でも、「道路掃除概則」「道路修繕掃除受取場御届」(羽計区有文書)などがあり、道路の保全、路上の木の枝の打ちおとし、通行妨害物の除去を行っている。

東庄地域の陸上交通の主軸をなしていた道路を見ると次のようである。

中山―本銚子間　香取郡に入ってから滑川町、佐原町、小見川町、笹川町、橋村、銚子町へ達する二六里二八町一六間。

笹川―中和間　笹川町から銚子街道より分岐し、神代、万歳の二村を経て、府馬・旭間路線に接続する延長二里二八町四二間。

東笹本―万歳間　豊里村東笹本区から銚子街道より分岐し、東城村を横断し万歳村に達する一里二八町

小南―蛇園間　東城村小南区から東笹本、万歳間路線より分岐し海上郡瀧郷村をへて鶴巻村蛇園に達する一里三一

町一八間。『千葉県統計書』などによっても香取郡においては、大正元年に最初の乗用車が、同九年にトラック一台が記されているのを見ても、当時の交通の様子が推測できる。

明治四十年の「笹川町農務統計」には、人力車七両、自転車二二台、荷車二〇九台が記され、牛馬車は共になく、馬が三―頭飼われている。人力車業は七戸一四人であった。

明治四十一年の東城村統計には、人力車四台、自転車一台、荷馬車六台、荷車二四台が記され、馬が一―二頭飼養されている。

四十二年の「香取郡郡勢一斑」を見ると、牛の飼養は少なく、馬は橋村で一五八頭、笹川で二九頭、神代で一四七頭、東城で一五六頭が飼養されていた。

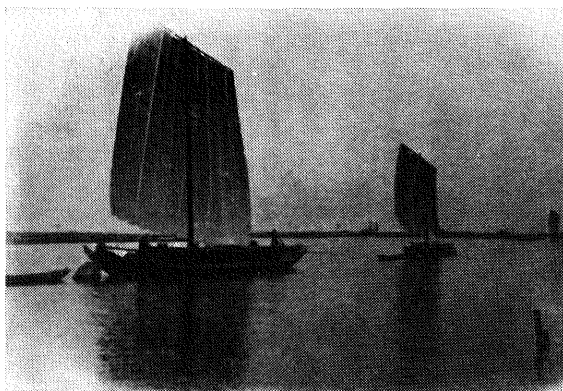
こうして、明治初期の運輸の中心は馬による荷駄であった。それに人力車が登場し、さらに、明治後期には、荷車と、小数の荷馬車の使用が見られる。そして、明治末期には自転車が一部の人々に利用されはじめた。

て行われる佐原から松岸までの、延長計画の請願まで待たなければならなかった。鉄道が笹川まで開通したのは昭和六年であった。次の史料（今泉区有文書）は明治二十九年吾妻鉄道建設の時の請願書の文面である。

停車場築設懇請旨趣

吾妻鉄道ノ東部ニ延長セラル、ト聞クヤ当地ニ停車場ヲ築設セラレン事ヲ望ム 抑当橋村東今泉区ノ位置タル西ハ佐原小見川ニ東銚子松岸ニ何レモ枢要ナル利根沿川ノ中央地ニシテ北方即チ刀川ヲ勝ヘテ鹿島浦一面ニ控ヘ而シテ南部接近ノ地ヲ算フルトキハ東城神代良文万才瀧郷ノ西北部併テ五ヶ村ヨリ農産物ニ海産品ニ何レモ当川岸ニ輸入シ来リ、然ル後汽船又ハ日本形船舶ヲ以テ各地ヘ発送スル事ハ別紙海陸産物取調証書及從來ノ廻漕店目下ノ倉庫業且ツ汽船取扱所等ニ照合セントキハ当地貨物ノ輻湊地タル事顕著灼々乎タリ、今是ヲ貨物壱ヶ年ノ概算ヲ見ルトキハ別紙調書ノ多キニ至レリ、從來ヲ考フルトキハ利根沿川地ノ村落ハ大風雪雨暴漲ノ時ハ船舶輸送便ニテハ甚タ困難ヲ惹起シ随テ旬余ノ日數ヲ消費シ然ル後目的地ニ出荷発程スル事等一年亦幾回ゾヤ殆ント指ヲ屈スルニ違アラザルナリ、是商売ノ不便尠少ナラザルヲ推テ知ルベシ、然リ而シテ今ヤ吾妻鉄道ノ布設佐原ヨリ銚子間ニ延長セラル、事ヲ允許ヲ得シト聞承スルヤ鹿島浦沿海ノ漁村即チ若松村須田柳川併テ軽野村ノ東部矢田部村ノ西部等ノ漁業者及農業商業者ハ海陸産物輸送ノ便ヲ計画セリ、東今泉区ハ停車場築設ニ適當ナルヲ考究シ本区ニ停車場築設アラン事ヲ源リニ切望シ篤ニ皆賛同シ別紙署名捺印セン所以ノモノナリ

仰キ希クハ前件供述ノ通り海陸産物輻湊至便枢要ノ土地タルヲ以テ停車場ニ供用スル地所字入岨式ヶ所ニテ壱反四畝式拾歩ヲ畝納仕候間実地状況査察ノ上御採用アラン事ヲ切望ノ至リニ堪ヘザル、仍テ別紙海陸産物輸送入取調表相添此段懇請及ヒ候也



荷物運搬の花形 高瀬船（千葉県立大利根博物館蔵）

2 水上交通

(1) 利根川の船運と高瀬船

利根川の沿岸に位置する東庄は、その水運に恵まれ、文化の交流、産業の発展に大きなかわりを持っていった。

明治初期は、江戸時代にひきつづき、高瀬船をはじめとした和舟によって運行された。笹川、菰敷、新宿、石出、今泉に舟付場があり、また、時によっては笹本河岸や阿玉川河岸からも年貢などの積荷が行われた。

笹川河岸は東庄地域の物資の集散地として往古より有名で、遠隔地への輸送は船による水運が主役を果たしていた。特に東京への米穀・薪炭・醸造製品・薬工品などの積出しや、東京からの日用品や地場産業の原料の輸入はすべて船によって行われた。甘藷などは茨城へ、そして遠くは仙台方面へも運ばれていった。次の「去辰年御廻米運賃書上帳」（上代和男家文書）なども、当時の年貢米の輸送の様子を示している。

御廻米積所笹本岸より東京

下総国香取郡
東和田村

小網町岸迄川路四拾六里

一御米百俵ニ付

但し四斗入運賃七俵

但し運賃旧地頭より皆下ヶ相成申候

右之通り御廻米運賃、去ル辰年前書面之通り取調奉差上処相違無御座候、以上

辛未年

十二月

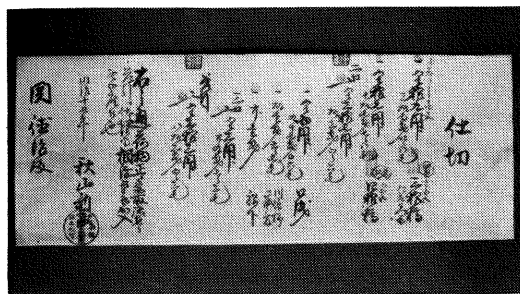
右村

庄屋

上代五右衛門

宮谷県

御役所様



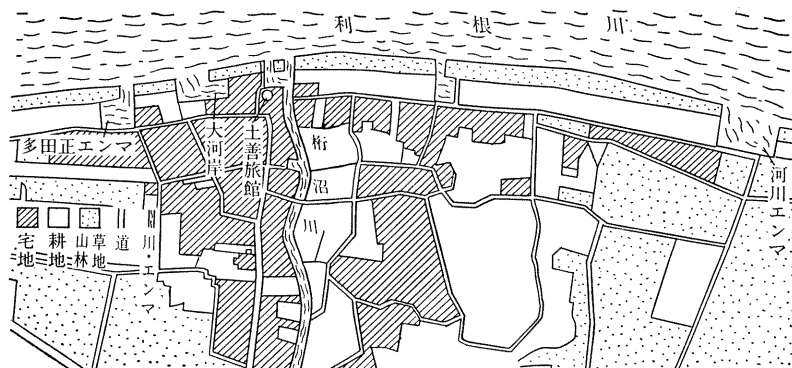
運送の諸費を差引いた仕切書（関 亮三家文書より）

河岸には河岸問屋があり、依頼された荷を船積みしたり、入ってきた荷を揚げ、荷主から輸送運賃のほかに、口銭、藏敷、舁料はしりなどいわゆる手数料や荷揚の費用、倉庫使用料を徴収した。そして船主には運賃を支払った。その傘下に多くの船主、船頭が置かれ、運営されていた。上の写真のような仕切書などもそれを示している。

廻船問屋は、商品の売買には加わらない運送業者であり、河岸とその周辺には、商品の売買を営む米問屋をはじめ、多くの問屋があり商品の集散が行われていた。

当時、新宿河岸には問屋長兵衛の名が見られる。笹川では、問屋重兵衛の名がある。また、俗称「下河岸」(土屋)でも船問屋を営んでいたといわれ、当家に残されている

明治二十六年ごろの断片的な記録から拾い出しても、次のような船が見られてその



第4図 明治期の笹川河岸の姿（15大区当時の図面より）

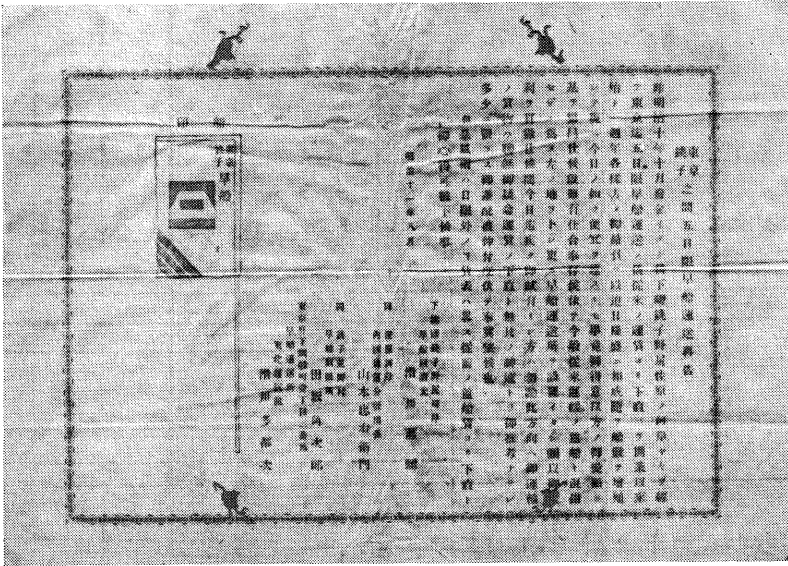
一面をのぞかせている。和助船、芳造船、平左衛門船、五兵衛船、孫兵衛船、久兵衛船、宗助船、留吉船、中川の林造船、笹本の儀兵衛船、櫻井の勇造船などがそれである。後になって舟手組合なども見えて、船運の一面をうかがわせる。明治期の地図によると、第4図のようにそれぞれの河岸が作られていた。

河岸には数軒の米問屋をはじめ荒物問屋などが店を構えていた。

運送の主役であった高瀬船は三十石（米七五俵）積から百五十石（三七五俵）積など大小様々あった。このうち小さい船は房丁船と呼ばれて主に佐原や潮来までの近距離の航路に使用された。敷長五〇尺（房丁船で三五尺）、敷幅八〜一〇尺、深さ三尺五寸（房丁船で二尺五寸）の寸法のものが多かったといわれ、舟子が三〜六人、一〇〜一二反の帆をあげて走行し、東京まで五〜一〇日を要したという。

江戸末期、笹川河岸には、高瀬船、房丁船が九艘といわれ、明治四十年の統計では、四間以上の敷長の商船は九艘あり八人の船主によって運行されている（東今泉では三間半以下の船だけが四二艘であって大きな商船は記されていない）。

利根川沿岸には回漕業者も多く、定期の航路を作って活躍していた。明治十一年、東京・銚子間五日限り早船運送を広告（写真）している次の文書など



東京・銚子間5日の早船広告（関 亮三家文書）

も、その一例である。

やがて蒸気船の運航が盛んになるが、そのはなやかさの影にかくれながら、高瀬船、房丁船などは、物資の輸送を果たしていた。

しかし、さらに鉄道の開通に伴い、次第にその姿が見られなくなっていった。

(2) 利根川の蒸気船

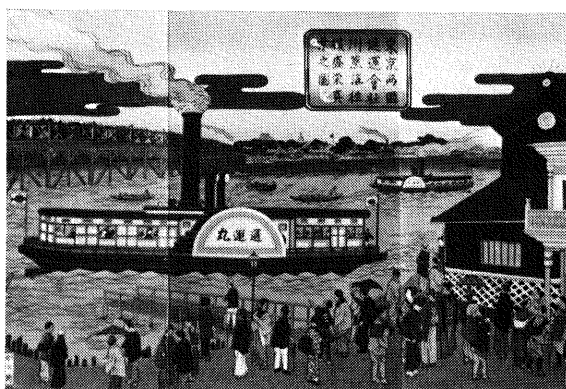
利根川下流に初めて蒸気船が登場したのは、「利根丸」が航路を開宿からさらに銚子まで延長した明治五年だとされている。そして個人経営による蒸気船が続々登場したが、その後、合併したり改称したりして、内国通運会社の「通運丸」と銚子汽船の「銚子丸」の就航によって、本格的な蒸気船による水運が整備され、利根川の水運の花形として登場してくることになる。

内国通運が東京の扇橋と栃木県の生井村迄の航路を開いたのは、明治十年五月一日であったと言われている。初めは毎日一往復を二隻で運航したが、其の後第18表の

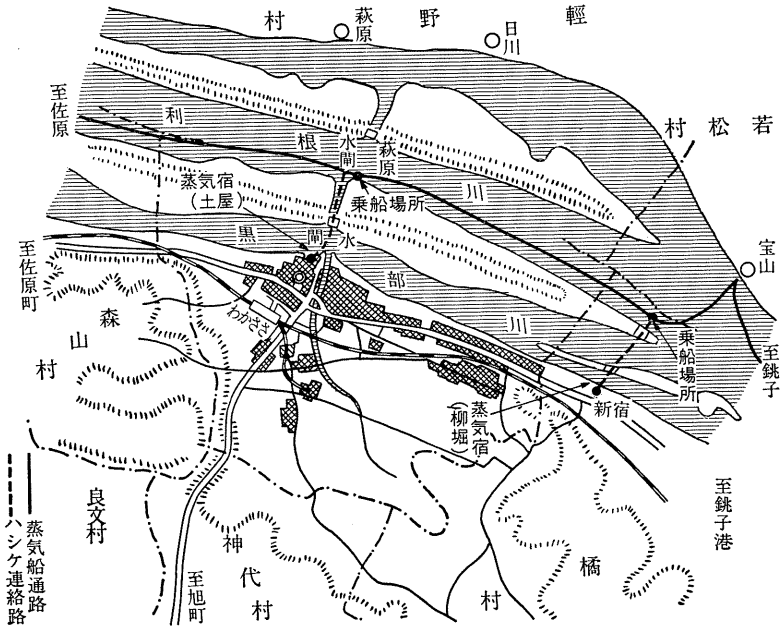
第18表 通運丸航路開設一覧（山本鉦太郎著『川蒸気通運丸物語』より）

開設(明治)	始 点	終 点	隻 数 ・ 本 数	航 路 延 長
10. 5. 2	深川扇橋	下野生井村	2隻・毎日1往復	明治10年8月、生良・乙女河岸に延長
10. 5. 21	深川扇橋	霞ヶ浦高浜	1隻・1ヶ月6往復	その後各方面に延長
10. 6. 1	深川扇橋	下野古河	1隻・2日に1往復	
10. 6. 20	蠣 穀 町	中山道戸田河岸	1隻・2日に3往復	
10. 8. 1	下総木下	銚子港	2隻	
10. 9. 20	蠣 穀 町	下総境河岸	1隻・2日に1往復	
11. 5. 6	武州栗橋	武州北河原河岸	1隻・毎日1往復	13・秋上州赤岩まで延長
13. 4. 28	蠣 穀 町	下総寒川港	1隻・毎日1往復	明治13年より2隻・毎日2往復
16. 4. 中	両 国	下総銚子港	2隻・毎日1往復	加村より布施まで陸行
16. 4. 中	両 国	銚田河岸	2隻・毎日1往復	加村より布施まで陸行
17. 3.	下総境河岸	下総大須賀		明治18年、三ッ堀～銚子間増復
17. 12. 6	京橋新船松町	下総館山	2隻・毎日1往復	
19. 5	霊 岸 鳥	相模金国湾・三崎		

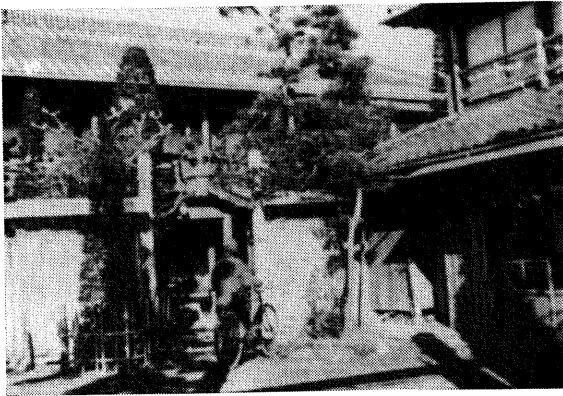
ように新しい航路が次々に開設されていった。その後、時代によってコースや往復回数の変化があり、始発地も変ったが銚子行きは原則として蠣穀町であった。こうした各コースを乗り継いでゆくことによって、利根川による水運も



通運丸の姿（松田実編集『関東地方通運史』より）



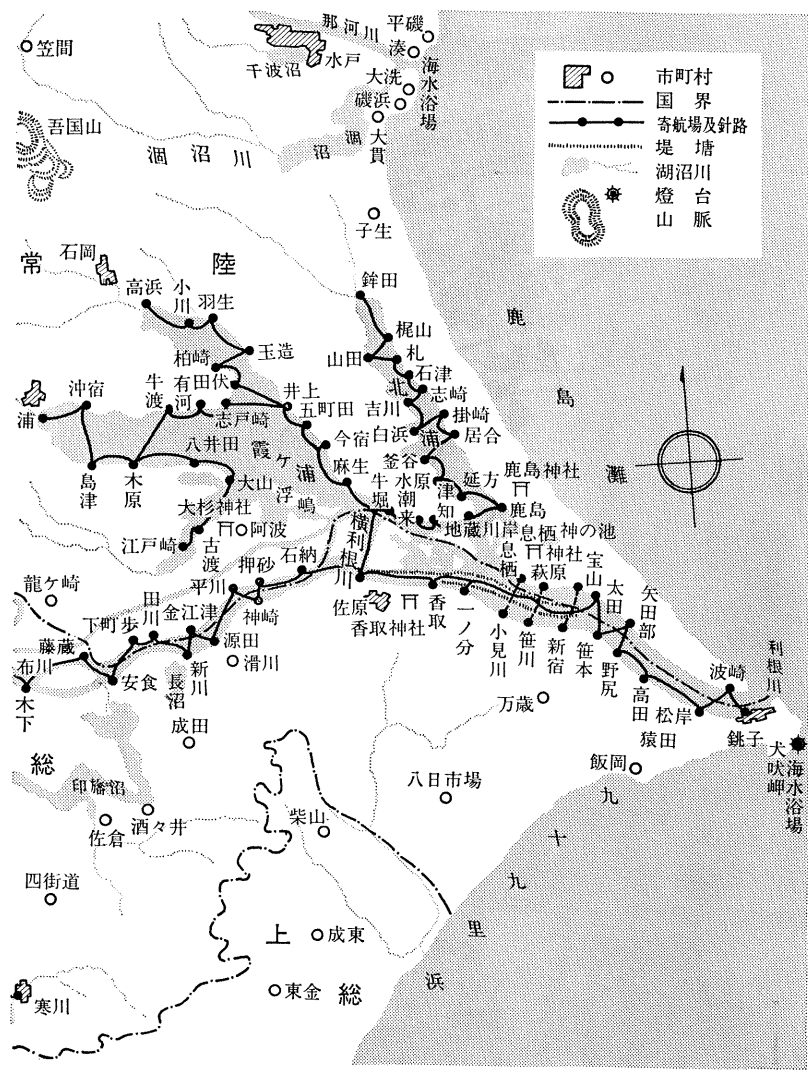
第5図 蒸気およびハシケ運行図



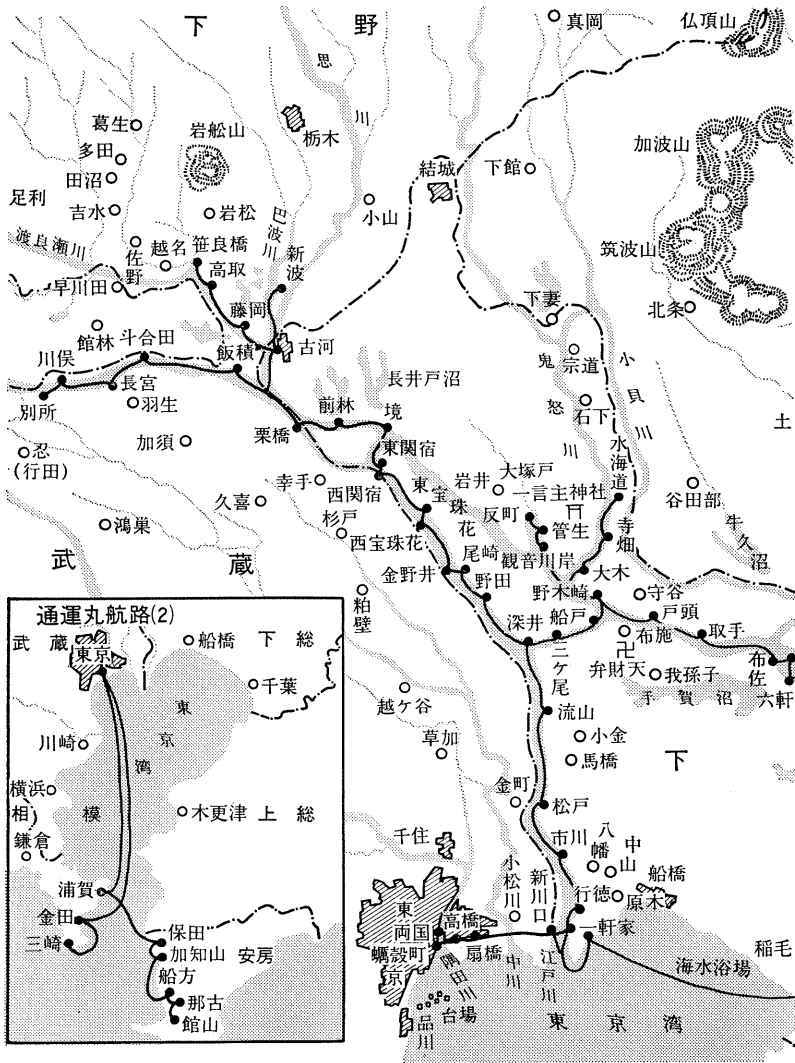
蒸気宿 土善

相当広範囲なものになっていった(第6図参照)。

一方、銚子でも明治十年代の個人経営的な乱立による過当競争の蒸気船の運行を経て、明治十四年十二月、銚子汽船株式会社が誕生し、第一銚子丸は銚子―木下間を隔日運行、同十五年八月には第二銚子



第6図 通運丸航路(1) (松田実編『関東地方通運史』)



第19表 銚子航路所要時間
 (『川蒸気船通運丸物語』より)

蠣殻町	午後 6.00発	午後10.00
高橋	6.14	10.14
扇橋	6.21	10.21
新川口	8.30	12.30
德行市	9.07	午前1.07
徳川	10.08	2.08
戸山	11.03	3.03
流山	午前 12.24	4.24
深井	1.30	5.30
運尾	1.36	5.36
三ヶ	2.10	6.10
船戸	2.30	6.30
取手	3.42	7.42
布佐	4.41	8.41
木下	4.54	8.54
安神	5.39	9.39
佐原	7.16	11.16
見川	8.30	12.30
小見	9.40	午後1.40
笹川	9.57	1.57
銚子	12.20着	4.20着

丸を加え、木下―銚子間を毎日運行するようになった。一時、東葛飾郡三堀より下流を銚子汽船が、江戸川の東京、松戸、野田を内国通運が受けもつ話し合いも両社間でおこなわれたが、長くはつづかなかつた。

明治二十三年六月十八日、利根運河の竣工が成り関宿を迂回しないで江戸川を経て東京へ出られるようになった。しかし、できたばかりの運河はすぐに大型の船の通行はできず、多くの規則があり、一時は江戸川は通運丸が受持ち、利根川は銚子丸が受け持ち、運河は舁で輸送させた。そしてついに明治二十八年一月から、銚子汽船が受持ち、京間の直行便を毎日二回、そして内国通運も二月十五日から東京・銚子間を毎日二回運航し、ここに待望の直行便が実現した。この航路に沿う東庄地域もその利便に浴したことは言うまでもない。東庄では、笹川河岸、新宿河岸が停船場所であつた。この附近は寄洲が多かつたため、蒸気船は接岸できな



蒸気宿 柳堀(新宿)

第20表 東京銚子間航路旅客運賃表（明治43年）（『利根川汽船航路案内』明治43年汽船荷客扱人連合会編より）

第二節 文明開化

銚子	松岸	高田・田野尻部	笹大田	新笹川・宝萩山原	小見川	息ノ	香佐	石取	押神砂	源出・江平川津	新川	出下町	安藤食藏	木下・布川佐	取手	戸頭	船野木	三ヶ尾	深井	流山	松戸	市川	行徳	東京	
60	60	60	60	56	56	52	48	48	48	44	44	40	40	36	36	32	32	28	28	24	20	16	12	10	0
60	60	60	56	56	52	52	48	48	44	44	40	40	36	36	32	32	28	28	24	20	16	8	0		
60	60	56	56	52	52	48	48	44	44	40	40	36	36	32	32	28	28	24	20	16	12	0			
56	56	52	52	49	48	44	44	40	40	36	36	32	32	28	28	24	20	16	12	8	0				
56	52	52	48	48	48	44	40	40	36	36	32	32	28	28	24	20	16	12	8	0					
52	52	48	48	44	44	40	40	36	36	32	32	28	28	24	20	16	12	8	0						
52	48	48	44	44	40	40	36	36	32	32	28	28	24	20	16	12	8	0							
48	48	44	44	40	40	36	36	32	32	28	28	24	20	16	12	8	0								
48	44	44	40	40	36	36	32	32	28	28	24	20	19	12	8	0									
44	44	40	40	36	36	32	32	28	28	24	20	16	12	8	0										
44	40	40	40	36	32	32	28	28	24	20	16	12	8	0											
40	40	36	36	32	32	28	28	24	20	16	12	8	0												
40	36	36	32	32	28	28	24	20	16	12	8	0													
36	36	32	32	28	28	24	20	16	12	8	0														
36	32	32	28	28	24	20	16	12	8	0															
32	32	28	28	24	20	16	12	8	0																
32	28	28	24	20	16	12	8	0																	
28	28	24	20	16	12	8	0																		
28	24	20	16	12	8	0																			
24	20	16	12	8	0																				
20	16	12	8	0																					
16	12	8	0																						
12	8	0																							
8	0																								
0																									

かったので、通運丸や銚子丸が沖を通る時に舢で乗客や荷物を運んだ。笹川河岸には土屋善兵衛（土善）が、そして新
宿河岸には柳堀仁左衛門が、それぞれ蒸気船を営んでおり、舢を出して乗客を運び、客の食事や休息や宿泊にも応じ
ていた。対岸の茨城でも同じようにして蒸気船を利用した。

次に、明治末期における銚子航路の所要時間は、第19表にあるように、東京・笹川間は一六時間余りかかり、東京
を夕方出発すると、翌日昼近くに笹川に着いた。

また、銚子航路の料金は第20表に示されているように、大人一人五六銭で、その他舢賃が加算された。そして船内
には菓子や酒なども売られていて、のどかな旅ができたと伝えられている。

明治四十二年の『郡勢一斑』によると通運丸が八艘（噸数三三二・五七）、往復回数六回、銚子丸が三艘（噸数二五四・
五五）、往復回数一回で、あわせて一一艘によって七往復運行されていた。

新宿にいじゅくおよび笹川での貨物、旅客の扱量を四十二年の『郡勢一斑』は次のように記録している。

第21表 汽船旅客及貨物航路別

	旅 客			貨 物			金		
	乗 客	降 客	計	発 送	到 着	計	旅 客 貨 物	計	
笹川	五、九八〇 <small>人</small>	五、六三三 <small>人</small>	一一、六一三 <small>人</small>	三三八・五 <small>トン</small>	三二二・八 <small>トン</small>	六五一・三 <small>トン</small>	二、〇九五 <small>円</small>	一、二四二 <small>円</small>	三、三三七 <small>円</small>
新宿	二、二六五	二、四七四	四、七三九	五七・一	三〇・一	八七・二	七〇五	一九三	八九八

この蒸気船の運行は、大正から昭和の初期まで重要な交通機関として利用されている。大正八年に通運丸は姿を消
すことになるが、人々の語り伝えるところによると、佐原から銚子まで鉄道が開通するころまで、細々ながら蒸気船

の姿を残していたと言われる。

(3) 渡し舟

東庄町は利根川を中にして茨城県とは古くから渡船によって交流されていた。明治になってからは、東今泉、石出、笹川の各河岸から、対岸に運行されている。

明治五年、東今泉村戸長高嶋儀右衛門から新治県に渡船冥加金上納の願上書（青柳富男家文書）が出されていて、ほととの振合も聞き合せ永五〇〇文の上納を願ひ出ている。

今泉では、その後の文書を見ると、区が一定の間、船頭を雇い入れ、渡船の経営にあたっている。対岸太田新田との間の八六〇間を伝馬船二艘によって運行していたようで、明治四十三年の運賃などについては、次の史料（今泉区有文書）がある。

渡船営業許可願

香取郡橋村東今泉三百四十四番地

一 香取郡橋村東今泉区代表者平民大柳与平

明治六年四月二十六日生

二 渡船ヲ設ケムトスル河川ノ名称

下利根川

三 渡船場ノ位置及其土地ノ官有民有ノ区別

香取郡橋村東今泉字西浜百三十五番地ノ一 民有地

第二節 文明開化

四 渡船ニ接続スル道路ノ種別 里道
五 横キラントスル河川ノ水面ノ間敷

千葉県香取郡橋村東今泉字西浜川岸ヨリ
茨城県鹿島郡若松村太田新田字押場川岸マデ 距離八百六十間 平水八百六十間 増水八百八十間 浅水八百五十間
六 渡船期間及其終始

明治四十三年十一月二十四日ヨリ同五十三年十一月二十三日迄拾ケ年間

七 船ノ種類及員数、伝馬船 貳艘

八 乗載人員 但シ平水増水減水ノ場合

平水十五人 増水十二人 減水十五人

九 搭載貨物ノ斤量 但シ平水増水減水ノ場合 平水貳千斤 増水千五百斤 減水平水同様

十 客及貨物ノ渡船賃 但シ平水増水及強風ノ場合

一 昼間 満十五才以上老人 金貳錢

二 満五才以上 十五才未満 老人 (五歳未満ハ無賃) 金壹錢

三 牛馬耆頭 (荷付ノ假渡船スルモ) 金五錢

四 犢 又ハ二才未満ノ馬頭 金二錢五厘

五 人力車一両 金參錢

六 自転車一両 金壹錢

七 荷車一両 (貨物ヲ積載シタルママ渡船スルモ) 金五錢

九 貨物十六貫目迄 (十貫目ヲ増ス毎ニ金五厘ヲ増) 金貳錢

(P.1)
一強風雨増水ノ場合ハ五割増

但シ夜間平時ハ常人 金參銭

強風雨増水ノ場合ハ五割増

十 渡船時間及終始

午前六時ヨリ午後六時迄

夜間ハ午後七時ヨリ同拾時迄

十一 水夫ノ員數 但シ平水増水強風雨の場合 水夫一人 増水強風雨ノ場合ハ三人 夜間の水夫ハ前同様

右ハ渡船營業取締規則ヲ遵守シ渡船營業仕り度ニ付、御許可被下成度此段願上候也

明治四十三年拾月式十四日

右
大柳 与平^⑩

小見川警察分署長

警部 齊藤邦夫殿

石出から対岸太田への渡船も、石出の区において東今泉と同じように船頭を雇って経営され、対岸太田でも渡船を出し、相互に乗り入れて運行されていた。

石出区有文書にも、四十二年ごろの状況を示す「渡船賃銭増加願」がある。それによると対岸の太田新田字押揚川岸にいたる、一四町二〇間の航路で渡船賃も東今泉とほぼ同じであるが、諸物価の騰貴を理由に渡船賃の引き上げを願ひ出ている。

笹川河岸の渡船については、次のような文書(多田庄兵衛家文書)が残されていて、初期の渡船の様子がかがえる。

自村河岸渡船場ノ義ニ付取調御願

香取郡須賀山

組長 林忠藏代理

林忠左衛門

同 川島政右衛門

同 林 岩松

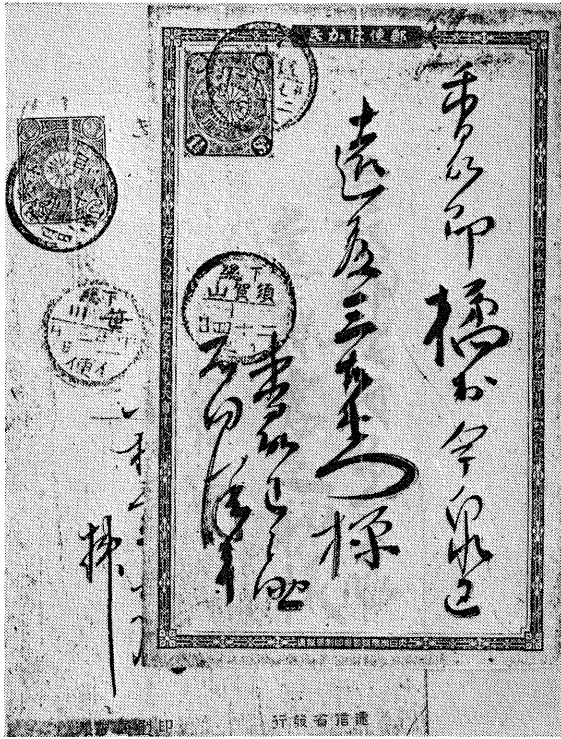
右奉上申候自村笹川河岸渡船場ノ原因タルハ抑明治元年度ヨリ地先附寄洲村受ケ仕度志願ニ付、其筋此筋ト出願及、若干ノ入費ヲ失致シ、村内窮迫之末ニ至リ右附寄洲大繩反別御改御出役被為在候ニ付、旁以土屋善兵衛方掛リ官ノ御旅宿并シ人歩其他秋裡ヲ以、同家滞宿ヲ依頼シ取扱候処、終ニハ村役人宿料并ニ人歩食料之支払方相嵩シ茂、依之空費負債総計貳千金ニ過ルト雖モ償却能ハスシテ誠ニ切迫之次第ニ付、因而村内協義之上、負債弁償方ノ義其節ノ町役人ヲ以、農総代江依頼ニ及ビシ処、総代之ヲ承諾シテ其際自己ノ渡船ヲ廃止、土屋善兵衛方一戸ニ渡船株ヲ設立シ年限十二ヶ年季ニ相定メ金六八円五〇錢ヲ以テ向常陸一〇之渡船ヲ授与致シ負債返償之目的方相立タル義ニ有之……(以下略、差出の日付は明治十三年十月十九日)

これによると、明治三年の大繩反別御改めの後、今まで行われてきた渡船業務を十二年季で、土屋善兵衛が行うことになつてゐる。

笹川の渡船は、笹川河岸から対岸日向川(日川)を結ぶ川幅一二〇間を運行し、明治八年の運賃は一人三錢五厘、馬一疋七錢(口附共)であつた。船は伝馬船一艘、颯波船一艘の合せて二艘で運行された(多田庄兵衛家文書)。以後の資料に乏しいが、村から年限を限つての請負によつて経営されていたものと見られる。

明治四十三年八月には千葉県から渡船営業取締規則が出された。このうち、第二一条には、軍人・警察などの無賃乗降が認められているのも、時代をうかがわせるものであろう。

3 通信



明治32年ごろの菊はがき（枠つき）と同39年ごろの枠なしはがき

明治に入って、政府は旧来の飛脚業者に代えて、官営による郵便制度の確立を図った。明治四年には東京・大阪・京都に郵便役所を開設した。明治六年四月には、郵便料金をイギリスに倣って均一にして切手を作り、旧来の飛脚業を禁止した。同じ年に、日米郵便条例を結び、さらに十年二月万国郵便連合に加盟した。明治十五年には、郵便条例が出され細かい規定が定められ、郵便為替、郵便貯金の制度も定められた。

全国各地で郵便役所、または取扱所

が設けられる中で、明治七年には下総五六局、上総三九局、安房一五局が設けられた（『千葉県史明治編』）。東庄地域では、明治十三年四月十六日、笹川村大字須賀山六七八番地に初めて須賀山郵便取扱所が発足した。その後の状況は次

のとおりである。

明治十三年四月二十日、須賀山郵便局(五等)と改称

同年七月六日、四等郵便局に昇格

明治十九年五月二十五日、三等に昇格

同三十九年一月一日、笹川郵便局と改称

同四十一年二月二十五日、局舎を新築

その間の業務の始期は

明治十三年四月、郵便集配業

同十八年六月十日、貯金業務

同二十三年十二月十六日、為替事務取扱

同二十五年七月二日、外国為替取扱

同二十九年十一月十六日、小包郵便取扱

同四十年十二月二十六日、電信業務取扱

となる。

郵便取扱区域は、須賀山、鹿野戸、平山、高部、窪野谷、小貝野、大友、岡飯田、下飯田、布野、北原地新田、阿玉川、川頭、新宿、石出、東今泉、青馬、宮本、今郡、谷津、羽計の各区域にわたり、本町における残余の地域は万歳局の取扱区域に入っていた。

明治四十年、電信業務が開始されると、四十一年にはそれ迄野尻局の取扱区域であった茨城県の若松村、軽野村、

第22表 明治42年の須賀山郵便局業務内容表

郵便引受数		件
通常書状	85,436	
葉書	251,015	
新聞雑誌類	3,729	
農産物見本及種子	1,103	
無料	105,139	
計	446,422	

郵便配達数

配達合計	件
390,646	

小包

引受	個
502	
配達	1,022

電報(国内)

発着	信	件
1,672		
2,466		

(外国)

発着	信	件
6		
6		

郵便貯金

人員	人
1,590	
金額	17,942

第23表 明治42年万歳郵便局業務内容表

郵便引受数		件
通常書状	18,386	
葉書	43,482	
新聞・雑誌	787	
農産物種子及見本	193	
無料	3,272	
計	66,120	

郵便配達数

配達合計	件
105,767	

小包

引受	個
502	
配達	1,378

郵便貯金

人員	人
1,351	
金額	13,538

太田新田、日和山の各区域が笹川局の取扱区域に移管された。明治後期区域内には一九か所にポストが配備され、切手取扱所が一九か所配置されて

利用者の便利が計られた。

局長には、初代に向後佐右衛門が就任し、明治三十二年二月に、二代目局長に向後佐右衛門(二代目襲名)がなつて大正にいたつてゐる。明治期の取扱状況は、『郡勢一斑』を見ると第22表のように記されている。

笹川郵便局の取扱区域外の東庄内の東和田、神田、舟戸、大久保および東城村全域は、万歳郵便局の集配区域に入つてゐた。

万歳郵便局は明治九年十月十六日、万歳村万歳二五八番地に五等郵便局として開設され郵便業務を開始した。明治

十九年四月二十六日に三等郵便局に昇格。同二十九年五月一日為替貯金事務取扱を開始。同年十一月十六日、小包郵便取扱を開始した。万歳郵便局の初代局長には菅谷安平が就任し、明治二十五年九月十七日、穴沢寛司が就任して大正期にいたっている。同局の取扱区域は、万歳村、中和村、東城村、神代村が含まれていた。その業務の状況を『香取郡勢一斑』で見ると第23表のように記されている。

その後、大正期に入って小南郵便局が、そして昭和八年には橋郵便局が開設された。

4 生活文化の向上

電信や鉄道、建築、衣食など、文明開化の名のもとに、欧米の文化が取り入れられる中で、明治五年十一月九日、これまでの太陰暦を廃して太陽暦が使用されることになり、明治五年十二月三日を明治六年一月一日として、それ以来今日迄続けられている。農村地帯である東庄地域では、農作業の風習などでそれ以後も陰暦によって慣例行事が進められることが多かった。

文明開化の進む中に、育児や医療などもまだまだ非近代的な状態に置かれていた。明治期の巡査駐在所の記録には賭博事件があり、捨子があり、特に伝染病の発生が連年にわたって記録され、当時の農村の暗い一面を示している。そのため医療や福祉的な事業も、乏しい財源の中で進められている。

(1) 医 療

明治六、七ごろの現在原籍調などを見ると、医業を営む者が第24表のように意外に多くいたことがわかる。しか

第24表 明治初期の村医者一覧表
(現在原籍調及びきき込み調査による)

村名	戸数	医 師 氏 名	備 考
新 宿	1	柳 堀 彦 兵衛	一般、産科
羽 計	1	関 周 伯	一般
宮 本	1	石 橋 尚 玄	一般
小 座	1	小和 瀬 良 悦	一般
小 南	1	岩 瀬 玄 隆	一般、産科
夏 目	1	和 田 周 甫	一般、産科
大 久 保	1	東 和 田 伯 悦 斎	一般、産科
東 和 田	1	平 野 木 内 貞 順	一般
平 山	1	平野 藤 右 門	一般
窪 野 谷	1	不 詳	
鹿 野 戸	1	不 詳 口 清 兵衛	眼科
須 賀 山	1	不 詳	

谷区有文書)。

コレラはさらに明治二十八年七月に窪野谷、平山、東和田に発生している(東和田区木内家文書)。当時の記録を見ても伝染病はほとんど毎年発生している。しかし、衛生思想もようやく向上の機運に向かい、警察署や村役場の監督下に清潔法や種痘が施行された。衛生講話会、衛生展覽会が開かれ、やがて、隔離病舎の建設が実施されて悪疫流行の防止に力がそそがれた。神代地区の例を見ても、明治三十三年には、区衛生組合を設置し、区衛生規約を作っている。それによると他地域との交通上の注意、生物の飲食の禁止、家屋内外、台所の清潔、食器具の清潔、病人の届出、通行人に便所を使用させる場合の方法、下水や井戸の清潔などを組合員に義務づけて、それらの違反者には金銭もし

し家族の一部が農業に従事するなどを見ても、専業の医者は少なかったといえる。まして大きな病院は見当たらなかった。それでも明治十年以降の戸長役場の時代になると、衛生委員の制度も見られ、戸長や衛生委員の建議で窮民救療の制度が協議されて、貧しい者の医療に道を開く努力が行われている。東和田ほか四か村でも明治十六年に規定を作って窮民者の医療救護を決め、一年間の救護費を計上し、それぞれ戸数割、地租割で充当している(上代克己家文書)。

明治初期には、衛生思想も低く、悪疫の流行にも祈禱にたよったりする面も多く見られる。明治十五年にコレラが流行し、窪野谷村では「辻切張幣束料」と予防費の両方を支出している(窪野

明治卅四年度伝染病舎建築工費歳入出予算表

歳 入

科 目	予 算 額	附 記
第一款 病舎新築工費	一、二六四・四三七 円	
第一項 地 価 割	七四一・一〇四	本年度地租予算高金三千七百三十八円 <small>(マ)</small> 一銭地租 一円ニ付 金十九銭九厘
第二項 国税營業割	四〇・二七二	本年度国税營業予算高金五十六円八銭八厘 本税一円ニ付廿五銭
第三項 県稅營業割	五三・〇二五	本年度県稅營業予算高金貳百六拾二円拾錢 本税一円ニ付廿五銭
第四項 戸 別 割	四三〇・〇三六	本年度県稅戸數割徵集予算高金四百七拾円五十六錢 本税一円ニ付 金九十一銭三厘八毛
合 計	一、二六四・四三七	
科 目	予 算 額	附 記
病舎新築工費	一、二六四・四三七	
第一款	七四六・三三〇	
第一項 病舎工事費	五一五・〇〇〇	萱葺一棟惣坪三十坪五合
一 事務室工事費	一一七・〇四〇	萱葺一棟惣坪拾七坪五合五勺

くは労働の罰則を設けてその徹底をはかっている。県でも、三十三年以降はしばしば飲食物取締の法令や汚物掃除法施行規則などを布達して防疫につとめた。東庄では明治三十三年ごろに各村相前後して伝染病隔離病舎の建設が進められた。神代村では三十三年八月二十日に、小貝野六二五にそれが建設されている。橘村では石出地先を建設予定地とし、明治三十四年に建設予算が組まれている。笹川村でも、栗堀に、そして東城では大平に、それぞれ建設されている。橘村の

二	疫夫室工事費	三六・二二〇	萱葺一棟坪數六坪
三	浴室及廁工費	三八・五七〇	土丹屋根一棟惣坪數貳坪
四	井戸設計費	三九・五〇〇	車井戸一ヶ所
第二款			
	巡查駐在所工費	五一八・一〇七	
	一 敷地買上料	一九二・九五〇	萱葺一棟惣坪數拾貳坪
		八〇・九二五	土土地均芝張惣額
二	買上	九五・二三二	敷地立木買上代金ナリ
三	工事委員給料	九〇・〇〇〇	委員一人一日金三十錢ノ見積一區一名八人分 此延日數百日間三人分ノ手當
四	雑費	二四・〇〇〇	村長助役吏員工事ニ付各所へ出張費、其他雇人 諸品ノ買上代
五	会議費	二〇・〇〇〇	議員弁償額
六	賄費	一五・〇〇〇	宿直料工事中夜番等手當 敷地買上ニ付登記料其ノ 他出願ニ係ル費用
合	計	一、二六四・四三七	

建築工費予算書(宮沢靖夫家文書)を見ると、その施設の概要がうかがえる。

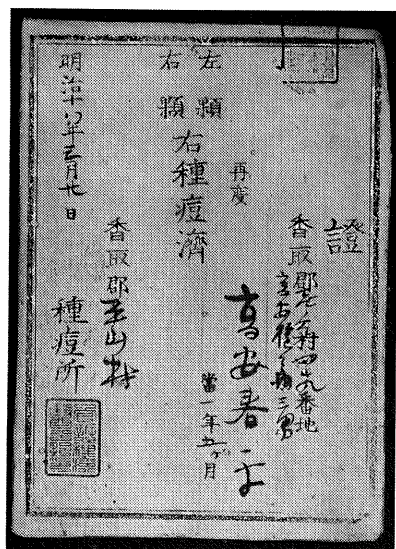
これによると、それぞれ萱葺の木造建築で、約三〇坪の病舎、一七坪の事務室、六坪の疫夫室、浴室および廁^{かわせ}二坪、それに車井戸一個などの施設が設けられている。このようにして、伝染病患者が発生の場合、そこに隔離してその流行を防いだ。「神代村避病舎内

則」(大久保区有文書)によると、伝染病患者を收容した場合は、予防委員、衛生組長もしくは副組長の出勤を義務づけ、その他必要な炊事、役夫、看護の人員を備えることが規定され、舎内の賄費は村費で行われ、衛生組長の手当はその組合の負担で行われた。舎内の秩序は村長の指導を受けながら予防委員がその任に当たった。

それに対して、区の衛生組合でも、平時は組合長は無報酬であるが、いったん患者を避病舎へ送り出した時は、組

第25表 伝染病発生状況（香取郡全域）

年度	病名	赤痢	腸窒扶斯	ジフテリヤ	コレラ	痘瘡	計
38年	患者	26	10	2	—	—	38
	死亡	6	—	1	—	—	7
39年	"	49	5	6	—	—	60
	"	12	2	2	—	—	16
40年	"	44	20	3	—	—	67
	"	6	10	1	—	—	17
41年	"	14	15	11	—	—	40
	"	2	1	5	—	—	8
42年	"	2	2	18	—	—	22
	"	1	—	9	—	—	9



種痘済の証

合長または副組合長は避病舎に勤務して、報酬をえることになっている。その経費は区内全員から区長が県税戸数割法により集金してそれに当てた。

明治三十年以降は衛生思想について盛んに啓蒙が行われ、清潔法も強化され、特に種痘の励行により天然痘の発生はほとんどなくなった。明治四十二年の「郡勢一斑」によっても、コレラ、痘瘡の発生は三十八年から四十二年までは見られない。伝染病の主体は赤痢、腸チフス、ジフテリヤであり、まだまだ

各地に発生している（第25表参照）。なお、風土病については明らかではないが、大正に入ってからウイルス病が水田地帯に発生して人々の生活を苦しめた。

こうして町内には大きな病院もなく、伝染病の終焉もいままに大正期に入ってしまった。

明治十九年に、地方衛生行政の実務が警察の手にうつり衛生業務は警察にとっても、大きな部門であり、その改善に大きな労力がかけられていた。

医師も会を作り学術と経験を交換し「責務、利権」の実行の敏活励行を図った。明治二十年代にはすでに「香取郡局部医会」が結成され、東庄からは石橋玄伯、木内貞順などの名が見られ、会長には石橋玄伯が任ぜられている（『非政論』）。

同じころ、医師を中心にした救済社も結成されている。明治四十年には新たに香取郡医師会が結成された。

(2) 社会事業

幕末から明治の初頭にいたるまで、墮胎や嬰兒の圧死などにより、子供の間引きの悪風と捨子が行われていたことが伝えられている。こうした悪習の地として下総の国もその主な地域の一つにあげられている。それは生活の貧困からくるものとされ、およそ文明開化とは程遠い状態であった。

そのため、明治五年に木更津県の権令であった柴原和が房総県治第一の急務として、育児告諭を發した。それによると政府からの貸下金二万円を資金とし、そのほか、県官吏から毎月俸給の五〇分の一あてを五年間納めさせたり、また民間有志の寄附金と、管内一般人に対し五年間育児資金の分納を命じ、これを育児資金として管内人民に貸し付けるものであった。その貸付けによって利殖を計り、貧家の産児の教育を実施している。



鶏育御請書

当時新治県の管下にあった東庄地域でも、明治六年（一八七三）、新治県から鶏育資金について布達が出されている。これは新治県管内の人民救助の予備として、各戸の家族数一人につき鶏一羽あてを飼養させ、その一羽につき一か年に一〇銭ずつ三か年集積することであった。そして、その集積金をもとに「共立義社」を開き、牧場を経営して利益をあげて、その利益によって育児所を作り、捨子の養育や墮胎防止を計ろうとした。さらに農業を初めとする産業を盛んにする資金や橋梁の完備、貢租の補充にまで充当しようとした遠大な計画であった。

そして小区においては生産副役人が選ばれ、貧困家庭や、子供・老人を除いて一人一か年一〇銭ずつの集積金が村々から提出されている。しかし、再三の説諭にもかかわらず、思うように集まらないところもあり、明治八年にいたって、計画変更が行われた。すなわち牧場経営は行わず、集積金を貸しつけてその利益を育子金として、管下の貧しい家庭で三児以上、一人に付一円五〇銭宛給与した。利益の増加にしたがって額を増すこととし、生産副役人を、育子世話役とあらためて、育子金制度が作られ、副区長や戸長の連印によって請書が出されている。こうして、旧来の墮胎や圧死の悪習をなくする努力が見られる（多田庄兵衛家・高橋正雄家文書）。

そのほかにも地域的な義倉穀制度も作られて貧民救済や生活向上が計られていた。

5 安全なくらし

(1) 消防

消防組織について述べるには、江戸時代初期までさかのぼらなければならない。江戸では寛永六年、大名火消が生まれ、以後定火消、方面火消などの組織ができ、享保年間に町火消ができ、い組、ろ組と纏が許され、消火に従事した。以後江戸時代を通じてこの仕組は拡大されてゆき、消防制度も次第に地方に浸透していったが、その制度は一定でなく、組織も自治消防であったと言われる。

東庄でも須賀山村では慶応二年に「火消道具修復并置場勸化連名帳」(大木戸区有文書)が残されていて、総員五七名が金二七両を拠出して消火用具の修理や倉庫を作ったりしている。その組織については不明だが、四人の世話人によって金が集められている。明治になってから「非常連」などと呼ばれて消防活動が行われていたと言われ、明治十年代の「民費書上帳」を見ても消防費の支出が計上されて当時の活動が示されている。

明治十九年(一八八六)、地方官官制公布などにより全国的な消防制度の組織化が計られた。明治二十七年勅令第十五号が公布され、消防組規則が定められて、初めて全国的な消防制度が規定された。それによると市町村の消防組は知事、警察部長、署長の指揮監督の下におかれた。以後、各市町村に公設消防組が次第に設置されるが、その費用は地域の住民の拠出によらなければならなかった。

千葉県でも、明治二十七年(一八九四)二月九日、公設消防が発足し、名称を消防組として組頭を長に部長・小頭・組員の四階級制として警察の指揮下におかれた。昭和十四年警防団令が公布されて警防団と改められるまでその制度

は続いた。

東庄では、神代村が明治四十三年三月に団員二〇〇名を以って組織して、本部を神代村役場に置き、初代組頭には宮内伊兵衛が就任した。

笹川町でも明治四十三年三月四日に笹川町消防組を組織して、本部を笹川町役場に置き、初代組頭に多田庄兵衛が就任した。

次いで明治四十三年十一月二十九日、橋村に火防組を組織、八組合三七五名により発足した。同四十四年四月一日初代会長に柳堀六左衛門が就任し、同十一月十四日消防組と改めて引き続き同氏が初代組頭に就任、組員三二一名で再発足した。

東城村では明治四十四年五月二日、東城村消防組を組織して初代組頭に青野勝之助が就任し、ここに東庄全域にわたる公設消防組が確立して、火災をはじめ、種々の災害の防止に大きな力となって貢献し大正、昭和と益々強化され発展していった。

こうして、明治四十三・四年、町村に消防組が発足すると同時に、町村内各区単位で組合が作られ、区民の淨財や寄附金によって、ポンプやそれに附属した消火器具が備えられ新たに非常倉庫（消火器具置場）が作られた。それぞれの規約も作られて火災の防備が整えられた。

次の史料（平山区有文書）は当時の経費の支出や、器具の状態を示すものである。

平山区消防器具設備費決算報告書

収入

一金百貳拾六円拾五銭 寄附金総高

支出

一金百貳拾四円五拾七銭五厘 支出額総高

此内訳

金貳拾九円 水管三、布製手桶拾、長鶯十体、手鶯五体

金拾円五拾銭 布製水溜用桶

金八円參拾六銭 玄番七、柄杓三、針丹釣柄一担棒十二

金六円參拾六銭 弓張提燈二十高張一

金四拾三円拾七銭 器具置場一棟錠鍵共

金拾壹円九拾參銭 火之見附属共

金貳円四拾七銭五厘 刺又手鉤

金壹円五拾壹銭五厘 引倒綱及護身綱

金壹円九拾八銭 竹楷梯

金壹円 烙印改造共

金九拾四銭五厘 役割名札及揭示板

金五円五拾八銭 雜費

収支差引 金貳円參拾七銭五厘 残余金

右報告候也

器具目録 明治四拾參年貳月貳拾參日調

第四章 近代

名称	箇数	名称	箇数
組旗	一	長鳶口	一〇
高張提燈	一	手鳶口	五
高丸提燈	一	鋸	一
唧筒	一	運水具、玄蕃	七
同附属吸管	二	同布桶	一〇
同水管	五	同担棒	二
同管鎗	一	吸水具、柄杓	三
同替口	一	同釣柄	二
同螺旋廻	三	同附属網	二
同籠及塵除	一	布製水溜桶	一
同木挺	二	運搬具車	一
同布製上覆	一	弓張提燈	二〇
同鈴	一	大太鼓	一
楷梯	一	焼印	一
刺又	一	斧	一
引倒網	一	縮皮	四
同附属鈎	一	拍手木	二
護身用網	二	注油器	一
同附属鉄棒	一		

建物目録

火之見 杉木二本立階梯段附
附屬盤木 明治四拾三年四月建之
消防器具置場 一坪五合 “ “ “ 二月建之

(2) 警察制度

明治新政府は、治安の不安定を克服するため欧米の制度を参照して、警察制度の樹立を急いだ。明治二年、藩兵の警邏らを軍務省の指揮下においた。そして、明治五年にはそれらを邏卒と称して司法省の所管とし、軍・警の分離を行ない、明治六年内務省へ移管してその制度も次第に整えられていった。その後地方自治法の整備にともない府県内各郡区ごとに警察署を置き、その下に分署・駐在所を配置していった。その職務も、犯人逮捕から諸營業の監督、政治集会の立会い、出版・風俗の取締り、衛生、災害防止など広い分野におよんだ。

千葉県においても、その治安維持のために三新法以後の県議会に、年々警察組織の増強が上程された。財源難から、民力休養などの理由で反対もあつたが、治安維持が先行して年々地方における警察力も強化されていった。

民間においても警察の拡充を希望する声は強く、警察署や駐在所の設置の請願も多く出され、その費用にあてる寄附金が集められている。

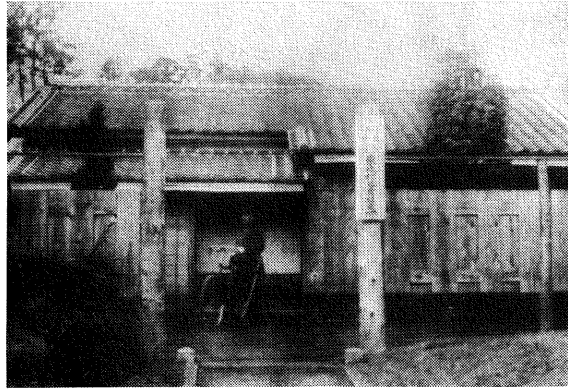
明治十四年内務省達乙第二二号によって請願巡查制度が定められ「銀行会社及人民等ニヨリ巡查請願取計方銀行又ハ諸会社又ハ町村協議或ハ人民一己ヨリ其ノ費用を納メ巡查ノ配置ヲ請願スル者ハ自今聞届ケ請願ノ場所へ配置苦シカラス候条、該当収支方ハ国庫下渡金地方税等ニ連帯セズ、別ニ其帳簿ヲ調制シ毎年地方税収出精算書ト同時ニ報告スベシ、此旨相達候事」と布達された。

明治十四年二月十七日に須賀山村から「在勤巡查御設置願」が、総代人石井重右衛門、同大網佐兵衛、同多田久兵衛、戸長多田彦次郎の連名で県令あてに提出されている。またそれより九日前の十四年二月六日、「民費巡查設置願」が同じく須賀山村から惣代人多田大助、川島政右衛門、五十嵐善兵衛、岩井清藏、戸長多田彦次郎の連名で県令あて提出されている。在勤巡查設置願には県令代理岩佐為春の名で「聞届候事」との認可の書類が添えられている。こうして地域の必要を充すために請願巡查の制度も行われた。

そして、一方では民力休養が唱えられながらも、佐原警察署新築のための明治十五年の寄附簿（東今泉区有文書）（多田庄兵衛家文書）や明治三十六年の「小見川分署内備自転車及馬購入寄附簿」などを見ても治安の拡充のため、地域住民の果たした一面がうかがえる。

『千葉県香取郡誌』によれば「明治二十一年各町村に巡查駐在所を置き各所に巡查一名を配す而して一時民舎を仮
第26表 香取郡における警察官署及警察官吏

	駐在所	派出所	警部	技手	巡 査				町 村		現 住		巡 査 一 人 に 対 する	
					部 長	巡 査	刑 事	特 務	計 数	人 口	戸 数	人 口	戸 数	
佐原警察署	一六	一	一	三	二五	一	二	三一	一六	五、三三	九、五六	一、八七	三〇七	
小見川分署	一五	一	一	三	二〇	一	一	二四	一六	五、四七	八、六二	二、七〇	三、六	
多古分署	八	一	一	二	一一	一	一	一三	九	三、六五	三、九四	一、八五	三〇一	
計	三九	二	一	八	五六	二	二	六八	四一	一、三六、三三	三、一、四一	二、〇〇五	三、五	



東城村駐在所

用せしもの多かりしが……。」と記されており駐在所の設置を示している。

香取郡には佐原警察署があり、新治県から千葉県になった時、十四、十五大区出張所として出発し、明治九年一月、佐原警察所と改称した。その管下に、同十年、小見川、多古、神崎、万歳に分署がおかれ、三年にして神崎、万歳は廃止された（多田屋書店編纂部『房総 町村と人物』）。そして東庄は小見川分署の管轄下に置かれた。明治四十二年の『香取郡々勢一斑』には、当時の警察官署および警察官吏を第26表のように記している。

管轄下には東庄の各町村を含み一六か村が置かれていた。東庄の各町村には次の駐在所が置かれて治安をつかさどっていた。

○ 笹川村巡査駐在所 明治二十七年八月、笹川村須賀山五七九に設立、

明治四十一年八月、笹川町巡査駐在所と改称

○ 橋村巡査駐在所 明治元年（明治二十年か）橋村石出（現石出小学

校、旧役場内）に設立

○ 東城村巡査駐在所 明治二十年三月二十日東城村小南一〇二一番地の三に設立

○ 神代村巡査駐在所 明治二十二年二月、神代村大久保五一九、岡野五兵衛所有宅地内に設置

明治二十五年五月二十日神代村大久保三三八（堀江定右衛門所有地）に移転

明治二十七年十一月一日神代村大久保六〇六番地役場敷地内に移転

明治三十八年十二月十三日神代村桜井一四五九に移転

昭和十三年六月十四日神代村桜井より舟戸一四七の一の旧役場の建物へ移転

昭和四十三年九月二十一日舟戸四七四の一、旧役場敷地内に建設、現在にいたる（いずれも各駐在所調べ）

明治五年に「違式註違条例」を制定し、六年には各府県に公布施行している。国中の安寧、人民の健康を警護する所以として、細かな事項が示され、「病死した禽獣を販売しない」「検明を受けざる薬物を売らない」「他人の田圃に瓦礫竹木を投入しない」「諸標柱に牛馬を繋がない」「男にして女装し、女にして男装しない事」「喧嘩口論をなし又は猥に他人の争論に荷担しない」「他人の泉を自恣に引入れない」など、不作法な事や他人の迷惑になる事項の禁止と、違反の科料が細かに規定されている。しかし時代の推移と共に警察業務も多くなり、政治問題、災害、特に衛生部門も大きなかわりあいを持ち、伝染病の予防・撲滅には村民と共に活躍した。

6 文化的活動

東庄地域は利根川を中心にした交通の便利さに助けられて、江戸時代から文人墨客の往来の多かったことは容易に想像することができる。町内の家々をたずねて気づくことは、漢書や農書などをはじめ俳句や短歌など数多くの書籍が所蔵されており、江戸期から文化的活動が盛んであったことを物語っている。そのほかにも、神官を中心にした国学や、干潟地方を中心にした大原幽学の性学なども、その後の明治の社会にあっての文化的活動には無視できない一面であろう。

特に俳句は、小林一茶と交流の深かった椿丘^{たきやう}太^た節^{せつ}などの江戸期の活躍などもあり、その後も盛んに人々の間で愛好され、庶民文化の最たるものとして現在に及んでいる。これは、各所に残されている俳句集や句碑、神社、堂宇の献

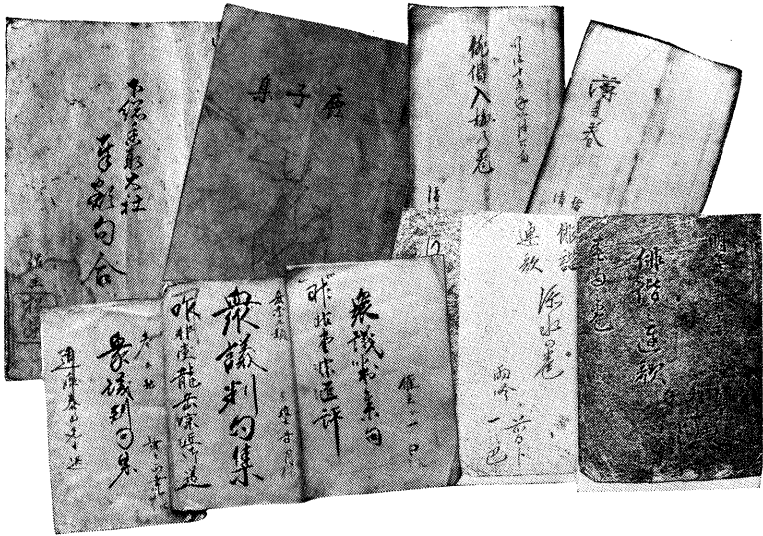
額などが、いたる所に見られることでも知ることができる。

太節を生んだ東城村では、宗匠たちを中心に、句合、俳諧連歌など盛んに行われて、近在との交流も盛んであった。その後、明治四十三年に東雲社が結成された。同社発行の『東雲社の歩み』によれば、「丁度帝都」より帰郷した二世境机園一口の主唱で、飯田文好、菅谷滝聴、鈴木酒好、高木旭暉、宮内如月、宇井胤雄、宮沢竹斎、小川一笑、片岡常月、宮沢富士雄、鈴木乙南などをはじめとする俳人たちによって、同年三月、小南の蔵福寺の大伽藍において、近在から百余名の愛好者を集め、東雲社の結成披露祝賀大会が行われた。爾来、東雲社を中心に地域の愛好者が集まって活動が進められた。東雲社観桜大会と称する、城山福聚寺や小南禪ぜん教分院での句会は、近隣に名声を博したと言われる。その後、有樺舎乙南、香樹園梅鶯、清声庵井蛙、城南庵梅居、五美庵初遊、翠緑軒夏山、稻迺舎胤雄などが指導にあたり、他村からは当時名声を集めていた琴田の指頭庵耕雨をはじめ、多くの俳人たちとの交流もあり、この地域の俳句活動は大正から昭和へかけてますます盛んになっていった。

ほかの地域の俳人としては、平山にある明治二十五年の句碑から、千文庵柳舎、桐斎旭鳳、高橋泰雲、玉櫻園至山、松巢白鳳、颯々亭松宗、稲華菴美ノ留、卯須舎松海、白燕舎窓月、江鳩三枝、越川平遊、宇井誠朗、高木宇兵、多田多兵などの名がわかる。また、同じ平山の人で不二道孝心講に熱心だった吉田清左衛門は、俳号を参露庵と号しているなど、この地域の盛んな俳句活動がうかがわれる。

笹川地域では、明治十九年に立机披露をしたと言われる昨非堂塵外が中心となり、そのほか竹叟、竹葉、龍岳、一口、風柳などによって俳人の会が作られ、多くの句集が残されている。そして、その後多くの愛好者を加えながら二世昨非堂龍岳が塵外の後をついだ。三世には遠藤泰山が嘱されて、大正、昭和と推移した。

また、鹿野戸でも早くから俳句が盛んで、鹿子庵冠山は当時の宗匠では名声が高く、その門下に入って活躍する人



集句

が多く、鹿子集なども残されている。その後、鹿子庵は孤敷の鹿子庵梅舟がひきつぎ、さらに鹿野戸の夢死庵刀川が三代目に嘱されて昭和におよんだ。

一方、橘地域では、東雲社が結成されたころには、すでに石出、東今泉、新宿を中心に橘香吟社が結成されていた。新宿にも柳堀神浦、柳堀青山などを中心に大利根吟社があって、鹿子庵との交流も深かった。

試みに安政七年の「香取大社奉額句合」に出て来る東庄関係の参加者名を挙げたのが第27表である。

第27表 安政七年香取大社奉額句合に出てくる俳人名

今郡	三千雄・喜遊・文雅・春雄・初草・喜月
笹川	飛寿・推のや・甚亭・春風・如鳳・喜尊
羽計	松花・由喜・奉好
窪野谷	松露・一笑
小座	山・宇兵・荘昼・翠喜
小貝野	格風
栗野	松美・木夫
谷津	左好・湛内・佳朝
	清雅

第28表 清雅家文書の句集に出てくる俳人名(一)

今郡	水豊・梅雪・寒成・二初・貴山
大友	川保
粟野	梅鶯・梅枝・梅香・春月・佐知雄・梅雨 梅旭・梅花・松風
小南	梅居
小貝野	至山・花谷・竹生
須賀山	保山・旭宝
大久保	池泉
谷津	清雅 百月庵汎翠・声辺庵旭斎

清雅家文書の句集に出てくる俳人名(二)

窪野谷	兎旭・木友・保静・三玉・峰谷
小貝野	極谷・小貝野
平山	南逸・旭鳳・平甫

清雅家文書の句集に出てくる俳人名(三)

句合	源勇・湖月・梅友・其源・幸雄・栄美・地月・喜遊・清雅・豊城・木久賀・喜月・二初・鯉水
添削依頼	青龍・東馬・如山・雨柳・知来・鳳宝、昨非堂(須賀山)、猪山

ここに出てくる谷津の清雅は、明治三十九年十一月に没している。その間の長い年月にわたって活躍した俳人の一人である。彼は富士浅間神社の奉額句合の世話人をして、いることを見ても、かなり広い範囲で活動していることがわかる。清雅の残した句集から、ここに出て来る町内の俳人名を拾い出したものが第28表である。

そこには、添削を依頼している人もあり、その中に須賀山の昨非堂塵外の俳句も見られ、その交流がうかがわれる。清雅はその後、明治二十八年に鹿野戸の鹿子庵によって刊行された『鹿子集』や、明治二十七年の妙幢院の奉額にも句を寄せており、その俳人の数や地域を見ても、俳句を通しての交流が盛んに行われていたことがわかる。第29表は鹿子集に句を寄せている俳人の名前で、次の第30表は妙幢院の奉額に句を寄せている俳人の名前である。ここにも、多数の愛好者が、たがいに広い範囲で交流しあつて盛んな活動をすすめている様子をうかがうことができよう。

和歌、漢詩などの活動も見られるが、資料に乏しく、つまびらかでない。

第29表 (明治二十八年)鹿子集の俳人名(町内のみ)

今郡	貴山・寒成・二初
笹川	宥林・三初・龍山・湖山・静山・左山・蕉角・王船・春風・二笑
鹿野戸	橋林・文淵・東洲・常盤・藤胤・西輝・櫻山・東逸・石生・源係・一山・善寿・俊雄・楓月・西守・東耕
羽計	松山・鶯声・東旭・一羽
青馬	龜岩・花山・徳歳・文海・里遊・昇月・晴月・東華
宮本	新山
谷津	清雅
石出	橘香・保学・吉女・羽常・生勢・竹里・玉雨
新宿	青山・神浦
東今泉	晴山・柳旭・朝日・松載・春山・柳志・飯山・梅輪・正直
小南	とこは・星月・一笑・宝舟・梅居
小座	極風舎
粟野	静畫・竹齋・盛橋
八重穂	一口
高部	一巴
大友	川保
窪野	三千代
平山	泰雲・平保・松宇・平甫・美在雄
上代	眞澄・文山・柳江

第30表 妙幢院の奉額に出てくる俳人名

今泉	旭・飯山・無学・樵蔭・山千・春山・櫻輪・正直・香山・極志・露月・泉月
笹川	春秀・竹林・春風・教風・王船・蕉角・竹城
宮本	軒山
石出	西雨・五月・竹保・竹里・旭石・朝日・橘香
今郡	寒成・貴山・水豊・二初
仲内	寿教
青馬	昇月・源月・里遊・玉櫻・花山・金生・峯才・水月・龜岩・山月・海峯・保月・青月
神田	松鶴・一耕・管水・梅軒・蘭馨・青莪・三枝・蒼遊・愛極(稻荷入)
小座	茂桂・柳水
本郷	風遊・志道・吉祥
羽計	松山
谷津	清雅
孤敷	梅船
鹿野戸	東洲・常愼・風月・梁山・一志
	東京 春秋庵幹雄
	三河 呉井園蓬雨
	当村 鹿兎菴冠山

獻備四季混題(妙幢院) 明治二十七年

第31表 『大原幽学全集』（千葉県教育会編）による道友加入者

年代	人数	内 訳
明治1年	2	窪野谷1人, 小貝野1人
2	0	
3	11	小座1人, 平山2人, 小貝野2人, 夏目6人
4	2	小座1人, 夏目1人
5	17	小南3人, 石出7人, 大友2人, 小座1人, 青馬1人, 今泉1人, 夏目2人
6	3	夏目2人, 新宿1人
7	1	石出1人
8	2	大友1人
9	2	夏目1人, 谷津1人
11	1	夏目1人
12	2	夏目1人
13	0	
14	6	青馬1人, 夏目5人
15	3	石出1人, 大友1人, 夏目1人
16	3	夏目1人, 石出2人
17	3	夏目2人, 石出1人
18	2	夏目1人, 小1人
27	1	夏目1人

また、幕末に干潟を中心にひろめられた性学も、大原幽学の没後は遠藤良左衛門らが中心となって師の遺業をつぎ、新しい入門者を迎え入れて、教導にあたったと言われるが、その後明治に入っても道友として加わる人も多く、東庄地域からも、精神運動と勤儉の気風の醸成を求めて参加する人が少なくなかった。特に夏目、石出を中心に加入者が多く、第31表のような状況が示されている。

さらに神代村、東城村を中心に、不二道孝心講の活動も見られる（これについては宗教の項を参照されたい）。

(四) 自由民権運動

維新以来、政府は文明開化と富国強兵をスロガンに諸外国に伍する国勢の発展を急いだ。農村地域においても、行政区の変革、土地売買

の自由、田畑勝手作の許可、職業の自由、新戸籍法、それに学制の公布、徴兵令の公布、地租改正などの大改革の前に村々はゆれ動いていた。

このような施策を行いつつある有司専制の政府に対し、国会開設を求めて自由民権運動が各地に展開されていった。その運動の階層も士族から豪農、豪商、農民にいたるまで様々で、その求めた内容も、行動も一様ではなかった。権力の座から隔てられた心情的な反政府感からこの運動に走った者もあり、真に自由と公益を求めて活動した者、さらには生活のためにやむにやまれず過激に走った者もあった。

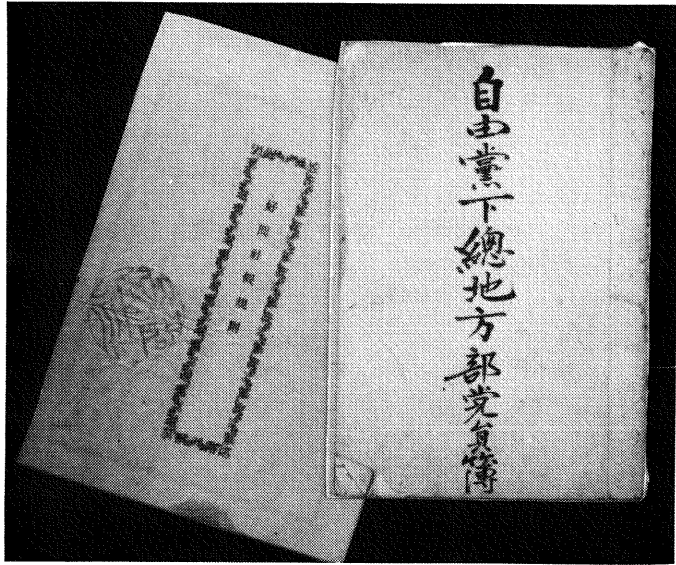
当地域でも明治十年（一八七七）前後からその動きが見られる。当時、明確に政治活動を指向したのではなく、修養や研修、あるいは公益を求めて演説会を催す会が各地に誕生していった。

千葉県では夷隅郡の以文会が有名で、諸所で学術研究会や時事問題討論会が開催された。十二年二月十一日には千葉県で最初の自由民権政治結社「以文会」が結成され、その後県下にその傾向が広がっていった。

東庄をとりまく香取・海上・匝瑳の民権結社は、有信社（銚子）、協和社（八日市場）、東海社（綱戸村）、共進義社（多古村）、共進社（植房村）、明友談話会（郡村）、温知社（結佐村）があり、いずれも明治十二年から十四年にかけて結社され、共進義社の三〇〇人、共進社の三〇人のほかは、各々一〇〇人前後の社員が参加していた。

東庄地域でも明治十四年十二月十八日、結社の準備がなつて、大久保の佐藤万太郎らを中心に「好問社」の開社の式典が盛大に行われた。当日の状況は『総房共立新聞』の記事によると次のようである。

明治十四年十二月十八日香取郡東部ニ創設セン好問社開社の典ヲ挙ク、此ノ日ヤ天気晴朗碧天洗フガ如ク寒暖其宜シキヲ得、而シテ本社ノ門前ニハ国旗ヲ交叉ニ翻シ自由ノ元氣場外ニ溢レ、人ヲシテ自ツカラ奮起セシム、午前十時匝瑳郡協和社長高野隆到



好問社仮規則と自由党下総地方部黨員簿

リ、暫クシテ本郡長大須賀庸之助郡書記櫻井理一郎君警察署長田口代理北村十等警等声車隣々本社ノ門前ニイタル、幹事其迎ヘ発起人佐藤万太郎方ニテ休憩セシム、尋テ地方紳士皆到ルヲ以テ開社式ニ着手ス、本会ハ立食宴ニシテ場内ヘ五所の食台ヲ設ケ、台上ヘハ時ナラザル桜花ヲ挿ミ、来賓郡長及ヒ諸紳士ヲ伴ヒ各席ニ就シメ、而シテ本社ノ首唱ナル佐藤万太郎氏本社ノ組織セシ所以ヲ演フ、尋テ郡長大須賀君祝文ヲ朗読シ終テ社長菅谷周祐之カ答辞ヲナス、協和社社長高野隆本社ヲ祝スルノ辞アリ、発起人菅谷棗陰、木内貞順、椎名愿治、高野金之助、穂野実道、宮内富造、宮内久米三郎、各々祝答ス祝辞終ルヲ以テ賓主互ニ献酬シ立食宴ヲナス(以下略)

社会の開明と自由民権の振興を図り、ひいては、公益を謀り国家に報いることを標榜し、毎月、日をきめて學術演説討論などを催し、たがいに知識を交換し自治自主の精神の振興を図った。

同盟スル所以ノ者ハ実行ヲ先キニシ、同胞ノ親ヲ厚フシ、休戚ヲ共ニシ、以テ各自ノ安寧ヲ謀リ、広ク有益ノ諸説ヲ採択シ頗ル処世ノ本分ヲ尽シ、長ク邦家ヲ保愛スルニアリ」とうたつて、盟約金五〇銭を納入し、会合は講談ならび

に討論会を隔月第二日曜日に開き、東徳寺を仮会場と定めている。必要に応じて臨時会を持つとし、たがいに儉約と正直と信義を失わないことを申合せている。この会には約一〇〇名の社員があったと言われている。その明細は不明であるが、発起人などの文書から拾って見ると次の第32表の人々の名が見られる。

さらに好問社の演説討論会を見ると、明治十五年一月十八日窪野谷村で第二回の演題が次のように報じられている（『総房共立新聞』明治十五年一月十六日）。

第32表 好問社に参加した人々

役職	氏名	在住	職業
社長	菅谷周祐	櫻井	農、元教員
幹事	佐藤万太郎	大久保	農、醫師
〃	平野藤右エ門	平山	農、農
〃	上代麟五郎	東和田	農
〃	渡辺佐左衛門	舟戸	農
〃	飯田広造	窪野	醫師
〃	木内貞順	東和田	農
	菅谷棗愿	櫻井	農
	椎名富造	大久保	農
	宮内久米三郎	〃	農
	飯田長兵衛	大友	農
	河連文之助	〃	農
	岡野重左エ門	万才	商
	菅谷藤助	〃	農
	高野金之助	櫻井	農
	穂野実道	舟戸	元土族
	宇佐美万次郎	平須	農、教師
	持田駿一郎	賀山	教員
	菅谷照吉		

女子は教育の基 宇佐美万太郎

今年はず年に非ず 佐藤万太郎

衛生は開明進歩の主務 平野南海

今日の急務は郡立中学を興すにあり

菅谷周祐

今を照して古を鑑みよ 穂野実道

知識は教育に由るの説 持田駿一郎

主義を要する恐れ 飯田広造

耐忍の説 菅谷照吉

そのほか、「国の開明の域に進むるは知力と金力のいづれが云々」といった討論もされて、政治、学芸を中心に衛生面にもその開

明と自立の精神の涵養につとめていたことがうかがわれる（好問社については川口市 鈴木秀幸氏の調査史料および佐藤邦寿家文書による）。

こういつた結社による啓蒙運動のうえに、明治十五年に入つて温知社、好問社、共進社などを中心に、自由党下総支部結成が須賀山村高木惣兵衛らの運動で自由党本部から末広重恭ら三人の参加のもとに進められた。同年三月十四日夜、佐原の法界寺で学術演説会が、そして十五日には自由党下総支部結成の大会が開かれ、ここに自由党の地方組織が作られた。この時、部理（地方部の代表者）に飯田喜太郎がなり、幹事に大久保の佐藤万太郎、須賀山の高木惣兵衛が就任している。この時の黨員名簿と地方部党則が高木惣兵衛家に残されている。これによると、東庄地域からは佐藤万太郎、高木惣兵衛、飯田広造、宇佐美万次郎、椎名愿治、宮内富三、宮内久米三郎、青野権右衛門、渡辺佐左衛門、宮内芳松、多田彦次郎、越川与藏、野口進、市橋庸助、川嶋政右衛門、小山富之助、岩井清藏、平野藤右衛門の一八名の名が記されている。これによって好問社の社員であっても、必ずしも自由党に参加したわけではないことがわかる。また、自由党が各社をすべて組入れたものではないことを示している。これらの一八名の人はいずれも自作農以上の富裕な人々であることが特徴的である。

下総自由党結成以後のこれらの人々の動きについては明確ではない。演説会や党大会への参加は容易に想像されるところであるが、その詳細についてはわからない。『香取民衆史』（一号）の記述によれば、部理であった飯田喜太郎や高野麟三などについて県外の出来事にも関与し、全国的な志向とは全く無関係でなかったことが記されている。また、高野は、大井憲太郎社主の「あずま新聞」の主幹にもなっている。一方、隣村万歳村の花香恭次郎などの活動家のいたことも無視できないところであろう。

しかし、自由党も官憲の弾圧と下部組織の過激な行動に応じがたく、明治十七年にいたって解党の止むなきにいた

った。

その後、しばらく民権運動は下火になったが、国会開催を前にして明治二十年（一八八七）ごろから次第に活発になり、香取、海匝においてもふたたび学術研究会や、政談演説会が盛んになった。特に「小異を捨てて大同に就く」という言葉が盛んに用いられ、香取倶楽部や東総倶楽部といった組織が誕生し、とくに東総倶楽部はその、色あいが濃く、三大事件建白運動にまで高揚していった。高木惣兵衛らもこの運動に参加していた。

こうして地方にまで高揚した全国的な運動も、さまざまな曲折を経て二十三年の立憲自由党の結成に連らなっていた。なお、当時の地域における政治的な動きを明治二十二年一月三日の『東海新報』（香取通信）一七七号の資料紹介による）に次のように報じられている。

去る十二月二十九日県下香取郡須賀山村に於て催ふされたる政談演説会及び県会議員慰勞は近来に聞ざる盛会なりき、（中略）時刻未だ至らざるに会する者八百余名会場に溢れて、軒下庭前に至るまで実に人の山を築けり、会場の入口には壮烈なる句を筆太に書したる旗交叉し、夜に入りては夥多の球灯を掲げ其盛況言語に尽し難きなりき。零時十五分に至り第一席に平野藤右衛門氏は合同の勢力、第二席井田忠信氏は時機既に迫れりと云ふを演じ、第三席高野麟三氏は俗論に迷ふ勿れと云ふ演題にて悲愴切実に論述されたり、第四席玉置惺一郎氏は地方志士に望むとの論題にて理論より実際に入り例の能弁を以て演説せられたり、第五席山川善太郎氏は農民の勝利と題し、高尚の理想を卑近の事実と照合し来りて将来農民が政治上に勝利を得べき理由を説かれたるは頗る感動を与へたり。最終に板倉中氏は功を一簣に欠く勿れと言はる論題にて我党は既に其実力を有し、其目的既に立り、此際唯だ一の団結を欠く時は所謂功を一簣に欠く者なりとの理由と団結の方法とを懇切に論述せられたり。何れも拍手喝采の声場の内外を震動し、板倉氏の演説を畢る頃には殆ど千名の聴衆は参集せしなるべし、其より午後六時慰勞会を開きたるが、来会者は同地の有力者のみにて九十有七名、発起人総代として高木惣兵衛氏一の勇壮着実なる趣意書を朗読されたり。（中略）畢り

て玉置、板倉の両氏は県會議員中二十余名に代りて謝辭を述べ、續て山川、高野、井田の諸氏を始め遠藤、石橋、平野、其他の諸氏代る々々其所思を述べ互ひに既往將來の談濃（まじり）かに各歡を尽力して全く散会せられしは午後十時頃なりき、今回の発起者となりて専ら尽力せられたる人々は高木物兵衛、小山富之助、遠藤誠一、菅佐原文次郎、平野藤衛門、菅佐原勝藏、井伊量太郎、加瀬安太郎其他の諸氏にして將來益々團結を固くし、以て自由正義の光輝を同地方に輝かせんとせらるゝ由、諸氏の熱心実に稱揚するに余あり

この記事からも、この地域の人々の活動がなお盛んであることがわかる。

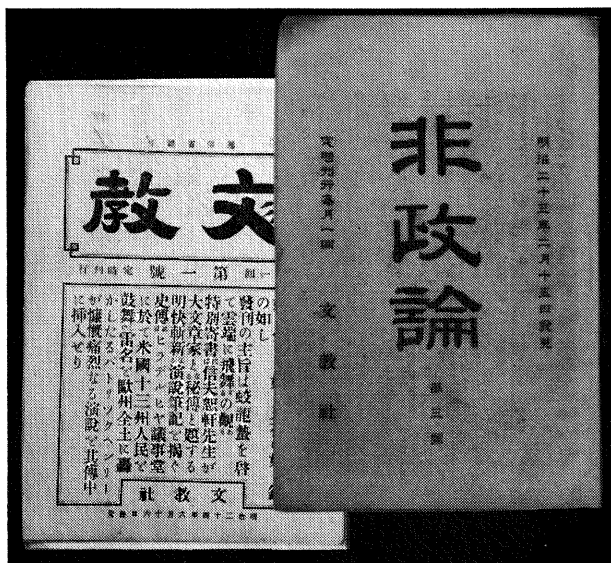
民権活動に参加し指導的な役割を演じた一人である高木惣兵衛は、明治十五年には、利根川の沖洲にある御料地開墾下作問題でも惣代となり、建白書を宮内卿徳大寺実則に送ったり、利根川の河川開鑿運動にも会頭となって活躍した。彼は産業面でも早くから養蚕組合を作つて向上を図つたといわれ、かたわら昨非堂塵外と号して俳句を通して文化活動にも貢献するところが大きかつた。また、自由党下総地方部の幹事であつた佐藤万太郎は若くして没したが、その弟靖が、月刊誌『非政論』の発行者になるなどして、地域の啓蒙運動につくした。

月刊誌『非政論』は、良文村久保の渡辺操を中心とする文教社が発行所で、発行人が大久保の佐藤靖、編さん人渡辺長次郎、印刷人は平山の平野藤右衛門、印刷所は民政社によつて、明治二十二年十二月十五日に第一号が発行された。そして第三号からは神代村の神田に支局有為社を置いてその発行が続けられた。

文教社常務員は、民権運動に参加した平山の平野南海（藤右衛門）、同じく下総支部の幹事であつた佐藤万太郎の弟靖、それに渡辺長次郎、菅谷照吉、渡辺操（主筆）である。この雑誌の発行には近隣の多くの有志から寄附が寄せられ、佐原の大須賀庸之助、神代の上代麟五郎、橋村の岩田廉堂などの名も見える。

内容は、非政論（社説）、特別寄書、文苑、雑録雜報、寄書、擬律擬判に分けて編集され、特別寄書には学界等から

の寄稿の論文、文苑は中央および地元の人々の漢詩、和歌、俳句があり、雑録雑報には香取郡内を中心に社会の動向が記され、寄書には地元の人々の論文を中心に、さらに擬律擬判、生徒欄を設けて一般に開放している。そして一号の巻頭には次のように解題されている。



『非政論』と『文教』

非政論は……元気の消長を論じ學術の榮を競ふ演壇文場にして

其目的は各人が精神を錬磨し智識を運用して文山と文海を跋渉するの興馬舟楫となるを以て自ら任じ道義の衰頽を挽回するに在り

法律經濟心理哲学……学士或は専門家の立案せられる新説を掲ぐ
歴史談は……国の大勢を論し或は英雄豪傑の略伝を掲ぐ

隨筆經史批評は……信夫恕軒先生が例の快筆を以て文法より批評を下せしものと高談快話一読奮起せしむる者を掲ぐ

文……諸大家の斬新奇抜なる論說序跋の類及び総ての投書を掲ぐ

詩……風流諸子乃投書にかゝる総ての玉章を掲ぐ

歌……国学の木鐸たる佐々木弘綱翁及び併せて諸家の投吟を掲ぐ

俳諧……夜雪庵金羅宗匠を始め是又各位の投險を掲ぐ

寄書……何人を論せず総へて之を掲ぐ

生徒欄内……小学校ハ勿論各学校の幼年諸子の文詩歌句を掲ぐ

右に示されているように、『非政論』は學術の榮を競う文場であるとし、地方人民の覚醒と開明を通し、國家の興隆を指向するとしている。

さらに大同団結運動の興揚とともに、香取俱樂部や東総俱樂部の動きも記述されており、香取俱樂部では設立主意の中に毎月『非政論』の購読を勧めている、しかし、『非政論』は地域の期待を集めながらも、明治二十三年九月十五日の一〇号をもって発行の停止を命ぜられて廃刊となった。

その翌年の明治二十四年六月十六日、同じ良文村久保の文教社から雑誌『文教』が発行された。発行兼印刷人は高木惣兵衛、編さん人は平野藤右衛門であった。二号からは滑川に基盤を置く国華社と合同して、神田の支社有為社から発行されて、発行兼編さん人は菅谷元治、印刷人江嶋伊之吉に変わった。

社員には、遠藤義三郎、宮沢与一郎、小倉彌太郎、高木惣兵衛、菅谷元治、江嶋伊之助、鈴木儀左衛門、多田虎松、渡辺操、平野南海、佐藤靖があり、その後、鎌形石松、菅原菊次郎、石橋清、宮野昌平が参加している。さらに社友として、東庄では岩田藤兵衛、上代麟五郎、菅谷照吉、鈴木常三郎、高野眞澄、高木信太郎などがいた。内容は非政論とほとんど変わりなく、社説、特別寄書、文苑、寄書、実業、附録からなっていて、地域の覚醒と開明を基本に、文学、産業の発達と公共的徳義の高揚をめざしている。発行に際して、元自由党下総地方部の常議員であった櫻井寛は、次のような祝辞を寄せている。

友人昨非堂高木君、南海平野君、存軒渡辺君日頃文教ナル一雑誌ヲ発兌セントス、蓋シ文教ハ文学的論評ヲ主トシテ生ル、ナラシ、三君素ト是レ政海ニ雄飛スル処ノ志士ナリ、今天下有事波瀾汪洋ノ時ニ際シ徒ラニ文学世界ニ彷徨スルモノ余三君ノ平生ニ

於テ大ニ訝ル処ナリ

然レトモ今日政海ニ游泳スルノ士、其操行不定、毫モ唯文高潔ノ思想ナク真ノ憂世家愛国家タルモノ殆ト稀ナリ、之レ抑モ如何ナル原因ゾ、余ハ之ヲ日本現今ノ文学徒ヲニ隱險殺伐ニシテ彼ノ高潔優美ナル思想ヲ養フ能ハザルニ歸セザル可カラズ、見ヨ日ニ月ニ出ル処ノ新聞雜誌其論議スル処一ニ涸燥セル政論信個ナル文章ノミ吁是レ世人ヲシテ其天真ヲ全フセシメサル所以カ、惟フニ文学ノ高尚雄大ナル大ニ人ヲ感化セシムルノ力アリ、政治ト云ヘ法律ト云ヘ皆是レ社会意志ノ働キノミ社会ノ意志ニシテ高尚雄大ナランカ政治法律共ニ高尚雄大ナラザルヲ得ス、然リ果シテ然リトセバ文学ノ隆盛ハ以テ一國文明ノ根底ヲ造ルノ基ト云フヲ得ヘキナリ

三君ノ文教ヲ発兌スルノ意モ亦徒ラニ吟花嘯月ノ翫弄ニ供スルニアラズシテ必ズヤ一世ヲ感化シ以テ他日清秀ノ国家ヲ經營センコトヲ期スルナラン、余豈三君ノ慧眼達識ニ感ゼザルヲ得ンヤ、吁文教爾チ刀水ノ畔甲山ノ下ニ生ル、此美ナル山水風物以テ爾チガ生長ヲ助クベシ、余ハ爾チノ一日モ速ニ発育セン事ヲ行望シテ止マザルモノナリ（梅香 櫻井寛）

こうして多くの期待を寄せられながら、渡辺操を中心に、農業を営む人、商人、医者、教員などの、自由民権に参加した人々が、この月刊誌『文教』に自からの開明と地域の向上を託したのである。そして同誌はこの地域に大きな影響を与えたのである。

『文教』はやがて『無逸』へ、そして『同志文学』と変って、明治三十五年には一〇〇号を越してゆき、『同志文学』も、良文を支所として、発行所も編さんも印刷も中央へと移っていった。